

令和5年（第4回）山鹿市議会 12月定例会

会期日程表

日次	月 日	曜 日	本 会 議 / 委 員 会
1	11月28日	火	開会・提案理由説明
2	11月29日	水	休会（発言通告締切 正午まで）
3	11月30日	木	休 会
4	12月1日	金	
5	12月2日	（土）	
6	12月3日	（日）	
7	12月4日	月	
8	12月5日	火	質疑・一般質問
9	12月6日	水	質疑・一般質問・委員会付託
10	12月7日	木	予算決算常任委員会
11	12月8日	金	休 会
12	12月9日	（土）	
13	12月10日	（日）	
14	12月11日	月	建設経済委員会／分科会
15	12月12日	火	市民福祉委員会／分科会
16	12月13日	水	総務文教委員会／分科会
17	12月14日	木	休 会
18	12月15日	金	予算決算常任委員会
19	12月16日	（土）	休 会
20	12月17日	（日）	
21	12月18日	月	
22	12月19日	火	議会運営委員会
23	12月20日	水	委員長報告・討論・採決・閉会

令和5年（第4回）山鹿市議会12月定例会

目 次

第1号（11月28日）	頁
1. 議事日程	3
2. 本日の会議に付した事件	4
3. 出席議員	4
4. 説明のため出席した者	5
5. 事務局職員出席者	6
6. 日程第1 会議録署名議員の指名	8
7. 日程第2 会期の決定	8
8. 日程第3 議案第84号～議案第124号 報告第13号	8
9. 提案理由の説明	8
(1) 議案第84号（大林総務部長）	8
(2) 議案第85号（大林総務部長）	8
(3) 議案第86号（大林総務部長）	9
(4) 議案第87号（池田市民部長）	9
(5) 議案第88号（山崎福祉部長）	10
(6) 議案第89号（山崎福祉部長）	10
(7) 議案第90号（山崎福祉部長）	11
(8) 議案第91号（石井農林部長）	11
(9) 議案第92号（阿蘇品水道局長）	11
(10) 議案第93号（松尾建設部長）	13
(11) 議案第94号（大林総務部長）	13
(12) 議案第95号（野満福祉部次長）	15
(13) 議案第96号（野満福祉部次長）	15
(14) 議案第97号（野満福祉部次長）	15
(15) 議案第98号（阿蘇品水道局長）	16
(16) 議案第99号（木村市民医療センター事務部長）	16
(17) 議案第100号（松尾建設部長）	17
(18) 議案第101号（松尾建設部長）	17
(19) 議案第102号（中尾教育部長）	17

(20) 議案第103号 (石井農林部長)	18
(21) 議案第104号 (石井農林部長)	18
(22) 議案第105号 (樺建設部次長)	18
(23) 議案第106号 (樺建設部次長)	19
(24) 議案第107号 (園田教育部首席審議員)	19
(25) 議案第108号 (園田教育部首席審議員)	19
(26) 議案第109号 (園田教育部首席審議員)	19
(27) 議案第110号 (阿蘇品副市長)	19
(28) 議案第111号 (阿蘇品副市長)	19
(29) 議案第112号 (阿蘇品副市長)	19
(30) 議案第113号 (阿蘇品副市長)	19
(31) 議案第114号 (阿蘇品副市長)	19
(32) 議案第115号 (阿蘇品副市長)	19
(33) 議案第116号 (阿蘇品副市長)	19
(34) 議案第117号 (阿蘇品副市長)	19
(35) 議案第118号 (阿蘇品副市長)	19
(36) 議案第119号 (阿蘇品副市長)	19
(37) 議案第120号 (阿蘇品副市長)	19
(38) 議案第121号 (阿蘇品副市長)	19
(39) 議案第122号 (阿蘇品副市長)	19
(40) 議案第123号 (阿蘇品副市長)	19
(41) 議案第124号 (阿蘇品副市長)	19
(42) 報告第13号 (山崎福祉部長)	20
10. 散 会	20

第2号 (12月5日)

1. 議事日程	25
2. 本日の会議に付した事件	26
3. 出席議員	26
4. 説明のため出席した者	26
5. 事務局職員出席者	27
6. 日程第1 質疑・一般質問	28
(1) 松見真一議員質疑	28
○阿蘇品水道局長答弁	28

(2) 松見真一議員一般質問	30
○石井農林部長答弁	30
(3) 松見真一議員一般質問	31
○石井農林部長答弁	31
(4) 松見真一議員一般質問	31
○石井農林部長答弁	32
(5) 松見真一議員一般質問	33
○池田市民部長答弁	34
(6) 松見真一議員一般質問	35
○中尾教育部長答弁	35
(7) 松見真一議員一般質問	36
○中尾教育部長答弁	36
(8) 松見真一議員一般質問	37
(9) 豊田新二郎議員一般質問	37
○堀田教育長答弁	38
(10) 豊田新二郎議員一般質問	39
○中尾教育部長答弁	39
(11) 豊田新二郎議員一般質問	40
○山崎福祉部長答弁	41
(12) 豊田新二郎議員一般質問	42
○山崎福祉部長答弁	42
(13) 豊田新二郎議員一般質問	43
○早田市長答弁	44
(14) 豊田新二郎議員一般質問	45
○中尾教育部長答弁	45
(15) 豊田新二郎議員一般質問	46
(16) 勢田昭一議員一般質問	47
○山崎福祉部長答弁	47
(17) 勢田昭一議員一般質問	48
○山崎福祉部長答弁	49
(18) 勢田昭一議員一般質問	49
○山崎福祉部長答弁	50
(19) 勢田昭一議員一般質問	51
○早田市長答弁	51

(20) 勢田昭一議員一般質問	51
(21) 古川和博議員一般質問	52
○大林総務部長答弁	53
(22) 古川和博議員一般質問	54
○大林総務部長答弁	55
(23) 古川和博議員一般質問	55
○石井農林部長答弁	56
(24) 古川和博議員一般質問	57
○大林総務部長答弁	58
(25) 古川和博議員一般質問	59
○大林総務部長答弁	59
(26) 古川和博議員一般質問	60
○大林総務部長答弁	60
(27) 古川和博議員一般質問	61
○大林総務部長答弁	61
(28) 古川和博議員一般質問	62
(29) 高橋龍一議員一般質問	63
○阿蘇品水道局長答弁	64
(30) 高橋龍一議員一般質問	65
○阿蘇品水道局長答弁	65
(31) 高橋龍一議員一般質問	66
○大林総務部長答弁	68
(32) 高橋龍一議員一般質問	68
○吉野首席教育審議員答弁	69
(33) 高橋龍一議員一般質問	69
○大林総務部長答弁	70
(34) 高橋龍一議員一般質問	71
○吉野首席教育審議員答弁	71
(35) 高橋龍一議員一般質問	72
(36) 北原昭三議員一般質問	72
○白石商工観光部長答弁	73
(37) 北原昭三議員一般質問	74
○大林総務部長答弁	74
(38) 北原昭三議員一般質問	75

○大林総務部長答弁	76
(39) 北原昭三議員一般質問	76
○大林総務部長答弁	77
(40) 北原昭三議員一般質問	77
○中尾教育部長答弁	77
(41) 北原昭三議員一般質問	78
○中尾教育部長答弁	78
(42) 北原昭三議員一般質問	78
○中尾教育部長答弁	79
(43) 北原昭三議員一般質問	79
○中村選挙管理委員会事務局長答弁	79
(44) 北原昭三議員一般質問	80
○中村選挙管理委員会事務局長答弁	80
(45) 北原昭三議員一般質問	81
○中村選挙管理委員会事務局長答弁	81
(46) 北原昭三議員一般質問	82
7. 散会	82

第3号（12月6日）

1. 議事日程	85
2. 本日の会議に付した事件	85
3. 出席議員	86
4. 説明のため出席した者	86
5. 事務局職員出席者	87
6. 日程第1 質疑・一般質問	88
(1) 金光一誠議員一般質問	88
○大林総務部長答弁	89
(2) 金光一誠議員一般質問	89
○白石商工観光部長答弁	90
(3) 金光一誠議員一般質問	90
○早田市長答弁	91
(4) 金光一誠議員一般質問	92
○大林総務部長答弁	92
(5) 金光一誠議員一般質問	93

○石井農林部長答弁	94
(6) 金光一誠議員一般質問	94
○早田市長答弁	95
(7) 金光一誠議員一般質問	96
○池田市民部長答弁	96
(8) 金光一誠議員一般質問	97
○池田市民部長答弁	97
(9) 金光一誠議員一般質問	97
○早田市長答弁	98
(10) 金光一誠議員一般質問	99
○松尾建設部長答弁	99
(11) 金光一誠議員一般質問	100
○松尾建設部長答弁	100
(12) 金光一誠議員一般質問	100
○大林総務部長答弁	101
(13) 金光一誠議員一般質問	101
○早田市長答弁	101
(14) 金光一誠議員一般質問	102
(15) 関口和良議員一般質問	102
○松尾建設部長答弁	103
(16) 関口和良議員一般質問	103
○大林総務部長答弁	104
(17) 関口和良議員一般質問	105
○大林総務部長答弁	105
(18) 関口和良議員一般質問	106
(19) 有働辰喜議員一般質問	106
○中尾教育部長答弁	108
(20) 有働辰喜議員一般質問	108
○中尾教育部長答弁	109
(21) 有働辰喜議員一般質問	109
○中尾教育部長答弁	110
(22) 有働辰喜議員一般質問	110
○中尾教育部長答弁	111
(23) 有働辰喜議員一般質問	112

○中尾教育部長答弁	113
(24) 有働辰喜議員一般質問	114
○中尾教育部長答弁	114
(25) 有働辰喜議員一般質問	115
○中尾教育部長答弁	115
(26) 有働辰喜議員一般質問	116
○中尾教育部長答弁	116
(27) 有働辰喜議員一般質問	117
○中尾教育部長答弁	118
(28) 有働辰喜議員一般質問	118
○中尾教育部長答弁	119
(29) 有働辰喜議員一般質問	119
(30) 芋生よしや議員一般質問	120
○阿蘇品水道局長答弁	122
(31) 芋生よしや議員一般質問	122
○阿蘇品水道局長答弁	123
(32) 芋生よしや議員一般質問	124
○早田市長答弁	124
(33) 芋生よしや議員一般質問	124
○早田市長答弁	125
(34) 芋生よしや議員一般質問	125
○山崎福祉部長答弁	126
(35) 芋生よしや議員一般質問	127
○山崎福祉部長答弁	127
(36) 芋生よしや議員一般質問	128
○山崎福祉部長答弁	129
(37) 芋生よしや議員一般質問	129
○山崎福祉部長答弁	130
(38) 芋生よしや議員一般質問	130
○山崎福祉部長答弁	132
(39) 芋生よしや議員一般質問	133
○山崎福祉部長答弁	134
(40) 芋生よしや議員一般質問	134
○山崎福祉部長答弁	134

(41) 芋生よしや議員一般質問	135
○早田市長答弁	135
(42) 永田紘二議員一般質問	136
○石井農林部長答弁	137
(43) 永田紘二議員一般質問	137
○石井農林部長答弁	138
(44) 永田紘二議員一般質問	138
○山崎福祉部長答弁	140
(45) 永田紘二議員一般質問	141
○山崎福祉部長答弁	141
(46) 永田紘二議員一般質問	142
○山崎福祉部長答弁	142
(47) 永田紘二議員一般質問	143
○山崎福祉部長答弁	143
(48) 永田紘二議員一般質問	144
○山崎福祉部長答弁	144
(49) 永田紘二議員一般質問	145
○山崎福祉部長答弁	145
(50) 永田紘二議員一般質問	146
7. 日程第2 委員会付託	147
8. 散会	147

第4号（12月20日）

1. 議事日程	151
2. 本日の会議に付した事件	152
3. 出席議員	153
4. 説明のため出席した者	153
5. 事務局職員出席者	154
6. 日程第1 議案第84号～議案第124号	155
7. 各常任委員長の報告	155
(1) 建設経済常任委員長報告	155
(2) 市民福祉常任委員長報告	157
(3) 総務文教常任委員長報告	157
(4) 予算決算常任委員長報告	159

8. 質 疑	160
9. 討 論	160
(1) 芋生よしや議員討論	160
10. 採 決	162
11. 日程第2 議案第125号～議案第126号	164
12. 提案理由の説明	164
(1) 議案第125号(大林総務部長)	164
(2) 議案第126号(中尾教育部長)	165
13. 質 疑	165
(1) 芋生よしや議員質疑	165
○山崎福祉部長答弁	166
14. 討 論	166
15. 採 決	167
16. 閉 会	167

1 1 月 2 8 日 (火曜日)

令和5年（第4回）山鹿市議会12月定例会会議録

議事日程（第1号）

令和5年11月28日（火曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第84号 山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第85号 山鹿市一般職の職員の給与に関する条例及び山鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第86号 山鹿市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第87号 山鹿市印鑑の登録及び証明に関する条例及び山鹿市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第88号 山鹿市北町老人集会所条例を廃止する条例
- 議案第89号 山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第90号 山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第91号 山鹿市農産物加工施設条例の一部を改正する条例
- 議案第92号 山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議案第93号 山鹿市下水道条例及び山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 議案第94号 令和5年度山鹿市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第95号 令和5年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第96号 令和5年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第97号 令和5年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第98号 令和5年度山鹿市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第99号 令和5年度山鹿市病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第100号 令和5年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第101号 令和5年度山鹿市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 議案第102号 財産の取得について
- 議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市6次産業化・観光連携推進施設）

- 議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について
(山鹿市鹿央農産物加工施設(味土里工房))
- 議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について
(山鹿バスセンター(待合所棟))
- 議案第106号 公の施設の指定管理者の指定について
(山鹿バスセンター(物販棟))
- 議案第107号 公の施設の指定管理者の指定について
(山鹿市民交流センター(文化ホール施設及び研修施設))
- 議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について
(山鹿市カルチャースポーツセンター)
- 議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について
(山鹿市民プール)
- 議案第110号 人権擁護委員の推薦について
- 議案第111号 農業委員会委員の任命について
- 議案第112号 農業委員会委員の任命について
- 議案第113号 農業委員会委員の任命について
- 議案第114号 農業委員会委員の任命について
- 議案第115号 農業委員会委員の任命について
- 議案第116号 農業委員会委員の任命について
- 議案第117号 農業委員会委員の任命について
- 議案第118号 農業委員会委員の任命について
- 議案第119号 農業委員会委員の任命について
- 議案第120号 農業委員会委員の任命について
- 議案第121号 農業委員会委員の任命について
- 議案第122号 農業委員会委員の任命について
- 議案第123号 農業委員会委員の任命について
- 議案第124号 農業委員会委員の任命について
- 報告第13号 専決処分報告について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員(19名)

1 番 関 口 和 良

2番	永田	壮拓
3番	深牧	大助
4番	原	芳郎
5番	隈部	賢治
6番	高橋	龍一
7番	豊田	新二郎
8番	山下	誠治
9番	古川	和博
10番	金光	一誠
11番	松見	真一
13番	小川	榮二
14番	芋生	よしや
15番	勢田	昭一
16番	有働	辰喜
17番	服部	香代
18番	富丸	洋一郎
19番	北原	昭三
20番	永田	紘二



説明のため出席した者

市長	早田順一
副市長	阿蘇品貴司
教育長	堀田浩一郎
総務部長	大林秀樹
市民部長	池田淳志
福祉部長	山崎寿雄
農林部長	石井耕一郎
商工観光部長	白石浩二
建設部長	松尾正都
教育部長	中尾雄二
教育部首席審議員	園田正尚
市民医療センター事務部長 兼経営管理課長兼経営企画室長	木村隆男
消防本部消防長	有尾壽朗

福 祉 部 次 長	野 満 ふみ子
福祉部次長兼福祉課長	徳 丸 和 孝
農 林 部 次 長	栗 原 昭 浩
建 設 部 次 長	樺 浩 介
水 道 局 長	阿蘇品 健
総 務 課 長	鬼 塚 敦 夫
財 務 課 長	富 崎 嘉 隆
市 民 課 長	松 林 敏 治

事務局職員出席者

議会事務局長兼議会総務係長	小 山 天
局長補佐兼議事係長	森 英 州
書 記	木 村 隆 寛

午前10時00分 開会

○

○服部香代 議長

ただいまから令和5年（第4回）山鹿市議会12月定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

初めに、市長から発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

皆さん、おはようございます。

令和5年12月定例会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

まず、近況として、この10月から11月にかけて、市内各地で多くの祭り・イベント等が開催をされました。

10月7日・8日の鹿本招魂祭よるフェスに始まり、鹿央ふるさと祭りや鹿北茶山唄全国大会、そして先日のかほくまつりやかおう物産館まつり、地域の運動会・収穫祭など、どれもが盛会のうちに終了をいたしました。数年ぶりに開催されたものや本来の規模に戻したのもあったようですが、地元の皆さんをはじめ、市外からお越しの皆さんも巻き込んだ元気な笑顔に出会える機会となりましたことは、大変喜ばしいことであり、開催に向け御尽力いただきました皆様に対し、改めて感謝を申し上げます。

また、今月初めに県北観光協議会で行いました台湾トップセールスでは、台湾の方々の熱気に圧倒されながら、山鹿市の魅力を旅行博の会場と旅行会社等に対して力強くPRをしてきました。県北エリアは、台湾ではまだまだ知名度が低く、需要を取り込めていない状況です。今後の台湾からの観光客受入れに向け、本市の課題を整理するとともに、県北地域一体となった受入れ態勢づくりを急ぐ必要があると強く感じたところでございます。

さて、今年も残すところ1か月余りとなりました。現在、熊本県内、市内におきましても、インフルエンザがはやり出してきております。自身の健康を守ることはもちろんでございますが、家庭や学校、地域社会において、健康管理の徹底を図りながら1年を締めくくりたいものです。

本定例会において御審議いただきます議案は、条例10件、予算8件、財産の取得1件、指定管理者の指定7件、人事案件15件及び報告1件でございます。これら諸議案につきましては、担当職員が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。開会の御挨拶といたします。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○服部香代 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、金光一誠議員、古川和博議員を指名いたします。

○

日程第2 会期の決定

○服部香代 議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月20日までの23日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○服部香代 議長

御異議なしと認めます。よって、会期は23日間と決定いたしました。

○

日程第3 議案第84号～議案第124号

報告第13号

○服部香代 議長

日程第3、議案第84号から報告第13号までの全案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

議案第84号から議案第86号までの3議案について、御説明を申し上げます。

まず、議案第84号 山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、国家公務員特別職及び県内自治体における特別職の期末手当の状況に鑑み、市議会議員及び市長等の期末手当の支給割合を年間0.1月引き上げるものであります。

附則としまして、この条例は一部の規定を除き、公布の日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

次に、議案第85号 山鹿市一般職の職員の給与に関する条例及び山鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げ

ます。

本案は、国家公務員及び熊本県職員の給与改定に準じて、職員の月例給を平均1.16%、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05月引き上げるため、所要の規定の整備を行うものです。

また、一定期間以上継続して在宅勤務等を命ぜられた職員に対し、手当を支給するための規定を新設するものです。

附則としまして、この条例は一部の規定を除き、公布の日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

最後に、議案第86号 山鹿市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、使用目的のない空き家の増加が今後も見込まれる中、空き家の除却等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を強化する必要があることから、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正されたため、引用する法令の条項整理を行うものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

池田市民部長。

[池田淳志 市民部長 登壇]

○池田淳志 市民部長

議案第87号 山鹿市印鑑の登録及び証明に関する条例及び山鹿市手数料条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正により、マイナンバーカードの所持者について、電子証明書のスマートフォンへの搭載が可能となったこと等を踏まえ、印鑑登録証明書の交付の申請の際に印鑑登録証の添付を不要とする電子証明書を利用した申請の方法及び電子証明書を利用したコンビニエンスストア等における証明書等の交付に係る手数料の減額措置等について、所要の規定の整備を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は規則で定める日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

○山崎寿雄 福祉部長

議案第88号から議案第90号について、御説明を申し上げます。

まず、議案第88号 山鹿市北町老人集会所条例を廃止する条例について、御説明を申し上げます。

本案は、山鹿市北町老人集会所を本年度末で廃止するため、条例を廃止する必要があり、御提案するものでございます。

本施設は、北町区民の高齢者福祉の増進を図るため設置をしておりましたが、施設の利用者は年々減少し、最終的には利用がなくなったことから、施設の廃止と条例の廃止をするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第89号 山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い所要の規定を整備するとともに、本市の国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、そのための保険税率の見直しに伴い、条例を改正する必要があり、提案するものでございます。

改正の内容について、御説明を申し上げます。

まず、地方税法等の一部改正につきましては、1ページから3ページ上段の第1条の部分になります。内容といたしましては、子育て世帯の負担軽減及び次世代育成支援の観点から、国民健康保険世帯の中に出産する予定または出産した被保険者がある場合に、国民健康保険税の所得割額及び被保険者の均等割額を減額するものでございます。

次に、国保税の見直しにつきましては、3ページ中段から4ページ上段の第2条部分になります。

まず、本市の国保の事業運営につきましては、社会保険の適用拡大や労働形態の変化等によりまして、被保険者の減少に伴う保険税の減収と、平成30年度の国保制度改革時の時限的措置でありました国保税の負担軽減措置が来年度以降、廃止・見直しされることが示され、現在保有している基金につきましては令和8年度には底をつくという見込みでございます。

これらのことから、平成30年度の減額改定以降据え置いてまいりました税率の計画的な見直しと、計画的な基金の取崩しによる補填、これによりまして国保税の急激な負担増を抑制するため、今回見直しを行うものでございます。

試算では、1人当たりの国保税額は、本年6月の本算定賦課時点に比べまして、介護保険料を含めまして平均で約7,400円、8.4%の引き上げとなる見込みでございます。

なお、附則といたしまして、この条例のうち地方税法等の一部改正による規定の整備につきましては令和6年1月1日から、国保税率の改定につきましては令和6年4月1日から施行し、必要な経過措置を定めるものでございます。

続きまして、議案第90号 山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が本年9月15日に公布されたことに伴いまして、条例を改正する必要がある、御提案するものでございます。

改正の内容につきましては、認定こども園の設立認可に際し、市が行う確認事項を規定をしております条例の条項等を整理するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

石井農林部長。

[石井耕一郎 農林部長 登壇]

○石井耕一郎 農林部長

議案第91号 山鹿市農産物加工施設条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

鹿央農産物加工施設（味土里工房）の土地の一部を譲渡したことに伴い、所在地に係る分筆の登記による地番を改めることを受け、条例を改正する必要がある、御提案するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

阿蘇品水道局長。

[阿蘇品健 水道局長 登壇]

○阿蘇品健 水道局長

議案第92号 山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

水道事業では、人口減少等に伴い料金収入が減少する一方、今後、施設の維持更新費用の増大などが見込まれ、現行の水道料金で事業を継続した場合、経営状況の悪化は避けられない見通しです。

市民生活や経済活動に不可欠な水道事業でありますので、将来にわたり安定かつ

継続して給水サービスを提供できるよう、経営基盤の強化等に向け、料金体系の見直し及び料金改定等を行うため、条例の改正を提案するものです。

今回の提案に当たっては、水道事業審議会で山鹿市の適正な水道料金の在り方について、御検討、御審議をいただいております、その答申内容を踏まえたものでございます。

改正内容の概要について、御説明いたします。

初めに、議案の別表第1に係ります、料金体系の見直し、料金改定について、要点を御説明いたします。

1点目、基本水量制を廃止します。

これまで使用水量10立方メートルまでを基本水量とし、その範囲内までは基本料金としておりましたが、この基本水量制を廃止し、基本料金に使用水量1立方メートル単位での従量料金を合算し、料金を算定することとします。

2点目、基本料金を改定します。

口径別の料金体系は維持した上で、7種類全ての口径で基本料金を改定します。1例としまして、約9割の世帯で使用されています口径13ミリメートルでは、税抜きで現行780円を860円に改定します。

3点目、従量料金を見直します。

現在の単一従量料金から2つの区分の従量料金、2段従量料金に変更します。この点については、高齢者等の少量使用者の負担緩和を目的として見直すものでございます。

4点目、料金の端数計算を見直します。

消費税を含む料金について、これまで5円未満の端数は切捨て、5円以上10円未満の場合は5円とする端数計算を行っておりましたが、この計算方法を改め、1円単位に見直します。

なお、今回の料金改定では、平均で24.7%の改定率となります。

その他の改正内容としては、一時的な水道の使用など、特別な場合における料金の算定方法等を見直します。

あわせて、料金体系の見直し等に伴い、条文の整備を行うものです。

附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行し、料金の改定につきましては令和6年6月請求分から適用することとします。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

松尾建設部長。

[松尾正都 建設部長 登壇]

○松尾正都 建設部長

議案第93号 山鹿市下水道条例及び山鹿市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本議案につきましては、山鹿市水道事業給水条例の改正を踏まえ、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の端数計算の方法を1円単位に変更するものです。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

議案第94号 令和5年度山鹿市一般会計補正予算（第4号）につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正額は8億3069万9000円です。内訳につきましては、物価高騰対策として5745万5000円、本年7月に落雷被害を受けた防災行政無線設備の復旧費3696万円、人事院勧告等を踏まえた職員の給与の改定等5125万1000円、将来世代の負担軽減を図るための長期債元金の繰上償還6億3656万3000円、国・県の補助採択などの一般行政経費4847万円です。

補正後の総額は、343億2472万3000円であります。

5ページをお願いします。

第2表は、繰越明許費補正です。（款）教育費の公民館長寿命化事業及び（款）災害復旧費の防災行政無線設備の単独災害復旧事業につきまして、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定いたします。

6ページをお願いいたします。

第3表は、債務負担行為補正です。6次産業化・観光連携推進施設管理運営業務など、7件の公の施設の指定管理に関するものについて、記載のとおり追加するものです。

7ページをお願いいたします。

第4表は、地方債補正です。公民館長寿命化事業及び災害復旧事業について、限度額を変更するものです。

続きまして、補正予算の主な内容につきまして、歳出により御説明申し上げます。

20ページをお願いいたします。

(款) 民生費、(目) 保育支援費の補正額752万2000円は、人工呼吸器を装着している児童など、医療的ケアを必要とする児童の受入体制の整備を促進するため、国・県の医療的ケア児保育支援事業補助金を活用し、保育所等における看護師や補助者の配置を支援するものです。

23ページをお願いいたします。

(款) 農林水産業費、(目) 農業振興費の中の農業担い手支援総合対策事業590万2000円は、農地バンクを活用する地域に対する協力金について、国の機構集積協力金交付事業の実施要綱の改定により、協力金の対象要件が拡充されることに伴い、増額するものです。

次に、スーパー中山間地域創生事業670万7000円は、熊本県のスーパー中山間地域創生事業補助金を活用し、ワイン用ブドウや栗など、菊鹿地域における農産物の生産体制の向上やPRに資する設備投資を支援するものです。

次の(目) 畜産費の補正額5672万8000円は、飼料価格高騰の影響を受けている畜産農家の生産意欲の向上及び生産基盤の強化を図るため、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、飼料価格高騰による負担増加分等の一部を支援するものです。

27ページをお願いいたします。

(款) 教育費、(目) 教育振興費の中の学校教育推進事業100万円は、文化芸術を愛する心の醸成等を図るため、市内企業からの寄附金を活用し、市内の中学1年生及び2年生を対象に、本市の魅力を世界に発信する映画「骨なし灯籠」の上映会を開催するものです。

29ページをお願いいたします。

(目) 社会教育施設費の中の公民館長寿命化事業1724万6000円は、現在事業を進めております米田地区公民館の長寿命化工事において、シロアリ被害や雨漏り等による老朽化の進行度合いが想定を超える状況にあり、工事内容を見直す必要が生じたため、事業費の増額を行うものです。

30ページをお願いいたします。

(款) 災害復旧費、(目) 消防施設災害復旧費の補正額3696万円は、本年7月24日の落雷により被害を受けた防災行政無線設備の復旧に取り組むものです。

次に、(款) 公債費、(目) 元金の補正額6億3656万3000円は、長期債元金の一部を繰上償還するものです。来年3月に借入利率の見直しが行われる、平成25年度発行の臨時財政対策債について、繰上償還により約2000万円の利子負担を軽減するものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

野満福祉部次長。

[野満ふみ子 福祉部次長 登壇]

○野満ふみ子 福祉部次長

議案第95号から議案第97号までの3議案について、御説明申し上げます。

まず、議案第95号 令和5年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ134万2000円を追加し、71億2427万1000円とするものです。

6ページをお願いいたします。

補正予算の内容につきまして、事項別明細書の歳出により、御説明申し上げます。

今回の補正は、議案第85号に基づく給与等の改定及び会計間異動等に伴う職員給の調整を行うほか、中段、（款）国民健康保険事業費納付金、（目）一般被保険者医療給付費分の補正につきましては、地方税法等の改正により被保険者の出産における保険税の軽減分を公費により補填することに伴う財源の組替えでございます。

続きまして、議案第96号 令和5年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ90万5000円を追加し、9億8254万1000円とするものです。

5ページをお願いします。

補正予算の内容につきまして、事項別明細書の歳出により、御説明申し上げます。

今回の補正は、議案第85号に基づく給与等の改定及び会計間異動等に伴う職員給の調整を行うものでございます。

続きまして、議案第97号 令和5年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ633万7000円を追加し、69億5798万4000円とするものです。

8ページをお願いいたします。

補正の内容につきまして、事項別明細書の歳出により、御説明申し上げます。

（款）総務費、（目）一般管理費の補正額139万5000円は、介護保険システムの改修と、議案第85号に基づく給与等の改定及び会計間異動等に伴う職員給の調整を

行うものでございます。

また、中段の（款）総務費、（目）賦課徴収費から、10ページの（款）地域支援事業費、（目）居宅介護支援事業費の補正につきましても、議案第85号に基づく給与等の改定及び会計間異動等に伴う職員給の調整を行うものでございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

阿蘇品水道局長。

[阿蘇品健 水道局長 登壇]

○阿蘇品健 水道局長

議案第98号 令和5年度山鹿市水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、給与条例の改正に準じた職員の給与等の改定及び会計間異動等に係る調整を行うものです。

1ページをお願いいたします。

第2条、収益的収入、（第1款）水道事業収益の既決予定額に27万円を追加し、5億7387万5000円とするものです。

また、収益的支出、（第1款）水道事業費用の既決予定額に120万4000円を追加し、5億5299万円とするものです。

なお、これに伴い、第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を93万4000円増額し、5503万6000円とするものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

木村市民医療センター事務部長。

[木村隆男 市民医療センター事務部長 登壇]

○木村隆男 市民医療センター事務部長

議案第99号 令和5年度山鹿市病院事業会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、給与条例の改正に準じた職員給与の改定及び職員の人事異動に伴う会計間異動等による給与費の調整を行うものでございます。

1ページをお願いいたします。

第2条、支出の（第1款）病院事業費用の既決予定額に5941万円を追加し、43億222万6000円とするものでございます。

次に、第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費に5941万円を追加し、23億739万4000円とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

松尾建設部長。

[松尾正都 建設部長 登壇]

○松尾正都 建設部長

議案第100号 令和5年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、給与条例の改正に基づく職員の給与等の改定及び会計間異動等に係る調整を行うものです。

1 ページをお願いします。

第2条、（第1款）下水道事業費用の既決予定額を116万1000円増額し、13億1761万8000円とするものです。

また、これに伴いまして、第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を146万1000円増額し、4442万円とするものです。

続きまして、議案第101号 令和5年度山鹿市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、給与条例の改正に基づく職員の給与等の改定及び会計間異動等に係る調整を行うものです。

また、令和5年度より企業会計に移行したことに伴い、企業会計前に発生した未収金及び未払金の額が確定したことから、所要額を補正するものです。

1 ページをお願いします。

第2条、（第1款）農業集落排水事業費用の既決予定額を213万6000円減額し、8億4422万1000円とするものです。

第3条は、特例的収入及び支出の補正です。予算第4条の2本文中、未収金1660万円を1790万9000円に、未払金2321万円を735万1000円に改めるものです。

また、第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を227万6000円減額し、2660万1000円とするものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

議案第102号 財産の取得について、御説明いたします。

本案は、令和6年度からの小学校教科書改訂に伴い必要となる教師用教科書等の

取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるため提案するものです。

取得する財産は、市内各小学校分の教師用教科書、指導書及び教材一式です。

契約の方法は、随意契約で、取得金額は6329万2056円です。

契約の相手方は、山鹿市山鹿1845番地、山鹿市教科用図書納入組合組合長 原啓二氏でございます。

以上、説明を終わります。

○服部香代 議長

石井農林部長。

[石井耕一郎 農林部長 登壇]

○石井耕一郎 農林部長

議案第103号及び議案第104号の公の施設の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

まず、議案第103号 公の施設の名称は、山鹿市6次産業化・観光連携推進施設でございます。

指定管理者は、熊本市北区和泉町字三ツ塚168番地17、熊本ワインファーム株式会社。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとするものでございます。

続きまして、議案第104号 公の施設の名称は、山鹿市鹿央農産物加工施設（味土里工房）でございます。

指定管理者は、山鹿市鹿央町岩原1449番地6、鹿央農産物加工協議会。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

権建設部次長。

[権浩介 建設部次長 登壇]

○権浩介 建設部次長

議案第105号及び議案第106号、公の施設の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

まず、議案第105号 公の施設の名称は、山鹿バスセンター待合所棟です。

指定管理者は、熊本市西区上代4丁目13番34号、九州産交バス株式会社。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとするものです。

続きまして、議案第106号 公の施設の名称は、山鹿バスセンター物販棟です。
指定管理者は、山鹿市中央通510番地2、一般社団法人山鹿温泉観光協会。
指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとするものです。
以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

園田教育部首席審議員。

[園田正尚 教育部首席審議員 登壇]

○園田正尚 教育部首席審議員

議案第107号から議案第109号までの公の施設の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

まず、議案第107号 公の施設の名称は、山鹿市民交流センターでございます。

指定管理者は、山鹿市山鹿1番地1、一般財団法人山鹿市地域振興公社、指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとするものです。

続きまして、議案第108号 公の施設の名称は、山鹿市カルチャースポーツセンターでございます。

指定管理者は、山鹿市山鹿1番地1、一般財団法人山鹿市地域振興公社、指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとするものです。

続きまして、議案第109号 公の施設の名称は、山鹿市民プールでございます。

指定管理者は、山鹿市寺島187番地1、ビル環境熊本株式会社、指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとするものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

阿蘇品副市長。

[阿蘇品貴司 副市長 登壇]

○阿蘇品貴司 副市長

議案第110号 人権擁護委員の推薦について、御説明申し上げます。

本案は、現委員である井上俊也氏が、令和6年3月31日をもって任期満了となりますので、新たに佐藤アキ氏を人権擁護委員の候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、次のページに略歴を記載しております。御参照の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第111号から議案第124号までの農業委員会委員の任命について、一括して御説明申し上げます。

これらの14案件は、現委員が令和6年1月14日をもって任期満了となります

ので、新たに農業委員会委員として任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

議案第111号は森喜代輝氏を、続きまして議案第112号は坂本照子氏を、議案第113号は田中春雄氏を、議案第114号は島田博道氏を、議案第115号は脇山康二氏を、議案第116号は廣松久喜氏を、議案第117号は稲葉和弘氏を、議案第118号は多久正光氏を、議案第119号は菊川房継氏を、議案第120号は平本和幸氏を、議案第121号は限部誠一氏を、議案第122号は志方精之氏を、議案第123号は前田幸博氏を、議案第124号は長曾我部徹氏を任命しようとするものです。

なお、それぞれ次のページに略歴を記載しております。御参照の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○服部香代 議長

山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

○山崎寿雄 福祉部長

報告第13号 専決処分の報告について、御説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、車両事故に係る損害賠償額の決定及び和解について、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、御報告をするものでございます。

2ページをお願いします。

事故発生日時は、令和5年8月30日、午後1時頃です。

相手方の住所、氏名は、記載のとおりでございます。

事故の概要は、山鹿市菊鹿町内におきまして駐車区画から出ようとした公用車が、誤って後進したことにより、隣接して駐車されていた相手方車両に接触をし、当該車両を損傷させたものでございます。

損害賠償の額は、16万3808円です。

和解事項といたしまして、山鹿市は相手方に対し、本件事故に関する一切の賠償金として、上記金額を支払い、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し何らの債権債務がないことを確認するものでございます。

以上、説明を終わります。

○服部香代 議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

○

散 会

○服部香代 議長

今期定例会において受理しました請願等の取扱いについては、請願等文書表のとおりといたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時50分 散会

~~~~~

1 2月5日(火曜日)

# 令和5年（第4回）山鹿市議会12月定例会会議録

## 議事日程（第2号）

令和5年12月5日（火曜日）午前10時開議

### 第1 質疑・一般質問

○  
発言通告

#### 1. 松見真一

##### 質 疑

（1）議案第92号 山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例

##### 一般質問

- （1）日本一和栗で稼げる山鹿市とは
- （2）移住定住促進施策について
- （3）スクールバス運行について

#### 2. 豊田新二郎

##### 一般質問

- （1）学校給食について
- （2）高齢者福祉について
- （3）スポーツ施設のネーミングライツ導入について
- （4）サイクリングターミナル跡の利活用について

#### 3. 勢田昭一

##### 一般質問

（1）障害者雇用について（共に優しく安心して暮らせる視点）

#### 4. 古川和博

##### 一般質問

- （1）過疎対策事業債の現状及び今後について
- （2）「選ばれる山鹿」に向けた重点施策の進捗状況
- （3）「農村RMO」の展開について
- （4）防災行政無線について

#### 5. 高橋龍一

##### 一般質問

- （1）水道料金の改定について
- （2）「くらしとじんけん」第19集について

6. 北原昭三

一般質問

- (1) 地方都市の活性化に向けて
- (2) 自動車運転免許証返納に対する支援について
- (3) 小中学校の環境について
- (4) 投票所の環境改善について

----- ○ -----

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

----- ○ -----

出席議員（19名）

- 1 番 関 口 和 良
- 2 番 永 田 壮 拓
- 3 番 深 牧 大 助
- 4 番 原 芳 郎
- 5 番 隈 部 賢 治
- 6 番 高 橋 龍 一
- 7 番 豊 田 新二郎
- 8 番 山 下 誠 治
- 9 番 古 川 和 博
- 10番 金 光 一 誠
- 11番 松 見 真 一
- 13番 小 川 榮 二
- 14番 芋 生 よしや
- 15番 勢 田 昭 一
- 16番 有 働 辰 喜
- 17番 服 部 香 代
- 18番 富 丸 洋一郎
- 19番 北 原 昭 三
- 20番 永 田 紘 二

----- ○ -----

説明のため出席した者

- 市 長 早 田 順 一
- 副 市 長 阿 蘇 品 貴 司

|                          |         |
|--------------------------|---------|
| 教 育 長                    | 堀 田 浩一郎 |
| 総 務 部 長                  | 大 林 秀 樹 |
| 市 民 部 長                  | 池 田 淳 志 |
| 福 祉 部 長                  | 山 崎 寿 雄 |
| 農 林 部 長                  | 石 井 耕一郎 |
| 商工観光部長                   | 白 石 浩 二 |
| 建 設 部 長                  | 松 尾 正 都 |
| 教 育 部 長                  | 中 尾 雄 二 |
| 消防本部消防長                  | 有 尾 壽 朗 |
| 総務部次長兼総合戦略課長             | 吉 岡 隆   |
| 市 民 部 次 長                | 山 城 一 夫 |
| 福 祉 部 次 長                | 野 満 ふみ子 |
| 福祉部次長兼福祉課長               | 徳 丸 和 孝 |
| 商工観光部次長                  | 迎 田 祐 樹 |
| 水 道 局 長                  | 阿蘇品 健   |
| 教育部次長兼学校教育課長             | 佐 藤 誠 記 |
| 教育部首席教育審議員               | 吉 野 栄 治 |
| 秘書広報課長兼広報係長              | 西牟田 真 紀 |
| 地 域 生 活 課 長              | 豊 田 義 幸 |
| 長 寿 支 援 課 長              | 田 上 博 之 |
| 農 業 振 興 課 長              | 長 迫 貴   |
| 監査委員事務局長兼<br>選挙管理委員会事務局長 | 中 村 武 志 |
| 教 育 総 務 課 長              | 永 田 健 一 |

事務局職員出席者

|               |         |
|---------------|---------|
| 議会事務局長兼議会総務係長 | 小 山 天   |
| 局長補佐兼議事係長     | 森 英 州   |
| 書 記           | 木 村 隆 寛 |



水道事業では、これまで職員数の削減や民間事業者への業務委託等により経営の効率化と経費削減に努め、長きにわたり安価な水道料金を維持してまいりました。

しかしながら、人口の減少や節水型機器の普及等により、水道使用量は減少しており、それに伴い料金収入も減少しております。

その一方で、高度経済成長期に整備された老朽施設の更新に加え、東日本大震災や熊本地震に代表される地震災害に備えた施設の耐震化に多大な財源が必要な状況となり、さらに採算性の確保が困難な簡易水道事業の統合により、年々経営状況は悪化しております。

水道事業は地方公営企業であり、独立採算制の原則の下に、経営に必要な費用は料金収入等をもって充てることとなっており、料金改定なしに経営改善は見込めないと判断し、料金改定を提案したものです。

新型コロナの影響で地方経済の停滞が続く状況や物価高騰による市民生活の厳しい現状は十分承知しておりますが、速やかに水道事業の経営の安定化を図る必要があります、このたびの改定となっております。

令和2年策定の水道ビジョン・経営戦略では、段階的な料金改定を計画しておりましたが、同年7月に発生した豪雨により津留配水池施設が被災し、その対応もあり、料金改定を延期しておりました。

なお、今回の提案に先立ち、山鹿市の適正な水道料金の在り方について、令和4年度に水道事業審議会へ諮問を行い、審議会における5回の審議を経て、適正な料金について答申を受け、その答申内容を踏まえた形で提案しているものです。

次に、将来にわたる効果についてですが、今回の料金改定等においては、料金算定期間を令和6年度から令和10年度の5年間としており、算定期間内の収支の均衡と更新財源等の確保を目的としております。

料金改定により、当面は企業債新規発行額の抑制、支払利息の削減等により、水道事業の経営基盤の強化が可能になり、健全経営を維持できるため、水道使用者の皆様安全で良質な水道水の供給ができるとともに、将来の世代に良好な状態で水道施設を引き継ぐことができるものと考えております。

今後の料金の在り方については、おおむね5年を目安に、社会情勢や水需要の動向に応じて見直しの検討を行い、現役世代と将来世代間の料金負担の公平性や平等性の確保に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

松見議員。

[11番 松見真一 議員 登壇]

## ○松見真一 議員

現在の水道料金の利用者の方々や、今後、山鹿市に移り住む方々のためにも、料金負担の公平性や平等性の確保をお願いし、次の質問に移ります。

日本一和栗で稼げる山鹿市とは。私どもの会派清風やまがでは、昨年、茨城県笠間市の笠間の栗の取組について研修し、お話をお聞きしました。特徴のあるものは、農政課の中に栗ブランド戦略室があり、日本一の栗産地を推進していくための6つの推進ビジョンが掲げてあり、生産支援では、農業公社との連携により栗生産者や新たな栗就農者へ、遊休地や農地の紹介。加工事業者支援では、むき子マイスター養成事業、機材導入支援。その他販売事業支援、消費振興PR事業、民間企業やJR東日本水戸支社との連携、将来は海外への販売拡大を計画など、6つの柱を設け、もうかる笠間の栗産地づくり協議会を市役所内に設けてあります。

本市でも、早田市長の日本一和栗で稼げる山鹿市を目指すとの発言後、今年、農業振興課内に山鹿和栗ブランド係が新設されました。

そこで、まず山鹿市の結果樹面積、収穫量、耕作者数と現状をお聞きします。

## ○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。石井農林部長。

[石井耕一郎 農林部長 登壇]

## ○石井耕一郎 農林部長

御質問にお答えをいたします。

まず、栽培の現状ですが、熊本県果樹振興実績調査によりますと、令和4年度の結果樹面積は638.7ヘクタール、未結果樹面積31.2ヘクタール、栽培面積の合計が669.9ヘクタールとなっております。生産量は820.2トン、栽培農家は841名となっております。

次に、日本一を目指すための現状としまして、本年度、山鹿和栗に携わる人たちによる協議会設立に向け、毎月1回、準備委員会を開催し、JA鹿本、鹿本地域振興局、市の関係部署、物産館の事務局と、協議を進めております。

その中で、山鹿市内で行われております山鹿和栗スイーツフェア、いも・くり自慢街道、西日本一の栗まつりなどのイベントや、今年度の栗生産の現状等、栗に関する情報が関係者に十分周知されていないことが分かり、情報共有の必要性を考え、和栗に関する意見交換も行っております。

さらに、山鹿和栗として地域団体商標登録ができるように、JA鹿本の関係者と連携して取り組んでおります。それを受け、今後、協議会を設立し、生産、物産、販売等、全ての方が和栗で稼ぐことができるように、さらなる認知度向上に全力で取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

松見議員。

[11番 松見真一 議員 登壇]

○松見真一 議員

次に、山鹿和栗ブランド系の設置に至った経緯及び効果について、お聞きいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。石井農林部長。

[石井耕一郎 農林部長 登壇]

○石井耕一郎 農林部長

御質問にお答えをいたします。

近年、全国的に和栗がブームとなっております。山鹿市は、和栗の生産量が西日本一であり、このチャンスを生かし、山鹿和栗をブランド化し、日本一和栗で稼ぐ山鹿市を目指そうと、今年度、農業振興課に山鹿和栗ブランド係を設置し、山鹿和栗の認知度向上に努めております。

具体的には、県外において、全国モンブラン大会2023に出場し、優勝という成績を収めました。さらに、関係者の協力を得て、銀座熊本館での初めての秋の山鹿フェアを実施することができました。また、鹿本農業高校や城北高校をはじめ、加工販売を行う業者など、多くの皆さんが栗に関する取組をスタートされ、山鹿全体で和栗を盛り上げる機運醸成ができつつあります。

こうした取組が、新聞、全国放送、ラジオなど、22のメディアに取り上げられ、これを広告料に換算すると約2億円という額となり、かなりの効果があったと考えております。

本市には、スイカ、お米、キンカン、アスパラ、お茶、タケノコなど、熊本県を代表する農産物が数多くございます。和栗を突破口に、その他の農産物にも波及していくよう支援してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

松見議員。

[11番 松見真一 議員 登壇]

○松見真一 議員

私の本年3月一般質問で、スーパー中山間地創生事業の中で、当時の経済部長の答弁の中に、生産拡大を図る上での取組、地域内で加工流通する仕組み、消費や観

光促進体制が十分構築されていないことなどが課題であると答弁をいただいております。先ほど答弁いただいた農商工連携の中で、栗の生産加工体制が農業振興政策とするならば、消費や観光促進施策が商工施策の重点課題と思われれます。

先ほど御案内しました茨城県笠間市で、本年9月29日から10月1日まで、かさま新栗まつりが開催され、会場のブースでは63の栗に関連するお菓子、ケーキ、パン、まんじゅう、御飯類などが出展されました。会場へも駅からシャトルバスによる送迎など、全市挙げてのイベントでした。

その中で、長野県小布施町、岐阜県恵那市、京都府京丹波町、高知県四万十町、熊本県山鹿市、茨城県笠間市の3市3町の全国の有名栗産地の和栗を使用した全国モンブラン大会2023が開催され、見事、山鹿市のスイーツ店のモンブランが優勝されました。テレビ・新聞でも報道されて御存じの方も多いと思います。先ほどの答弁にもありましたが、広告料に換算すると2億円近い効果ということでした。

山鹿市において、早田市長が掲げる日本一和栗で稼げる山鹿市を目指すなら、当然、商工観光の面で全力を挙げる必要があると思います。山鹿市における商工観光の栗関連の経済効果並びに商工業者への取組について、お聞きします。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。石井農林部長。

[石井耕一郎 農林部長 登壇]

#### ○石井耕一郎 農林部長

御質問にお答えをいたします。

農産物の販路拡大を進めていく上で、加工・販売との連携は欠かすことができないものです。山鹿市の事業者15店舗で2013年から始まった山鹿和栗スイーツフェアは、今年、過去最大の34店舗が参加され、平日・土日にもかかわらず、県内外から多くの方が栗スイーツを目当てに訪れ、山鹿市の秋の一大イベントとなり、山鹿市の情報発信の重要なコンテンツとなっております。その中で、ある店舗では、栗の期間の売上げが例年比で3倍になったと聞いております。

また、そのフェアに合わせて、本年度、名前に「くり」がつく方を優待するというキャンペーンにも、市内の10事業者が参加され、盛り上げていただきました。ほかにも、福岡市の博多大丸で行われた熊本展にも、物産振興協会の協力で山鹿和栗を使ったスイーツの販売や開発したパフェの販売をすることができ、PRにつながっております。

また、山鹿和栗を核として、山鹿市の農産物をPRするため、福岡市の古民家レストランとコラボし、山鹿の農産物だけで作るディナーを提供する山鹿フェアが開催できるよう話し合いを現在進めております。

今後、生産から加工、販売、観光への道筋が立てられるよう、農業振興課や商工課、観光課などが密に連携しながら、日本一和栗で稼げる山鹿市を目指してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

松見議員。

[11番 松見真一 議員 登壇]

○松見真一 議員

日本一和栗で稼げる山鹿市を推し進めるには、農商工連携は大事です。しかし、他の部局でも山鹿和栗にまつわる施策はできます。栗産地の市町村では、ふるさと納税の返礼品に栗の注文が殺到しているとも聞きます。さとふるのまんじゅう部門では、栗に関連する商品が上位に来ているそうです。教育部門でも任天堂スイッチでプログラミングによる栗にまつわるゲームを製作するなど、早田市長が掲げる日本一和栗で稼げる山鹿市、今後も全庁で取り組んでいただきたいと思います。

今回は、入りの農業政策を主にお聞きしましたが、次回は出口戦略の商工観光関連の経済効果をお聞きしたいと思います。

次に、移住定住促進について、お聞きします。先月、新聞で総務省発表、昨年度の移住相談件数が全国で37万件、41都道府県で増加し、熊本県でも9,610件だったとの報道でした。対面相談やテレワークの普及が要因と分析されているということですけれども、相談者のうち何人の方が本当に移住したのでしょうか。増加率で上位の愛媛県の中で、田舎暮らしの本という本がありますが、住みたい田舎ベストランキングで、2021年・2022年全国1位の西条市の施策を少し御紹介させていただきます。令和5年10月時点で、人口10万5000人の地方都市ですが、大体山鹿市の2倍強になっております。人口減少問題対策でいろんな施策が行われております。都市圏での移住フェア、移住体験、お試し移住用住宅、空き家バンク、移住者住宅改修補助金、婚活支援など、山鹿市とほぼ同様な施策が行われております。

移住者の推移は、令和元年229人、令和2年359人、令和3年1,177人、令和4年1,050人、令和5年も昨年を上回る移住者で推移しているそうです。なぜそのような差があるのでしょうか。民間と行政のタッグを組んだ取組、SAIJO BASE（ひと・夢・未来創造拠点複合施設）を設け、移住コンシェルジュ2名が常駐し、移住プロモーションや、先ほど述べた施策の総合的な窓口としてうまく機能している点ではないでしょうか。

そこで、山鹿市の最近の移住定住施策の取組状況をお聞きします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。池田市民部長。

[池田淳志 市民部長 登壇]

### ○池田淳志 市民部長

御質問の、移住定住促進施策について、お答えいたします。

まず、移住定住施策の取組状況としましては、今年度、熊本県主催の移住相談会が、東京・大阪・福岡で計5回開催される中、県で参加を希望する市町村の意向を調整された結果、本市は、東京2回、大阪1回について参加することとなりました。

東京では、10月28日及び12月2日に開催され、30歳代から60歳代まで、ほぼ同数の割合で合計18組がお越しになりましたが、主に住まいや農業への関心が高く、相談された8組の方が、本市への移住に前向きでした。

なお、大阪は12月16日に開催予定でございまして、1人でも多くの方に本市の魅力をPRし、移住者の獲得に努めたいと考えております。

また、本市独自の相談会は、これまでコロナ禍で中断しておりましたが、本年度は県主催の移住相談会に合わせて、12月1日に東京で開催をいたしました。相談会は、仕事帰りの参加も狙って夜の時間帯に開催をし、来民うちわ作りの体験や移住者による本市での暮らし実体験トークもあり、40歳代から50歳代の6組が参加、その半数が本市への移住に前向きでした。

相談された方には、移住に関する補助制度や住まいの情報、本市の魅力など、メール等で継続的に情報を提供し、本市への移住に向けてフォローを実施してまいります。

次に、本市の移住定住施策の特徴につきましては、山鹿暮らしサポート局を設置し、移住定住に精通した民間団体と連携しながら、移住希望者に対するきめ細やかな情報提供をはじめ、長期の定住につながるよう、移住希望地域の行政協力員を紹介するなど、関係者とのつなぎにも力を入れております。

あわせて、本市の空き家バンクは、県内他の自治体に先立ち、360度カメラでの撮影により、現地にいるような感覚で物件内部を確認できるようになっており、県外在住の方にも高い評価を得ております。

また、移住定住に特化したホームページを開設し、空き家バンクや各種補助金など移住に関する必要な情報を発信するとともに、電話による相談に加え、オンラインによる相談体制も整えているところでございます。

最後に、今後の取組としましては、山鹿暮らしサポート局を中心に、その他民間との連携をさらに強化し、移住希望者への包括的な支援を継続するとともに、地域の伝統・文化、生活習慣等の情報提供や助言を行い、移住の促進と定着を図っていきます。また、御紹介のあった西条市を含め、全国の先進事例も参考に、より多く

の希望者に移住定住先として選ばれるよう取組を充実させてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

松見議員。

[11番 松見真一 議員 登壇]

**○松見真一 議員**

熊本県では、台湾半導体メーカーTSMCが進出し、第2、第3の工場計画もあるように聞きます。当然、関連企業も多く立地されることでしょう。道路事情では、工場誘致には少し不利な山鹿市ですが、社員の通勤圏としてはちょうどいい距離だと思います。

このような背景の中、第2期山鹿市都市計画マスタープランは重要になってきます。現在、素案ができ、パブリックコメントも募集が始まっております。工業地、商業地、文教地域、商店街のしっかりとした計画の下、新規就農者に手厚い支援があり、空き店舗補助金があり、子供支援も充実した山鹿市、移住定住施策である一般空き家対策、商店街空き店舗対策、新規就農者の受入れの移住者が1つの窓口で、全て移住定住の相談ができる官民一体の施策をぜひつくっていただくことをお願いして、次の質問に移ります。

次に、スクールバス運行について、お尋ねいたします。山鹿市におけるスクールバスを利用した乗車児童・生徒数の過去3年間の推移、年間の走行距離、小学校・中学校ごとの運行路線数及び運行業者数、ドライバーの数をお答えください。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

**○中尾雄二 教育部長**

御質問の、スクールバス運行の現状について、お答えいたします。

市内小中学校におけるスクールバス利用者数の推移につきましては、令和3年度が小学生411名、中学生74名、令和4年度が小学生399名、中学生69名、本年度が小学生468名、中学生80名となっており、平小城・三岳両小学校の山鹿小学校への統合により、本年度の小学生利用者数が増加しております。

次に、年間走行距離につきましては、令和4年度実績において、鹿北小学校の岳間線が最大で2万3725キロメートル、めのだけ小学校の岩原・一里木線が最小で2,504キロメートルであり、全運行路線の1台当たりの年間平均走行距離9,258キロメートルとなっております。

次に、現在の運行路線数及び運行業者数並びにドライバー数につきましては、小

学校5校において19路線、中学校3校において5路線の合計24路線を市内5つのブロックに分け、旅客自動車運送事業許可を有する3つの事業所へ運行管理業務を委託しており、ドライバー数につきましても、運行路線数と同じく24名で行っております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

松見議員。

[11番 松見真一 議員 登壇]

○松見真一 議員

市民の方から人口減少により子供たちの数が減り、小学校・中学校の統廃合もあり、自分たちの通った学びやがなくなるのは大変寂しいものだというお話を聞きました。

そのような中、子供たちのスクールバス利用者が増えてきていると思うのだが、子供たちの安全はどのように担保されているのか、ぜひとも尋ねてほしいという声聞きました。1日の運行時間、距離は短いですが、延べにするとかなりの時間と距離をスクールバスの中で過ごすこととなります。その間、児童・生徒の安全はどのように確保されているか、また車両安全の確認方法、ドライバーの健康管理、年齢条件等について、お尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の、スクールバスの安全管理について、お答えいたします。

児童・生徒の安全確認につきましては、毎回の乗車時におけるシートベルト着用、降車時における置き去りや忘れ物の車内確認を徹底するとともに、車両の安全確認につきましても、道路運送車両法に基づき、運行の開始前及び終了後に車両点検を実施しているところです。

また、運行管理者及びドライバー自身につきましても、契約仕様書に基づき国のマニュアルに沿った安全運行会議を定期的実施することとし、安全で確実な業務遂行と緊急時の速やかな対応ができる態勢をとっております。

次に、ドライバーの健康管理につきましては、全てのスクールバスが本市所有の自家用自動車であるため法的な定めはないものの、全部のドライバーが毎年の健康診断を受診されております。また、65歳以上のドライバーについては、旅客自動車運送事業運輸規則に基づく適性診断を定期的を受診されております。

なお、本市においてドライバーの年齢制限は設けておりませんが、現在のドライバーの年齢層は、29歳から78歳となっております。

今後も、学校、委託業者、行政が連携を図りながら、子供たちのより一層の安全・安心な通学を確保できるよう努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

松見議員。

[11番 松見真一 議員 登壇]

○松見真一 議員

近年の働き方改革で、特に運送業者やバス運転者の確保は大変な時代になっております。スクールバスの運転は、1日の時間は朝夕の短い時間ですが、週5日ほどの拘束を受け、管理する会社にとっても運転者の確保は大変だと聞いております。そのような中でも、当然、スクールバスで通学する児童・生徒の安全が優先されます。

委託業務、各学校、担当部局が常に連絡を取り合い、安全運転を行っていただくようお願いして、私の一般質問を終わります。

○服部香代 議長

以上で、松見議員の質疑・一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、豊田新二郎議員の発言を許します。豊田議員。

[7番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

皆さん、こんにちは。

議席番号7番、鹿政不動産、豊田新二郎です。

発言通告に従いまして、4点の質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

1点目、学校給食について伺います。学校給食は、小中学生の生徒にとって日々の楽しみであり、安心・安全な食事を提供することは極めて不可欠であります。栄養バランスの取れた食事をとることで、健康な成長を支え、学校給食の取組は子供たちが学びやでの生活を楽しく、かつ健康的に送る上で欠かせない一環であります。

しかし、私は深刻な懸念を抱えております。それは、学校給食センターにおける食の安全性に関する問題です。鹿本給食センターにおいて、今年9月1日及び同月15日に異物の混入の報告があり、2年前にも同様な事態が発生したことから、この深刻な問題についての検証が不可欠であります。食品衛生は、生徒たちの健康に直結する極めて重要な問題でもあります。再発防止策が迅速に講じられることが喫緊

の課題となっています。これらの異物混入の報告は、信頼性のある給食センターにおいて、起こるべきではない深刻な問題です。給食は、生徒たちの栄養摂取に大きく寄与しており、その品質や安全性を絶対に確保されなければなりません。

そこで、次の点についてお尋ねします。1、2年前に同様の事態に関する検証結果はどのようなものであり、それに基づいて取られた対策は何か。2、今年発生した事態に対して、どのような調査が行われ、その結果はどうなっているか。3、今回の問題に対する具体的かつ効果的な再発防止策は何か。よろしくお願ひします。

**○服部香代 議長**

これより執行部の答弁を求めます。堀田教育長。

[堀田浩一郎 教育長 登壇]

**○堀田浩一郎 教育長**

御質問の、異物混入事案の検証と再発防止策について、お答えをいたします。

まず、2年前に発生しました異物混入につきましては、給食食缶の中に異物が入っていたものであります。その際には、学校長及び給食センター長が現物を確認し、その原因を究明しましたが、結果としてどこで混入したのか確認ができませんでした。当日は、混入したおかずの配膳を中止し、保護者へおわびの文書を送付するとともに、目視による施設内の点検及び調理現場への注意喚起を行い、調理業務を受託する業者に対しては、再発防止に関する社内教育の強化を指導してまいりました。

次に、本年9月に発生しました異物混入につきましては、1日、15日と短期間に2度の事案が発生してしまいました。日頃から食の安全・安心をうたっている教育委員会として、関係者の皆様には大変御心配、御迷惑をおかけいたしました。本事案では、調理委託業者の専門的知見及び外部形態の特徴から、異物を推測し、混入場所の特定及び侵入経路を徹底的に調査した結果、炊飯器から出てきた御飯をほぐした後、食缶に入れる工程で混入した可能性が高いという結論でございました。

異物混入を受けて、専門業者による室内消毒を2回実施し、消毒の効果が現れるまでは、パン給食の回数を増やすほか、熊本県学校給食会からの米飯購入により対応したところでございます。

再発防止策につきましては、建物を徹底的に調査した上で、異物の混入を防ぐための出入口ドアパッキンの張り替え、網戸補修、照明器具の追加など、施設の改修を実施し、さらには複数の調理員による目視確認作業の強化、声出し確認の徹底など、常に緊張感を持った調理業務に従事しながら、安全・安心な学校給食の提供に努めているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

豊田議員。

[ 7 番 豊田新二郎 議員 登壇 ]

○豊田新二郎 議員

2年前と、9月に発生した事案の検証は非常に重要であります。これらの出来事から学び、改善策を講じ、検証を通じて明らかになった問題点に対する具体的な再発防止策が示されました。

再発防止策については、建物を調査した上で、異物の混入を防ぐための施設の改修を実施し、安全対策を講じられると思いますが、機械なども老朽化すれば、破損につながるおそれがあるので、機械についても定期点検を常に行い、事故防止に努めていただければと思います。

今後、食品の入荷検査や調理プロセスにおいても一層の注意が払われ、異物混入のリスクが最小限に抑えられることを期待しています。

次に、給食施設について、お尋ねします。山鹿市において、10件の給食施設の中で鹿本給食センターが50年以上経過しており、その老朽化が指摘されていることを重く受け止めています。このような状況に対処し、今後の給食施設の維持管理に関する疑念が拭えない中、次の点についてお尋ねします。

1、鹿本給食センターの現在の状況について、具体的な詳細と評価をお聞かせください。老朽化がどれほど進んでいるか、安全性に関する検証結果はあるか。2、鹿本給食センターを含む他の給食施設において、維持管理計画が適正に策定され、実行されているかどうかについて教えてください。老朽化の進行を防ぐための対策は取られているか。3、今後数年間で予定されている給食施設の改修・更新計画について、老朽化が進んでいる場合、早急かつ計画的な対応が不可欠ですが、このための具体的な処置はどういったものか。4、給食施設の安全性や衛生面における調査等が頻繁に行われているかどうか教えてください。あわせて、結果が関係者に透明に通知されているかをお願いします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の、給食施設の維持管理と改修計画について、お答えいたします。

まず、鹿本給食センターは、鉄骨造平家建て、建築面積431平方メートル、建設年月は昭和48年9月であり、耐用年数40年に対し、建築後50年が経過しております。旧建築基準法において建設された建物でもあるため、相応の経年劣化は否めない状況でございます。

次に、学校給食施設の管理計画等について、お答えいたします。

現在、給食施設のみを対象とした網羅的な改修計画はございませんが、令和2年に策定しました学校施設長寿命化計画を踏まえ、必要な改修・修繕を行ってまいります。このほか突発的な施設の不具合等につきましても、現場からの要望等を精査した上で、適宜必要な対策を講じ、施設の適切な維持管理に努めているところでございます。

次に、給食施設の改修・更新等について、お答えいたします。

現在、附属機関設置条例等に基づき、学校、保護者、地域の代表者等19名の委員で構成された学校規模適正化等協議会を立ち上げ、市立小中学校の望ましい教育環境の整備の1つとして、様々な観点から学校給食施設の基本的な方向性の協議を行っております。また、食の安全や衛生面への最大限の配慮と、効率的な運用を軸に、老朽化が進む施設の再編整備に向けた基本構想及び基本計画の策定を進めております。

次に、学校給食施設の安全性や衛生面に対する調査の実施について、お答えいたします。

毎年、全ての学校給食施設において、保健所、薬剤師及び関係職員が出向き、施設の状況、使用している調理器具や食器類を検査する学校保健安全法に基づいた学校環境衛生調査が実施されております。また、熊本県学校給食の衛生管理等に関する調査研究などによる巡回調査、さらには山鹿市職員安全衛生管理規程に基づく職場巡視など、それらにおける指導・指摘を踏まえ、給食施設に係る職場環境全体の改善を図っております。

また、給食調理に携わる調理員へは、定期的な腸内細菌検査やノロウイルスの検査に加え、衛生管理研修などを通じ、衛生面への正しい認識と日常の自己管理に努めながら、子供たちに安全・安心でおいしく食べていただく給食作りに日々努力しているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

豊田議員。

[ 7 番 豊田新二郎 議員 登壇 ]

**○豊田新二郎 議員**

今回、9月に異物混入事案が発生した鹿本給食センターにおいては、昭和48年9月建築であり、建築後50年が経過しており、老朽化が進んでいることも踏まえ、安全性や衛生面での喫緊の課題であると認識しております。

そのような中、先ほどの教育部長の答弁にございました学校規模適正化等協議会

が立ち上げられ、再編整備に向けた基本構想と計画が進行中であるということを知り、安心いたしました。

施設の老朽化が進む中、適正な維持管理と改修計画の策定は非常に重要です。協議会の取りまとめた基本構想や計画が、学校給食の質や継続性に寄与することを期待しています。今後、スピード感を持って対応していただき、子供たちに安心・安全でおいしい給食の提供をお願いし、次の質問に移ります。

2点目、高齢者福祉について伺います。私たちの生活は、核家族化や高齢化が進み、高齢者が単身で暮らす割合が増えています。また、付き合いも少なくなり、高齢者の孤立により、様々な社会問題が生じています。令和2年分における国勢調査結果では、本市における高齢者1人だけの単身世帯は26.2%であります。また、子供や孫がおらず、夫婦だけの高齢者夫婦世帯は26.3%、これを合わせた高齢者だけの世帯は52.5%となり、過半数を占めております。

このような状況にあつては、一人暮らしの高齢者の孤立死といった問題が起こる可能性も否めないところだと考えられます。人生100年時代を迎え、住み慣れた地域で安心して過ごせる環境づくりは山鹿市においても重要な課題の1つであると考えます。

また、第8期山鹿市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画には、山鹿市の高齢者に係る将来動向が示されておりますが、団塊ジュニアと呼ばれる世代が65歳以上となる2040年（令和22年）の動向も気になるところでございます。

そこで、本市の人口と要支援・要介護認定者の推移につきまして伺います。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

#### ○山崎寿雄 福祉部長

御質問の本市の高齢者人口と要支援・要介護認定者数の推移について、お答えをいたします。

数値につきましては、現在策定をしております第9期介護保険事業計画で使用しております住民基本台帳の9月末の数値でお示しをいたします。

まず、本市の65歳以上の高齢者人口の推移でございますが、令和2年、1万9009人、令和3年、1万9069人、令和4年、1万9003人、令和5年は1万8939人で、令和3年をピークに緩やかに減少をしており、今後もしばらくはこの傾向が続いていくというふうに予測をしているところでございます。

なお、山鹿市社会福祉協議会が毎年秋に実施をされております福祉実態調査によりますと、一人暮らしの高齢者数は、令和2年2,589人、令和3年2,879人、令和4

年2,800人と、多少の増減はございますが、高齢者のうち15%程度は一人暮らしというふうに考えているところでございます。

続きまして、要支援・要介護認定者数の推移でございますが、令和2年、3,704人、令和3年3,763人、令和4年3,780人で、令和5年は3,796人でございます。

今後しばらくは、このような横ばいの状況で推移をし、団塊ジュニアが65歳以上となります2040年に向けて上昇をしていくというふうに予測をしているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

豊田議員。

[7番 豊田新二郎 議員 登壇]

**○豊田新二郎 議員**

今後、これらの動向に対応したサポートや福祉プログラムが展開されることと思いますが、団塊ジュニアが65歳以上となる2040年に向けての上昇予測も重要な視点であります。地域社会全体で協力し、高齢者の方々が安心して生活できる環境を整えていくことが求められます。これらのデータを踏まえつつ、将来的な取組や調整策が計画されることを期待しています。

高齢者人口と、要支援・要介護認定者数の推移についてお伺いさせていただきましたが、次に一人暮らしの高齢者への本市の取組についてお伺いします。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

**○山崎寿雄 福祉部長**

御質問の、一人暮らし高齢者への市の取組について、お答えをいたします。

本市では、福祉課内に設置をしております総合相談窓口、健康福祉センター内の地域包括支援センターなど、これらが連携をいたしまして、市民の皆様がお気軽に相談をできる体制を整えているところでございます。

その中で、一人暮らし高齢者やその御家族などが、一人暮らしを心配する相談を受けた場合に、困り事の内容や現在の生活の様子、体の状況等をお尋ねをし、介護認定の必要性を判断した上で、適正なサービスにつなげております。

結果、介護認定となられた場合は、ケアマネジャーがケアプランを作成した上で、必要に応じてホームヘルパーが洗濯等の生活援助を行う訪問介護や、デイサービス事業所で食事や入浴等の生活上の支援を受ける在宅サービスなど、これらの介護サービスが利用をできます。

また、介護認定を受けられない場合も、利用できるサービスといたしまして、本人に通報機器を貸し出す緊急通報システム事業、食事を届ける食の自立支援事業、外出支援タクシー利用助成事業、これらを実施をしているところでございます。

これらのサービスは、困り事の緩和だけではなく、スタッフが定期的に訪問する機会もございますので、その際、安否確認にもつながっているという状況でございます。

このほか、地域の民生委員の皆様や山鹿市社会福祉協議会が委嘱をしております福祉協力員の皆様によります、一人暮らし高齢者への訪問など、地域の人材による見守り支援が行われており、一人暮らしであっても高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせる環境づくりに努めているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

豊田議員。

[ 7 番 豊田新二郎 議員 登壇 ]

**○豊田新二郎 議員**

一人暮らしの高齢者への本市の取組についてお示しいただきましたが、一人暮らしの高齢者世帯の推移を見ますと、国勢調査の平成27年から令和2年の5年間で377世帯が増加となっております。次の国勢調査が令和7年、まさにこの2025年になります。さらなる増加が考えられる今、対策といえますか、支援策は急務であると考えます。現在実施している取組として、具体的な内容をお示しいただきましたが、高齢者を取り巻くいろいろなリスクが高まるにつれ、行政の取組のみならず、地域で支え合う互助・共助の活動が欠かすことのできないセーフティーネットになっているとのことだろうというふうに、改めて受け止めさせていただきました。

住み慣れた地域で安心して過ごせる環境をつくるため、必要な取組について研究していただき、一人暮らしの高齢者にも寄り添った施策を続けてもらうことを強くお願いし、次の質問に移ります。

3点目、山鹿市民球場、山鹿市総合体育館のネーミングライツ導入について伺います。ネーミングライツについては、御存じの方が多いと思います。近年、多くの自治体が施設の維持管理や充実した施策づくりを推進する手段として、施設のネーミングライツを積極的に導入しています。この取組は、新しい資金源を開拓し、地域社会の発展に寄与する可能性があり、山鹿市でも同様のアプローチを進めることが地域全体の利益につながるのではないかと考えています。

まず、ネーミングライツの導入は、施設の維持管理における財政的な課題に対処する手段として大いに期待されます。予算の制約が厳しい状況下で、施設の維持や

改善に必要な資金を確保することは難しく、ネーミングライツは企業や個人からの資金提供を受け入れることで、新たな財源を創出する道を開き、これにより地域の公共施設が健全に運営され、住民にとってもより魅力的な場となることが期待できます。

また、ネーミングライツの導入は、地域社会との協力関係を強化し、共同で施設づくりに参画する機会を提供します。地元の企業や個人が施設に名前を冠することで、地域への貢献意識が高まり、これが地域住民の誇りや協力意識を醸成し、市民参加型の地域づくりにつながると思います。地域社会と企業が共同で施設を管理運営することで、地域全体にポジティブな影響をもたらすことが期待されます。

山鹿市民球場は、現在、独立リーグ火の国サラマンダーズの準本拠地、山鹿市総合体育館は来年度からプロリーグ参入予定のオムロンピンディーズの本拠地として注目を浴びる中、ネーミングライツの積極的な導入が山鹿市にとっても有益であると思います。

ネーミングライツは、企業と山鹿市を結ぶ効果的な手段であり、資金調達の新たな選択肢となり、サポーターと連携しながら地域の誇りを共有し、またオムロンピンディーズのプロリーグ参入により、市の名前が広く知れ渡り、地域ブランドの向上にも寄与します。

そこで、導入について、早田市長の見解をお聞きします。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

#### ○早田順一 市長

ネーミングライツについては、議員御指摘のとおり、施設の維持管理に係る財源確保のための方策の1つとして、また官民連携による地域経済の活性化を図るための有効な手段であると認識をしております。

県内においては、熊本県の熊本県民総合運動公園陸上競技場がえがお健康スタジアム、熊本市の熊本市民会館が市民会館シアーズホーム夢ホール、同じく熊本市総合体育館・青年会館がナースパワーアリーナ、その他八代市、宇土市などが、既にネーミングライツを導入をされているようです。

本市の市民球場及び総合体育館につきましては、火の国サラマンダーズやオムロンピンディーズのホームゲームをはじめ、各種大会、合宿等の開催や市民の利用も多いことから、ネーミングライツ売却が可能な施設であると思います。

本市におきましても、市民球場や総合体育館等のスポーツ施設に限らず、この取組が可能な施設全般を見据え、さらには市による公募型あるいは企業からの提案型

の研究も併せ、導入に向けた基本方針やガイドラインの作成を指示しているところ  
であります。

○服部香代 議長

豊田議員。

[ 7 番 豊田新二郎 議員 登壇 ]

○豊田新二郎 議員

ネーミングライツ導入に向けて、前向きな答弁をいただき、ありがとうございます。  
地域のスポーツ施設と文化に新たな活力をもたらす一翼を担うことになること  
を期待しております。

ネーミングライツ制度は、資金調達の柔軟性を高め、施設の維持管理に寄与する  
一方で、地域の文化やスポーツにも新たな刺激をもたらす可能性があります。これ  
は市民全体にとって素晴らしい機会であり、地域の発展に寄与する重要な一歩とな  
ります。今後の導入に向けた基本方針やガイドラインの作成において、市民の声や  
期待を反映させるプロセスが取り入れられることを期待しております。

次に、4点目の質問をします。サイクリングターミナル跡の利活用について伺い  
ます。山鹿市サイクリングターミナルは、平成31年度末をもって廃止されておしま  
すが、今後の利活用についてお尋ねします。

サイクリングターミナルの利活用については、隣接する山鹿市立博物館の整備計  
画に基づいて検討されるとお聞きしておりましたが、博物館の外部調査業務は昨年  
度末をもって終了しております。その調査に基づいて、今後の利活用についての整  
備計画はどのようにお考えか伺います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の、サイクリングターミナル跡の今後の利活用について、お答えいたしま  
す。

御案内のとおり、サイクリングターミナルは平成31年度をもって廃止し、現在は  
一部を除き閉鎖している状況です。

この建物、敷地につきましては、隣接する博物館が施設の老朽化や狭隘な展示収  
蔵スペースなどの課題があることから、その整備方針の中で検討していくこととし  
ているところです。

その博物館の整備方針につきましては、令和4年度に博物館の現状と課題につい  
ての整理、また関係団体等へのヒアリングを通して、博物館の果たすべき役割や、

目指す博物館像などについて考察を行いました。さらに本年度は、公募による市民ワークショップを実施し、自由な発想で期待する博物館像などについて意見を聴取したところです。

これらを取りまとめ、市としての方針・方向性を決定していく中で、サイクリングターミナル跡の利活用についても明らかになってくるものと考えます。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

豊田議員。

[ 7 番 豊田新二郎 議員 登壇 ]

**○豊田新二郎 議員**

隣接する博物館の老朽化や狭隘な展示収蔵スペース等の課題があることから、その整備方針の中で検討されるということですが、もともとスポーツ施設として利用されていたサイクリングターミナルでありますので、今後、アーバンスポーツ施設としての利活用も検討の枠組みに入れていただければと思います。

アーバンスポーツとは、2020東京オリンピックで行われたバスケットボール3×3、スケートボード、BMXフリースタイル、スポーツクライミングなど、広い競技場などを必要とせず、音楽やファッションなどの要素も加わった大注目のスポーツであります。BMXやスケートボードは、ファッション性からストリートスポーツとして広く若者に浸透してきています。

近年は、アーバンスポーツツーリズムが広がり、地域活性化を目指す自治体が増えております。地元の魅力を出しながら、スポーツと観光が融合する動きに期待が高まっています。今後、市民の声を重視し、地域社会全体の発展に寄与する形でサイクリングターミナル跡地を有効に再活用いただければと思います。

本市の未来に向けて、慎重かつ建設的な検討をお願いし、今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○服部香代 議長**

以上で、豊田議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前11時12分 休憩

○

午前11時20分 開議

**○服部香代 議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、勢田昭一議員の発言を許します。勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

皆さん、こんにちは。

議席番号15番、勢田昭一です。

発言通告に従い、一般質問をいたします。

私は、今年の6月3日、山鹿市鹿本町ひだまりで開催された山鹿市手をつなぐ育成会の総会に出席をいたしました。そこで、会長の挨拶を聞きました。その挨拶の中で、一番印象に残ったのは、岡山県の総社市が取り組んでいる障害者1,000人雇用をする目標を掲げ、障害者雇用委員会を設置して、成果を出しているという言葉でした。その総社市という地名、障害者雇用委員会の組織名、ずっと頭の隅に残っております。

そこで、私の所属する市民福祉常任委員会において、行政視察について検討した結果、第1候補に総社市の障害者雇用を挙げました。その結果、7月26日午前10時から11時半にかけて、総社市役所を訪ね、障害者1,500人雇用について、行政視察・研修を行うことができました。

その研修内容を要約すると、次の4点になります。1点目に、障害者1,000人雇用の目標を達成し、現在1,500人雇用を目標に障害者雇用委員会を設置している。2点目に、障害者を雇用することにより、転入者が増え、人口増加につながっている。3点目に、国・県の機関と連携を密に取っている。そして、4点目に、市全体のイメージアップ、日本一優しいまち総社につながっている。このことを研修し、障害者雇用を真剣に考える必要があると実感をいたしました。

そこで、共に優しく、共に安心して暮らせる視点で、障害者雇用を捉えさせていたいただきたいと存じます。そして、本市の障害者雇用の現状や課題を伺うことにいたしました。それぞれに一問一答でお願いをいたします。

それでは、1回目の質問をいたします。本市における障害者雇用の現状についてを伺います。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

○山崎寿雄 福祉部長

御質問の、本市における障害者雇用の現状について、お答えをいたします。

まず、本市の各種障害手帳所持者数は、令和4年度末時点で、身体障害者手帳所持者2,925名、療育手帳所持者834名、精神保健福祉手帳所持者500名となっており、このうち生産年齢人口であります15歳から65歳の方の数は1,406名でございます。

また、このうち313名が福祉的就労をなされております。

福祉的就労といいますのは、本市が障害者福祉サービスとして利用料を負担をしている市内の事業所での就労を指します。

事業所には、雇用契約を伴い、最低賃金が保証されている就労継続支援A型事業所が7か所、雇用契約は伴わず、工賃として作業の対価が支払われる就労継続支援B型事業所が8か所ございます。

また、市の利用料負担は、令和4年度実績といたしまして、A型事業所1億8755万5651円、B型事業所2億1914万5733円の支出がございます。

事業所の利用者数は、令和4年度でA型事業所142名、B型事業所171名で、この利用者のうち一般企業への就職、つまり一般就労につながった方は12名いらっしゃいます。

なお、一般就労されている障害者の方は、この12名以外にも多数いらっしゃるというふうに推測をしておりますが、一般就労されている方の人数の把握につきましては、本市独自で把握することは難しく、現時点での把握はできておりません。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

本市におけるいろんな方々の人数も把握できました。本市における障害手帳をお持ちの方は、総勢で4,259人おられること、また生産年齢人口15歳から65歳の人の人数は1,406人、そのうち313人の方が福祉的就労をされていること、また一般就労されている方の把握は市独自では難しいということも分かりました。

ここで、私の友人について御紹介させていただきます。私の友人は、障害を持っている息子さんと一緒に生活をしております。その友人も間もなく70歳になります。彼は言います。今一番心配なことは、息子は1年前まで多機能型事業所で働いていたが、今は辞めている。私たち夫婦が死んだ後、息子が1人で自立生活ができるかどうかということです。そこの保障を何とか行政で確立してほしいと願うばかりだと、力強く訴えてきます。

では、2回目の質問に移ります。ただいま紹介しましたように、障害を持つ親御さんの御苦労はたくさん聞いております。そこで、質問でございます。障害者雇用の今後の課題とその対策についてを伺います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

○山崎寿雄 福祉部長

御質問の、障害者雇用の課題とその対策について、お答えをいたします。

障害者雇用の課題といたしましては、まず就労者の拡大、中でも一般企業への就労の拡大と、それらの定着というふうに考えております。

本年度から新たな取組として、障害のある高校生・中学生の親子を対象とした就労見学バスツアーを8月に実施をいたしました。このバスツアーは、一般企業、A型事業所、B型事業所、各1か所を1日で回り、それぞれの就労形態を比較し、卒業後の働き方の参考にさせていただくために企画したもので、4組8名の参加がございました。

また、11月には、かもと稲田支援学校の体育館を会場として、A型、B型事業所の合同就職説明会を行いました。参加事業所は、A型5事業所、B型5事業所に対しまして、学生、支援者等113名の参加がございました。

これ以外にも、以前からの取組ではございますが、本年3月に開催をされました山鹿市企業ガイダンス、こちらのほうにも支援学校や各学校の障害を持つ生徒も参加をされております。

また、雇用する企業側の対応といたしまして、令和6年4月1日に障害者差別解消法の改正が適用されまして、事業者による障害のある方への合理的配慮の提供が、これまでの努力義務から義務化をされます。不当な差別的取扱いを禁止し、障害のある方から申出があった場合には、合理的配慮の提供を行うようになるということでございます。

いずれにしましても、障害者の就労につきまして、本市といたしましても大変重要であるというふうに認識をしており、今後も雇用される側、雇用する側、双方の意識の啓発、バスツアーなど、御紹介いたしました企画の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

あわせまして、議員紹介された総社市も含めまして、他市の事例につきましても、引き続き研究をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

答弁にもありましたように、就労者の拡大、中でも一般企業への就労拡大と定着が一番であると答弁をいただきました。そのために、いろいろな企画をされている

ことに敬意を表します。

御案内のように、令和6年4月1日に障害者差別解消法の改正が適用され、事業者による障害のある方への合理的配慮の提供が努力義務から義務化されます。

さて、もう1つ事例を御紹介させていただきます。先日、障害者福祉サービス管理者の方と会う機会があり、お話を伺いました。その内容は次の3点です。障害者の方は働きたいという意欲がすごくあります。2つ目に、ある程度、その仕事を習得されたら、一般就労をしたいと希望されます。3つ目に、これは不安な材料ですけど、一般就労してから、その仕事に失敗してから不安を持たれていますという3つの話を聞くことができました。当事者の希望や不安も併せて聞くことができました。

それと同時に、サービス管理者の方は、その障害のある方を社会へ送り出すタイミングや社会環境の変化に一番神経を使いますという言葉でした。本市としても、障害者の就労について、大変重要と認識があるとの答弁をいただきました。今、紹介した事例を基に、今後の施策や研究に期待したいと存じます。

次に、3回目の質問をいたします。障害者雇用を促進するために、国、県、市、社会福祉団体、企業などで構成する雇用対策委員会の立ち上げを伺います。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

**○山崎寿雄 福祉部長**

御質問の、雇用対策委員会の立ち上げについて、お答えをいたします。

現在、本市では、独自に実施をしておりますバスツアー、合同就職説明会などの事業につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき設置をしております山鹿市障害者支援地域協議会、この中の就労支援部会におきまして、市、福祉事業所、計画相談員、就労相談員等で協議をして進めておるところでございます。

また、同協議会の委員の中には、一般企業、国のハローワーク、障害者団体の代表がおられ、協議会の中で就労支援部会の活動報告を行っておるところでございます。

今後は、ハローワークとの連携強化に向けた協議も予定をしております。議員御質問の雇用対策委員会につきましても、併せて研究をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

この雇用委員会を立ち上げるには、やはり一番大切なものは連携だと認識をしております。いろんな部分でも、行政その他の部分でもやっぱり連携が一番ということを考えております。答弁にもありましたように、山鹿市障害者支援地域協議会の中に就労支援部会があることも分かりました。どうか就労支援部会を中心に、より具体的な施策をしていただきたいと存じます。

では、3つ目の事案を紹介をさせていただきます。私の幼なじみは、68歳でこの世を去りました。彼は、若いときは左官業をしており、肉体的で働き者でございました。しかし、人工透析を始め、50歳からは障害者となり、福祉事業所で働いておりました。彼に時たま会うと、ぼつり、ぼそぼそと話します。それは、福祉事業所に仕事にはいっちょん行きたくなか、人間関係ではもう複雑かけん分からんたい、仕事内容も不満がいっぱいあるたいという言葉を開きました。そのとき、障害のある方が安心して暮らせる社会が必要だと、つくづく感じた次第です。

そこで、最後の質問に移ります。これまで3回の質問と答弁をやり取りしてきました。また、障害者の方、保護者の方、サービス管理者の方の声を紹介してきました。そこで、早田市長に伺います。障害者雇用について、早田市長の考え、見解の答弁をお願いをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

障害者の就労に限らず、就労することは、経済面での安定、社会参加をしているという精神面での安定に寄与すると考えています。現在も事業を始めていますが、今後も他市の好事例等を研究し、安定的な障害者雇用の拡大を目指していきます。

また、勢田議員をはじめ、市民福祉常任委員会の行政視察に伴う提言は、大変参考になると考えており、ありがたく感じているところでございます。

市の職員も、他市の事例を直接研修する機会を設け、今後の政策に反映させていきたいと考えております。

○服部香代 議長

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

市長としての見解、就労に対する意欲もよく分かりました。御案内のとおり、第2次山鹿市総合計画後期基本計画2021年度～2025年度の中でも、福祉援護課として目標に障害者の自立支援があります。目指す効果は、障害者が住み慣れた地域で安心して自立するとあります。まさに、言葉のとおりです。その実現に向け、執行部、行政で御尽力をお願いをいたします。

これまでの質問や答弁の中にありましたように、障害者雇用はこれから先、大きく前進することが求められる施策の1つであります。今回の質問は、山鹿市手をつなぐ育成会での会長挨拶を出発点として、岡山県総社市の行政視察で研修したことを基に、市民福祉常任委員全員の総意によるものであることを申し述べ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○服部香代 議長

以上で、勢田議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前11時43分 休憩

○

午後1時00分 開議

#### ○服部香代 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、古川和博議員の発言を許します。古川議員。

[9番 古川和博 議員 登壇]

#### ○古川和博 議員

皆さん、こんにちは。

議席番号9番、清風やまが、古川和博です。

初めに、うれしいニュースを2つ御紹介したいと思います。1つ目は、11月10日、東京都港区六本木ヒルズタワー49階アカデミーホールにて、本年2月、鹿北小学校を皮切りに、市内10小学校、約500名を対象とした、読み聞かせ「ポリポリ村のみんなしゅしゅぎ」の出前授業に対して、マニフェスト大賞躍進賞部門の優秀賞を受賞し、服部議長が代表で受け取られました。議員全員で行った努力が実り受賞したものであり、全国から議会関係者が集われた中で、山鹿市の知名度アップにも貢献したと思います。応援団として、松見議員、芋生議員、私、3名が同行したものです。

2つ目は、午前中、松見代表が紹介された、茨城県笠間市の第1回全国モンブラン大会の優勝の件であります。この大会は、笠間市をはじめ、京都府京丹波町、高知県の四万十町など、産地が1年以上もの時間をかけ、優勝を目指す中に、見事に山鹿市が優勝したものであります。熊本和栗から一気に山鹿和栗の名声を高めたば

かりではなく、山鹿市が栗産地として全国に認知してもらえた結果となりました。このことで、いずれ本市で全国大会が開催できれば、交流人口は一気に上昇し、経済波及効果も大いに期待されると考えます。11月末で終了しました山鹿和栗スイーツフェア参加店から、今年は県外のお客様の目の色が変わっていたと評されるほど、確かな手応えがあったと聞いています。

それでは、発言通告に従い、4点の一般質問を行います。それぞれ一問一答にてよろしくお願ひします。

1点目、過疎対策事業債の現状及び今後についてお尋ねします。過疎債の活用は、人口の著しい減少に伴う地域社会の活力低下が見込まれる地域、合併前の鹿北町、菊鹿町、鹿央町を指します。この旧3町について、特別措置を講ずることにより、地域の持続的発展を図ることを目的とし、1970年、過疎地域対策緊急措置法が時限立法として成立し、その後、内容変更が加わり、今日まで60年以上も継続されているものです。直近の改正は令和3年4月1日、過疎地域の持続的発展の支援として新過疎地域特措法が施行され、引き続き、みなし過疎の指定を受けた山鹿市全域で過疎債が活用されています。総務省調べ、令和4年4月、過疎関係分布図によれば、1,718市町村のうち全部が過疎の市町村が713、一部過疎を有する市町村が158、山鹿市を含むみなし過疎14市町村の自治体の半数以上が過疎の状況にあります。みなし過疎の認定要件は3区分あり、1つ目は規模要件として、ここが一番大事だろうと思うんですが、規模要件として過疎区域の面積が全体の2分の1以上であること。2つ目、人口要件として、中長期的に市の人口が減少していくこと。3つ目、財政力要件として、市の財政力指数が0.51以下であることの3要件に該当することで、みなし過疎地域の指定を受け、過疎対策事業債の起債や補助割合のかき上げなど、令和4年決算で15億7000万円弱となっております。ただし、活用する前提には、過疎地域持続的発展計画の策定が必須であり、本市では令和3年から令和7年の5か年計画に基づき事業展開がなされています。熊本県45市町村のうち、過疎関係市町村は32自治体ございます。全部過疎が26市町村、一部過疎が5市町、みなし過疎指定は山鹿市のみという状況であります。

それでは、1回目として、過疎対策事業債の実績について質問いたします。

#### ○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

#### ○大林秀樹 総務部長

御質問の、過疎対策事業債の実績について、お答えをいたします。

平成17年度から令和4年度までの18年間における特別会計及び企業会計を含めた

過疎対策事業債の発行額につきましては、197億2180万円となっております。

このうち、一般会計の発行額は137億990万円であり、目的別の発行額につきましては、地域情報化推進事業などの総務債に1億720万円、保育環境充実支援事業などの民生債に5億8700万円、斎場・清掃施設維持適正化事業などの衛生債に5億430万円、地方道路等整備事業などの土木債に68億3320万円、教育・文化・体育施設整備事業などの教育債に26億1930万円、物産館環境整備事業などの農林水産業債に11億6690万円、さくら湯再生事業などの商工債に11億180万円、消防施設整備事業などの消防債に7億9020万円となっております。

次に、鹿北・菊鹿・鹿央地域を対象とした過疎対策事業債の活用実績について申し上げます。

ここでお断り申し上げますが、合併により市全域がみなし過疎地域の指定を受けていること、またハード事業とソフト事業への充当が可能であることから、3地域に限定した過疎対策事業債の額を拾い上げることは難しい面がございます。そのため、市全域に効果が及ぶ事業を除いた上で、3地域内で実施されたハード事業のうち主なものをお答えいたします。

鹿北地域においては、鹿北グラウンド周辺整備事業や岩野小学校の解体及び跡地整備事業、林道三楠竹の谷線の道路整備事業などに合計12億60万円。菊鹿地域においては、ワイナリー構想推進事業などに11億5380万円。鹿央地域においては、一里木住宅整備事業、鹿央保育園整備事業に係る補助金、市道小原持松線の道路整備工事などに合計で11億660万円といった実績がございます。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

古川議員。

[ 9 番 古川和博 議員 登壇 ]

**○古川和博 議員**

答弁により、累計一般会計総額が137億円強の活用実績とのことでした。主なもので、約5割の68億円が道路整備事業、教育・文化に2割弱26億円、物産館整備等を主に農林水産11億円、さくら湯再生等11億円、消防施設整備8億円弱と説明がありました。また、旧過疎指定地域である3地域への活用としては、繰り返しになりますが、鹿北地域では鹿北グラウンド周辺整備、岩野小学校解体及び跡地整備なり、林道整備等合わせて12億60万円の活用。菊鹿地域では、ワイナリー構想推進等に11億5380万円。鹿央地域では、一里木住宅整備、鹿央保育園整備に係る補助及び市道の整備11億660万円とお答えがありました。いずれも市民生活に欠かせない密接な事業ばかりであり、今後とも過疎地域持続的発展計画に基づき、着実な事業展開が

図られることを期待するものであります。

一方で、本年4月1日現在の人口動態、山鹿市社会福祉協議会調べからの引用ではございますが、山鹿市全体人口4万9100人のうちの26%に当たる1万2784人の住民の皆さんが3地域で暮らされる中に、高齢化率を見れば、市全体38.6%平均であります。令和3年度熊本県平均が31.9%であり、本市の高齢者対策も待ったなしの状況と考えます。

参考までに、旧過疎地域3地域の内訳を申し上げます。鹿北地域の人口は3,405人、高齢化率は48.4%、菊鹿地域5,403人、46.3%、鹿央地域3,976人、43.1%と、全て40%を超え、2人に1人は高齢者に近づいているなど、人口の下げ止まりが見えない状況下の中で2回目の質問をいたします。

過疎債を活用した今後の事業見通しをお尋ねいたします。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

**○大林秀樹 総務部長**

御質問の、過疎対策事業債を活用した今後の事業見通しについて、お答えをいたします。

具体的な事業につきましては、現在、予算編成中ですので、お答えを控えさせていただきますけれども、基本的には令和3年度に策定いたしました山鹿市過疎地域持続的発展計画に掲げる事業を、ハード事業はもとより、地域医療の確保、企業誘致対策、集落の維持・活性化等のソフト事業に対しても引き続き活用する方針でございます。

なお、過疎対策事業債の発行期限が令和12年度までとなっておりますことから、その活用に関しましては、今後の重要政策課題に係る財政需要を見据え、優先順位を明確にし、財政運営の健全化を意識しながら、計画的な発行に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

古川議員。

[9番 古川和博 議員 登壇]

**○古川和博 議員**

過疎対策事業債の最大の有利性は、起債により事業費を捻出したとしても、将来の負担が軽減されるよう、元利金償還の7割が後年度国から交付税として戻される仕組みになっております。実質、市の負担は3割で済むという、自治体に対する破格の優遇策を伴う財政支援であると、片山善博教授が述べられています。過疎対策

事業債の発行が令和12年までとの答弁があり、今年度末には進捗状況の中間評価が実施され、最終評価を令和7年度末には、併せて第2次山鹿市総合計画及び第2期山鹿市総合戦略も検証予定であり、過疎地域の持続的発展に必要な追加、見直しを含め、達成状況を公表される予定となっています。

本市の財政状況は、前年決算から地方税や地方交付税といった歳入に対し、人件費、社会保障費などの経常的経費を充てた割合が99.2%と硬直化しています。一過性の高止まりだとしても、弾力性が失われ、新たな政策に回す財源の確保が困難ではと懸念されます。片や財政基盤の強さを示す財政力指数は0.33となっております。県下平均を下回り、自主財源に乏しく、財政基盤は脆弱であると判断されます。

また、地域に目を向ければ、道路は老朽化の進行が著しく、公共施設の老朽化も目につきますし、維持費用は増加傾向となるなど、市の財政を圧迫する要因が顕在化している現状から、今後の財政のかじ取りは相当難しくなるのではと推測しているところです。優先順位を明確にとの答弁でした。旧過疎地域3地域は、当初の想定以上に深刻な状況にあり、立法時の理念を忘れず、今後の事業展開を見守っていききたいと思えます。

2点目の質問に移ります。選ばれる山鹿に向けた重点施策の進捗状況をお尋ねいたします。本年度、早田市長は、戦略的な人口減少対策を構築するため、選ばれる山鹿に向けた応援策として、1番に結婚・子育て応援、2番目、仕事・人材応援、3番目に移住・定住応援の3本のプロジェクトを柱に掲げ、若い世代に選ばれることで、何とか人口減少のスピードを抑制したいとの方針を掲げられています。本対策として、新規事業9本、継続事業4本、枠拡大4本と、多くのメニューがそろっています。今回は、応援プロジェクト全体事業費が4億4100万円の中から、3項目めの移住・定住応援策として、事業費合計1億3959万円が計上された、人・物等を呼び込むための山鹿市産木材の家づくり推進事業について、現時点での事業効果及び今後の普及啓発方法につき質問いたします。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。石井農林部長。

[石井耕一郎 農林部長 登壇]

#### ○石井耕一郎 農林部長

御質問の、山鹿市産材の家づくり推進事業について、お答えをいたします。

山鹿市産材の需要拡大を図るため、林業や製材業、地元工務店など、各分野における就業の場の拡大、さらに林業全般の活性化と森林所有者の所得向上を目指し、山鹿市産材を60%以上使用した場合、この購入価格の50%に対して上限100万円を補助するものでございます。

また、市産材による新築住宅建設支援並びにほかの課で行っております事業と連携し、実施することで、移住人口の増加や定住人口の減少に歯止めをかけることを目的としております。

実施期間につきましては、令和5年度から5年間としておるところでございます。

本年度の申請状況につきましては、11月末時点で18件の承認申請があり、うち4件は完成し、補助金の交付を行っております。

事業効果としましては、市産材の需要拡大はもとより、定住人口減少の歯止めに寄与しているものと考えております。さらに、申請されているうちの2件は市外からの転入者であり、事業を知ったことで山鹿市外に建てる予定を変更して山鹿市内に建てられたものでございます。

しかしながら、まだまだ周知が行き届いていないと思われまますので、今後なお一層の情報発信を図るため、ホームページや広報やまが、SNS等を活用し、啓発に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○服部香代 議長

古川議員。

[ 9 番 古川和博 議員 登壇 ]

#### ○古川和博 議員

答弁にありました、11月末現在、18件の申請とのこと、うち2件は市外からの転入であり、滑り出したばかりの事業としてはすばらしい実績と思います。国内の状況下では、新設住宅着工戸数のうち、持ち家着工戸数が25万戸を切るとの予想がなされ、住宅市場の縮小がついに始まり、1960年以來の低水準と日経のネット記事にありました。住宅建設の経済効果は、物件価格の2倍に波及するといわれるほど、地域経済に与える影響が大きく、管内住宅着工は今月末までの見込みで146棟と聞いております。特に方保田から鹿本町に目を向ければ、目を追うごとに新築住宅が増えています。今後の広報手段として、SNS等の利用と答弁にありました。本市には公式YouTube「よへほチャンネル」があります。どんどん活用され、PR不足などにならないよう、他の新規事業も大いに広報すべきと考えるものであります。今後とも移住・定住支援策、移住・定住応援として、とても魅力がある重要な施策であり、どうかさらなる推進に努力をお願いいたします。

3点目の質問に移ります。農村RMOの展開について質問です。本件は、昨年3月議会一般質問にて、国土交通省の小さな拠点化の取組として、2021年度2,016か所で取り組む地域運営組織RMOを紹介したところであります。今や、中山間地域においては、集落の人口減少、高齢化による農地・山林等農村資源の維持管理や、

農道や畦畔、あぜの草刈り等をはじめ、冠婚葬祭等、生活の相互扶助といった集落機能が低下し、その維持が困難になっています。農林業センサスからも、世帯主の年齢が高くなるほど、心配事としては近くに病院がない、近くで食料や日用品を買えない、猿・イノシシ等、獣が現れることを最も困っているとアンケートにありました。NPO中山間地域フォーラムが、昨年出版した中山間地域ハンドブックから、集落機能の調査があつております。1番、寄り合いの開催、2番、実行組合の存在、3番、用排水路や農地などの地域資源の保全の分析結果であります。全て満たす農業集落がどれだけあるかを地形条件で分けて調査した結果では、平地農業地域は75%が維持できておられます。中山間地域では56%であり、集落機能の低下をはっきりと裏づける結果が出ているところであります。

このように、課題山積の中、1回目の質問として、農村RMOの目的及び背景につき、お尋ねをいたします。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

**○大林秀樹 総務部長**

御質問の、農村RMOに取り組む目的及び背景について、お答えをいたします。

まず、RMOとはリージョンマネジメントオーガニゼーションの略で、地域の様々な関係主体からなる協議組織が地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織のことです。

農村RMOは、RMOの一形態として農地保全や農業活動と併せて、生活支援など地域コミュニティの維持に資する組織を指します。

中山間地域においては、人口減少や高齢化が急速に進行しており、1つの集落では農地の維持管理や農業の継続、さらには集落機能の維持も難しくなる状況にあります。

そのため、農家・非農家が一体となり、小学校校区程度のエリアで支え合う体制を築き、地域コミュニティの維持・強化を図ることを目的に、必要な取組を展開するものです。

事業としましては、地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る調査、計画作成、実証事業等の取組を後押しする農村RMOモデル形成支援があり、令和4年度よりスタートしております。

現在の取組地区は、本市を含め全国で56地区ございますが、国は令和8年度までに100地区を目標に掲げております。

農村RMOの推進に向けましては、例えば総務省の集落支援員、地域おこし協力

隊制度や、厚生労働省の生活支援コーディネーター制度など、様々な連携施策を関係府省が用意しており、地域の実情に合った施策を活用しながら、農村RMOの形成を図っていく必要があると考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

古川議員。

[ 9 番 古川和博 議員 登壇 ]

○古川和博 議員

1つの集落ではもう農地の維持管理から農業の継続及び集落機能の維持も難しくなってきたと答弁にいただきました。特に条件不利地域、何度も申し上げますが、中山間地域ほど人口減少は顕著であり、集落内の戸数減少では集落の総戸数が10戸を下回れば、農地保全などの区役作業の実施率が急激に低下すると調査にあっております。地域コミュニティーの維持も難しくなっています。

では、2回目の質問として、今後の農村RMOの展開について、お尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

今後の展開方法について、お答えをいたします。

本市では、今年度より菊鹿地域の地域づくり団体菊鹿さきもり隊が、菊鹿地域で高齢化が最も進行している番所集落を対象に、地元住民と連携して番所棚田の再生を核とした農村RMOモデル形成支援事業に取り組んでおられます。

具体的には、遊休農地を活用した米や野菜の試験作付、崩れかかった石垣の復旧を行う一方、先進地研修を行いながら、将来ビジョンの作成を進めておられます。事業対象期間が令和7年度までの3年間となっておりますので、番所集落を含む周辺の集落も巻き込んだ農村RMOの形成を目指しているところでございます。

なお、県内では、本市と球磨村の2自治体に取り組んでおりますが、今後の展開としましては、モデル形成支援事業の取組を参考に、本市の特に中山間地域において農村RMO形成による持続可能な地域づくりを推進していきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

古川議員。

○古川和博 議員

最近では、小さな拠点なり、農村RMOの記事が頻繁に目につくようになってきました。高齢化が進み、人口が減り続ける集落では、現状維持だけで精一杯のところもあり、コロナ禍で3年間、一度中断したものを元に戻す踏ん張りが利かず、もうこれでやめにしようとの記事も目にしたところです。本年2月23日には、産山村に小さな拠点ふれあいセンターが完成、購買所、交流スペース、移住相談、コインランドリーとともに、主要施設の役場、診療所、郵便局が中心部に集まり、利便性が向上と熊日報道にありました。

持続性を確保し、拠点であるRMOの拡大には運営に関わる人材の確保が前提と考えますし、農業を含め地域の組織が連携できるかが焦点になると考えます。菊鹿さきもり隊の皆さんによる農村RMOモデル形成支援事業とのこと、手探りの中に大変な作業であり、中山間地域の未来を占う事業とも考えます。執行部には、県の指導も仰ぎながら、何としても地域で支え合う村づくりの目標が達成されますよう、部局を超えて取組をよろしくお願いいたします。

では、4点目の質問に移ります。防災行政無線について、2問、質問をいたします。本件は、過去に北原議員、富丸議員も質問されています。1回目として、難聴対策の現状についてお尋ねします。本年も大変な異常気象の1年であったと思います。特に、梅雨時期は線状降水帯の発生予想が出るたびに、やまがメイトによる避難場所のお知らせが届いていました。夏は、過去最高を上回る圧倒的な暑さで、地球温暖ではなく、沸騰化による熱中症アラートが連日発令、幸い台風直撃の被害は免れたものであります。

このような中で、今でも防災無線が聞き取れず、日中、家の窓を開けて耳を澄ませて聞いていると、市民の方からのお尋ねがありました。災害発生時に、本来の機能が発揮できるかを含め、防災行政無線の放送内容が聞き取りにくい場合の対応策を質問いたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問の、難聴対策の現状について、お答えをいたします。

防災行政無線は、現在、屋外拡声子局278か所により、山鹿市全域をカバーしておりますが、議員御指摘のとおり、地形や建物の状況、天候等により防災行政無線の内容がうまく伝達できない場合がございます。

その対策としましては、屋外拡声子局の向きや音量の調整、難聴地域にお住まいの世帯への戸別受信機の貸与、やまがメイトを活用した放送内容の音声や文字による配信、デタポンによる文字配信、放送内容を確認できる電話応答サービスを実施し、情報伝達に努めているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

古川議員。

[ 9 番 古川和博 議員 登壇 ]

○古川和博 議員

答弁にありました屋外拡声器の調整をはじめ、難聴地域には戸別受信機の貸与及びやまがメイトの活用など、災害から市民を守り、安全確保を最優先に取り組んでおられることはよく理解できます。ただ、近年の気候変動がいまだ経験したことがない異常気象をもたらし、災害発生の予想がとても難しいことなど、これらを踏まえ、防災ラジオの導入について、2回目の質問に移ります。

防災ラジオは、大雨や地震などの災害時に、市の緊急放送を自動的に受信するラジオであり、県下の取組としては、熊本市、2,000円で有償配布、人吉市、無償貸与、学校、店舗、一般事務所へも無償で貸与されております。また、お隣の福岡県八女市におきましては無償配布、FM八女をキー局に2台目は、4,300円有償配布となっており、確実に広がっているのではなかろうかと思えます。災害による人身事故など、手遅れにならないためにも、防災ラジオの導入についてお尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問の、防災ラジオの導入について、お答えをいたします。

議員御案内のとおり、戸別受信機能付きラジオである防災ラジオも、情報収集手段の1つとして考えられますが、大がかりなシステムの改修が必要となることから、導入については考えておりません。

本市といたしましては、先ほどの答弁で申し上げました難聴対策の1つであります戸別受信機のより効果的な運用を目指して、今後、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

あわせて、日頃から、御近所の人と人とのつながりで伝達し合う体制についても、地域の皆様とともに進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

古川議員。

[ 9 番 古川和博 議員 登壇 ]

○古川和博 議員

今は、代替手段としてスマホが挙げられるものの、平時の状態では何ら問題なく、ラジオ放送についてもアプリで聞くことができます。しかし、一旦災害発生となれば、ネット環境が混乱し、使えないなど、スマホの充電切れ、フェイクニュースなり、デマ情報が増えるのではと心配もされます。電話回線にしても、集中すればつながりにくくなります。ラジオは電波が届くところなら、どこにいても聞けますし、消費電力が少なくて済み、電源についても手回し充電、乾電池式で確保できる代物であります。

国立長寿医療研究センター調査では、70歳男性で5人に1人、女性が10人に1人、日常生活で支障がある難聴者と推測されています。11月末現在、65歳以上の市民の皆さんが1万8914名生活されています。確かに高齢になりますと、耳に届きません。災害は忘れた頃にやってくるの例えではありませんけれども、災害が夜間に発生し、電気が止まれば、避難の方向も分からず、生命、身体、財産等が危険にさらされます。戸別受信機のより効果的な運用を1日も早く確立され、希望される世帯には有償配布も視野に、不安を取り除かれますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、少子高齢化をいち早く経験しています中山間地においては、ある意味、問題の先取りであります。どう対応するかによっては、新しい生活スタイルなり、仕事のモデルの提案の場所になると考えるものです。本市では、8月末に初めて生産年齢人口が5割を割り込んだことに、執行部も驚かれたことと思います。個人的見解ながら、人口減少による市民の負担は増え続け、特に社会保障費等の負担は騎馬戦型から肩車式へ急速に進んでいくことも事実であると推測しております。執行部におかれましては、人口ビジョンを直視し、着実な準備をするようにとの報道もあっております。今後、選ばれる山鹿に向けた各種施策が成果として実を結ぶかどうかは、これからの着実な歩みにかかっています。PDCAサイクルを回し続けながら、人口統計が示す全部過疎の区分などにならないよう、最大限の努力をお願いし、質問を終わります。

○服部香代 議長

以上で、古川議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、高橋龍一議員の発言を許します。高橋議員。

[ 6 番 高橋龍一 議員 登壇 ]

## ○高橋龍一 議員

皆様、こんにちは。

議席番号6番、鹿政不動産、高橋龍一でございます。

12月に入っても、多くの食料品において値上げが行われましたことは御承知のことと思います。師走の食卓にも少なからず影響があるものと思いますが、今回の引上げで一段落するのではないかとの報道もあることから、物価高が沈静化し、賃金上昇のステージにつながることを願うばかりです。失われた30年の間、我が国は経済成長が停止しておりますが、円安と賃金上昇により、世界一の豊かな国へ必ず返り咲くものと期待をしております。

それでは、発言通告に従いまして、一般質問を2点させていただきます。

1点目に本定例会に上程されております水道料金改定の件、2点目に本年8月末の広報やまがと一緒に全戸に配布されました、くらしとじんけん第19号について質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

質問に入ります前に、今回は資料を配付させていただきたいと思っております。議長に資料配付の許可をいただきたく、お願いたします。

## ○服部香代 議長

資料配付の要求がっておりますので、議会規則第157条の規定により、これを許可いたします。

## ○高橋龍一 議員

ありがとうございます。

まず、水道料金の改定について、お話を進めてまいります。午前中に松見議員の質疑に対して、今回の水道料金改定について、引上げを必要とする背景と、将来にわたる効果について答弁がありました。要約しますと、これまで長きにわたり安価な水道料金の維持に努力してきたが、人口減少等による給水量の減少により、料金収入が減少していること、また老朽化した水道管の更新に加え、設備の耐震化に多くの財源が必要となることにより、年々経営状況が悪化しており、やむを得ず料金の引上げをお願いしたいということだと理解いたしました。こんなところにも人口減少の影響が出ているのかと驚きますが、これまでの本市の水道料金の水準と、今回の料金改定後の水道料金がどうなるかを確認しておきたいと思っております。

今回の料金引上げの議案を受けて、早速、地元紙には「山鹿市水道料金24.7%値上げ」との見出しが躍りました。これを見て驚かれた市民の皆様もいらっしゃると思いますが、実際どれぐらい値上げとなるかを、我が家の例で試算をしてみました。我が家は4人家族で、11月の使用水量が25立方メートル、水道料金が3,330円でした。これを新料金体系に当てはめると、消費税込みで4,191円となり、861

円の負担増となります。水道加入世帯の大部分が同程度の値上げとなる見込みですが、この金額を見てどう思われたでしょうか。1円でも値上げは困るという方も中にはいらっしゃるかも知れませんが、多くの方はこれくらいかと思われたのではないのでしょうか。

そこで、先ほど許可をいただいた資料をタブレットにて御覧ください。

これは、県内各市の水道料金を比較したグラフです。山鹿市管工事組合さんからいただいた資料ですが、一般家庭で使用されている口径13ミリメートルの水道管による使用水量ごとの水道料金を表しています。赤い枠で囲まれているところが本市分であり、他市と比べ、全ての水量において、その料金は安価であることが一目瞭然です。この資料は今回の引上げ分を考慮しておりませんが、本年度に入り、県内では荒尾市、宇城市の一部でも引上げが行われていることを考えれば、依然として本市の水道料金は他市に比べ安価であるといえます。しかし、答弁にもありましたように、さすがにこの料金体系では耐えられないということから、今回の料金改定となったものと理解をします。

そこで、1回目の質問です。水道料金収入は、基本料金、従量料金、加入金の3種類をもって構成されております。そのうち、今回の料金改定では、基本料金及び従量料金を引き上げ、加入金は据え置くとされております。加入金とは、新築住宅等で新しく水道を引く場合に課す料金のことです。本市では、一般的な家庭が使用する口径13ミリメートルの場合、3万3000円です。ちなみに、玉名市では8万8000円、菊池市では5万5000円であり、県内の他市と比べ安価な料金となっています。午前中の答弁のような厳しい経営状況が予測されるのであれば、今回、加入金も見直すべきできなかったかと思いますが、据置きとされた理由をお尋ねいたします。

#### ○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。阿蘇品水道局長。

[阿蘇品健 水道局長 登壇]

#### ○阿蘇品健 水道局長

御質問の、水道加入金を改定しない理由について、お答えいたします。

議員からもお話がありましたが、新規に水道を接続する際に御負担いただく水道加入金ですが、平成17年の市町合併以降改定しておらず、県内14市平均よりも安価な水道加入金となっております。

今回の料金改定に伴い、安定財源の確保のために水道加入金の改定も検討いたしました。施設の整備、更新に係る財源は料金収入をもって充てることとし、水道使用者の二重の負担を避けるため、今後検討するというところで加入金の改定を見送ったところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

高橋議員。

[ 6 番 高橋龍一 議員 登壇 ]

○高橋龍一 議員

午前中の答弁の中に、水道事業は地方公営企業であり、独立採算制の原則があるとの説明がありました。現在、本市の水道事業は全世帯の60%に供給しているのみであり、将来的に収支が赤字に転落した場合に、市民全体の財産である一般会計から補填することは平等性の観点からもはばかれるものと考えます。そうなると、受益者負担として加入金の引上げによる収益確保は道理にかなっていると思われまますので、今後の御検討をお願いしたいと思えます。

次に、老朽管の更新について、お尋ねいたします。9月定例会にて承認しました令和4年度水道事業会計決算書によりますと、年度中に配水管の更新として9か所、延長約1.4キロメートルを整備したとあります。また、管路経年化率が21.06%、管路更新率が0.41%とあります。全国的に水道管の老朽管が問題視されていることは承知しておりますが、本市の老朽管の状況と今回の料金改定後の更新計画について伺います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。阿蘇品水道局長。

[阿蘇品健 水道局長 登壇]

○阿蘇品健 水道局長

御質問の、老朽管の現状と更新計画について、お答えいたします。

本市の管路整備状況としましては、令和4年度末時点において、水道管の総延長は約295キロメートルとなっております。そのうち、法定耐用年数である40年を経過した老朽管は約60キロメートルで、全管路延長の約20%の割合となっております。

老朽管を原因とする漏水や災害による漏水事故等を防止するためには、管路等に係る財源を確保し、強靱で災害に強い水道施設づくり、耐震化を進めていく必要がございます。全国的に見ましても、東日本大震災や熊本地震を踏まえた耐震化が進められている状況にあり、本市におきましても、随時、耐震性のある水道管に更新をしております。

次に、現在の更新計画ですが、令和6年度から令和15年度までの10年間で、更新延長が約18キロメートル、事業費で約21億円の事業計画を立案し、継続した管路更新を予定しているところでございます。

なお、法定耐用年数を経過し、漏水が多発している場所や医療機関・災害時避難

所等の重要給水施設に関連するものなどについては、重要性や優先順位を踏まえて、速やかに更新をすることとしております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

高橋議員。

[ 6 番 高橋龍一 議員 登壇 ]

○高橋龍一 議員

法定耐用年数である40年を経過した老朽管が60キロメートルもあることには驚きました。今回の料金改定により、令和6年度からの10年間で約18キロメートルを更新する計画であることは喜ばしいことと思いますが、一方、今後10年間で順次、耐用年数を迎えるものもあるでしょうから、この計画で十分であるのかとの疑問も湧きます。今回の料金改定において、料金算定期間が令和6年から令和10年の5年間ということから、言い換えれば5年後には再度の料金改定が必要となることを示唆しているものと思われませんが、本市においては今後も人口減少が進むことが予想されることから、水道インフラの整備は体力のあるうちに前倒しで行うべきとも言えます。執行部におかれましては、この点の認識を新たにさせていただき、市民の皆様の御理解をいただけるよう十分な説明に努めながら、安定した計画的な水道インフラの整備に注力いただきますようお願いいたします。

最後に1つ付け加えたいことがあります。それは、水道業者の方々には24時間、365日体制で、安定した水道水の供給に努めていただいていることを忘れてはいけないということです。先日、管工事組合さんへ水道事業の現状をお尋ねしていった折、時間は夕方5時を過ぎていたと思いますが、あるアパートで水漏れが起きているとの電話が入りました。1日の仕事を終えられた後で、お疲れのところにもかかわらず、若い業者の方が自分が行ってきますと、嫌な顔もせず現場に向かわれました。仕事だといえどもそれまでかもしれませんが、蛇口をひねれば、きれいな水道水が飲める裏には、このような方々の存在があることを申し添えます。

次に、今年8月末の広報やまがとと一緒に全戸に配布されたくらしとじんけん第19号についてのお話に移ります。御覧になった方も多いと思いますが、その中にあるLGBTQ+などの性的少数派といわれる方々に対する認識と、外国人との共生について質問をさせていただきます。

まず、LGBTQ+の方々に対する認識についてですが、国会では今年6月に通称LGBT理解増進法が可決成立いたしました。この法律の成立過程において、保守系の言論人を中心に、その必要性のなさや危険性を訴える発言が噴出しました。そもそも我が国は、歴史的に同性愛やバイセクシャルに対し寛容であり、それを禁

忌とするキリスト教徒やイスラム教徒の国々とは受け止め方が違うこと、またトランスジェンダーといわれる生物学的な性と違う性を自認する方々の意思を尊重するあまり、女性や女兒の尊厳が損なわれる危険性があるとの主張をされております。私自身も同様の理由から、この法律は我が国にはふさわしくないものと考えておりますが、いずれにせよ、外圧に負けて十分な議論もせずに、考えを二分するような問題を短期間に判断してしまった国会に対しては非常に残念であり、憤りを感じます。

くらしとじんけん第19号へ話を戻します。この法律の成立を受け、早速、本市ではパートナーシップ宣誓制度の導入を目指しますと記載がされています。パートナーシップ宣誓制度とは、同性同士の婚姻が認められていない我が国で、自治体が独自にLGBTQカップルに対して、結婚に相当する関係とする証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度です。現在、全国1,700の自治体のうち、300以上の自治体が導入しているそうですが、実際に利用した方はごく少数のようです。当事者の方々のお話を聞きますと、入院時の同意書にサインができないとか、市営住宅と一緒に入居のできない等の性的少数者として生きづらさを感じているとよく言われますが、人が生活する中では何がしかの生きづらさを皆感じているものではないでしょうか。例えば、入院時の同意書にサインができないのは、性的少数者だけではなく、内縁関係にある方々も同様ではないでしょうか。

12月3日の日曜日に、山鹿市人権フェスティバルが行われました。その中で男性に生まれながら、性転換手術を受け、現在では戸籍を女性に変更し、男性と結婚されている方の講演を聴く機会がありました。この議場の中の多くの方々もお聞きになったと思いますが、幼少期からの心の葛藤や周囲とのあつれきを赤裸々に語られ、現在は生き生きと人生を楽しんでおられる姿を拝見し、非常に好感が持てました。社会が悪いとか、制度が悪いというようなことは一言もおっしゃらず、自分らしく生きることの大切さを語っておられました。

日本国憲法には、何人も法の下に平等とうたわれています。差別や偏見と聞くと、思考が停止してしまう傾向にある日本人ですが、当事者の方々にも様々な考え方があることも理解する必要があります。

一方で、理解増進法の成立により、活動家に利用された当事者の方々が、次は同性婚を認めろということになり、最終的には女性天皇、女系天皇容認へとつながることで、我が国の国柄をも変えてしまう蟻の一穴にならないかと主張する言論人も少なくありません。少し大げさだと言われるかもしれませんが、長きにわたり我が国が脈々と続けてきた家族や婚姻に対する考え方を変えるには、国民的な十分な議論と時間が必要であると思います。

そのような視点を踏まえて、本市ではパートナーシップ宣誓制度の導入について、どのような認識でおられるか、お尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問の、パートナーシップ宣誓制度について、お答えをいたします。

本市では、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入に関しまして、まずLGBTQ+に対する正しい知識や情報を理解してもらうことが最重要と考え、職員の研修会をはじめ、市民向けの人権のまちづくり講演会等での啓発に力を入れています。今年度は、啓発による理解増進の状況を確認するため、現在2,000名の市民を対象にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関するアンケートを実施しております。

今後、アンケート結果を踏まえ、制度導入について、外部の審議会等へもお諮りしながら、導入時期を含め、本市の制度設計を進めるとともに、制度導入に当たってはパブリックコメントを実施し、改めて市民の皆様からの意見等を伺うなど、丁寧に進めてまいりたいと思います。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

高橋議員。

[6番 高橋龍一 議員 登壇]

○高橋龍一 議員

理解増進法の成立を受けて、行政として前のめりになっていないか心配していましたが、市民アンケートの実施や審議会の開催、また制度導入に当たっては、パブリックコメントの実施を求めるなど、丁寧に進めるとの答弁に、少し安堵いたしました。ぜひとも時間をかけ、慎重な議論がなされることを願っております。

この法律の成立の折、心配なことがもう1点ございます。それは教育現場において、行き過ぎた性教育が実施されるのではないかという懸念です。同法第6条第2項には、学校の設置者は基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する当該学校の児童・生徒の理解の増進に自ら努めるとともに、国または地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとするがあります。

先日、地元の小学校のPTAの役員さんとお話しする機会があり、この話題にな

りました。その方は、保護者としては第2成長期を迎えていないような児童に、同性愛とは何ぞやとか、生物学的な性にこだわる必要はないとかを学校で教えてほしくないとおっしゃっていました。私の子供たちは既に小中学校を卒業していますが、私も在学中であれば、同様の感情を持ったと思います。

そこで、2回目の質問です。理解増進法の成立を受けて、小中学生への指導方針に変化があるのか、また現状はどうか伺います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。吉野教育審議員。

[吉野栄治 首席教育審議員 登壇]

○吉野栄治 首席教育審議員

御質問の、理解増進法を受けて、小中学生への指導方針と現状について、お答えします。

理解増進法の施行を受けて、これまで行ってきた小中学生への指導方針が大きく変わることはございません。既に、小学校体育の保健学習では、体の発育・発達の単元があり、児童が体の発育・発達について、思春期の体と心の変化などについて学び、体の発育・発達には個人差があることなど理解するよう学習指導要領に明記されています。

また、来年度から使用する保健の教科書には、新しく性と自分らしさについて、発展的な資料が添えてあり、性の多様性について、性別に関係なく、自分らしく、好きなことに一生懸命取り組むことのすばらしさについて触れ、お互いを認め、理解し合えることの大切さを学ぶことができるようになっています。同様に、中学校でも保健体育の時間、性教育の授業等で、お互いを尊重し、認め合うことの学習をしております。

児童・生徒が自分のことを大切にするとともに、友達やほかの人を大切にすることができるよう、お互いの人権を尊重する指導の工夫は、全ての学校教育活動の中で行っております。

したがって、議員が心配されておられるような、児童・生徒の発達段階に適さない性教育や、自身の性について困惑するような教育を行うものではありませんので、その点は御理解をお願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

高橋議員。

[6番 高橋龍一 議員 登壇]

○高橋龍一 議員

これまでの指導方針に変わりはないとの答弁であったことは安心しましたが、来年度から小学校で使用する教科書には、性の多様性について学ぶということですので、自身の性が確立していない時期に、学校教育によって子供たちが困惑しないように、授業内容の工夫を図っていただくことをお願いいたします。

次に、外国人との共生についてのお話に移ります。元来、我が国は島国ということもあり、外国人を受け入れることには消極的であったわけですが、労働力不足や国際紛争による難民受入れの点から、現在では多くの外国人が居住するようになりました。

それと同じくして、外国人と地域住民とのトラブルが増えていることは御承知のことと思います。幾つか例を挙げますと、埼玉県川口市では、クルド系トルコ人が多く住むようになり、夜間に大勢で集まり騒いだり、ごみ捨てのルールを守らないなどが多く見られ、犯罪も増え、治安の悪化に困っているそうです。

また、大分県内では、イスラム教徒の風習である土葬をする土地の開発をめぐる、住民とのトラブルが発生しているとも聞きます。どちらも日本人にとっては理解し難い例ではありますが、今後、T S M Cの菊陽町進出により、本市でも以前に増して外国人と触れ合う機会が増えることから、同様のトラブルが起こることも想定されます。

そこで、1回目の質問です。現在、本市に居住している外国人の国別の人数と、本市では多文化共生のまちづくりを目指していくということですが、先ほど御紹介したトラブルの事例を踏まえて、どのような方針で進めていかれるのか伺います。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

#### ○大林秀樹 総務部長

御質問の、多文化共生のまちづくりについて、お答えをいたします。

現在、市内にはフィリピン、ベトナムなど24か国、438名の方が居住されておられます。

本市では、外国から来た子供たちやその家族の方々を対象に、無料で日本語教室を開催したり、企業や警察と連携し、交通ルールを学ぶ自転車教室を開くなどしています。

今後も、言葉や文化の違いが壁となり、本市での生活で困らないよう、また異なる人種や異なる文化を持つ人々たちに対する偏見や差別を生みぬよう、お互いが対話できる環境を整え、共に生きるダイバーシティ、つまり多様性を大切にしたまちづくりを進めていきます。

議員御指摘のように、他県において外国人とのトラブルが発生している地域があることは承知しておりますが、現在のところ、本市において地域住民と同様のトラブルが発生しているとの報告はございません。

本市としましては、あくまでも我が国及び本市の伝統、文化、風習、習慣、社会のルールに適応していただけるよう、様々な取組を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

高橋議員。

[ 6 番 高橋龍一 議員 登壇 ]

**○高橋龍一 議員**

既に約500人の外国人が本市に居住されているとは驚きましたが、我が国の伝統・文化・風習や本市のルールに適応していただくことを念頭において対応していただくことですので、それぞれの母国の動向を注視し、治安の悪化等が起こらないように関係各所と連携しながら進めていただきたいと思います。

本市居住の外国人が約500人ということは、当然、その中には子供たちもいることとなります。最後の質問として、公立学校の対応状況について伺います。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。吉野教育審議員。

[吉野栄治 首席教育審議員 登壇]

**○吉野栄治 首席教育審議員**

御質問の、公立学校の対応状況について、お答えいたします。

学校は、外国にルーツのある児童・生徒たちが安心して楽しい学校生活を送れるよう、各家庭との教育相談を実施し、必要なサポートに取り組んでいます。

授業は、通常の授業に参加をしており、子供の実態によっては、翻訳機や翻訳機能のあるタブレットを活用しながら学びを進めている状況です。担任を中心とした授業者が適宜学習の見取りやサポートを行っており、一人一人の学力保障に努めております。

また、外国にルーツのある児童・生徒の中で、日本語学習が必要な子供たちには、日本語指導も実施しております。NPO法人へ講師派遣を委託し、1人当たり、週に2時間から4時間、現在4小学校、2中学校で、計7名の児童・生徒が、日本語指導を受けています。

日本語が読めない保護者もあり、通知表や各種便りの内容を理解していただくため、スマートフォンの翻訳アプリ等の紹介もしております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

高橋議員。

[ 6 番 高橋龍一 議員 登壇 ]

○高橋龍一 議員

以上、くらしとじんけん第19号について、お話を進めてまいりました。LGBTの件にしろ、外国人の件にしろ、過去には議論にならなかったことですが、時代の流れ、またグローバル化の中で新しい問題として浮かび上がってきたものです。どちらも意見が二分する要素を秘めており、行政として拙速な判断で済むことではないように思います。世界に類のないも、2000年以上も続いている我が国の国民として、将来世代に禍根が残らないような判断を求められているものと思います。私たちが行政に携わる者は、決して偽善者であってはなりません。しっかりとした理念の下、信念に基づいて正しい判断が行われるよう、日々研さんに励むことをお誓いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○服部香代 議長

以上で、高橋議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後 2 時15分 休憩

○

午後 2 時25分 開議

○服部香代 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、北原昭三議員の発言を許します。北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

皆様、こんにちは。

議席番号19番、公明党の北原昭三でございます。

11月6日から8日の日程で、長野県上田市、新潟県上越市へ、建設経済常任委員会の視察に行つてまいりました。

長野県上田市では、スポーツツーリズムについての視察、菅平高原アリーナを見学、菅平高原はラグビー合宿の聖地として全国に名をはせていますが、合宿に訪れる選手や監督から多様化するトレーニングに対応できる屋内運動場や、トレーニングジムなどを備えた施設整備に要望があり、また地域の長年の願いでもあったことから、これまで地元関係者で検討が続けられていました。自然豊かな環境の中、内外の多くのスポーツ施設を視察させていただきました。プロの選手も多く利用され

ているとのことでございます。各施設の運営の拡大により、雇用にもつながっていくとの話がございました。

また、新潟県上越市では、「街の再生」コンパクトシティによるまちづくりについて、平成29年度、国が地方再生コンパクトシティのモデル都市を募集。上越市がモデル都市として選定され、シェアハウスの整備など、国土交通省「第1回まちづくりアワード」で特別賞を受賞、地域創生推進交付金を活用され、コンパクトシティによる活気あるまちづくりに取り組んでおられました。企業立地優遇制度等を設け、課長のお話では、市長が企業誘致に大変力を入れておられるとのことでした。後で、地方創生についてのお尋ねをいたしますので、発言をさせていただきます。

それでは、発言通告に従いまして、市民の皆様の声を中心に一問一答にて、今回4件の質問をいたします。よろしくお願いいたします。

1件目、地方都市の活性化について、お伺いをします。法人税の減税で企業の地方移転を促す、地方拠点強化税制がございました。企業が全部や一部を移転する前に直接地方自治体に相談する必要があります。この適用には、都道府県から一定の条件を満たす事業計画の認定が必要となります。相談を受けた地方自治体は都道府県と速やかに連携し、誘致を円滑に進めることが大事であります。その取組について、2点お尋ねをいたします。

まず1点目、地方創生、地域活性化のためには、大手企業の誘致が大きな効果が出ると考えますが、地方創生のための企業誘致への取組及び実績について、お伺いをいたします。

2点目、地方自治体として、地域活性化に向けた市の基本的な考え方について、お伺いをいたします。

#### ○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。白石商工観光部長。

[白石浩二 商工観光部長 登壇]

#### ○白石浩二 商工観光部長

御質問の、地方創生のための企業誘致の推進など、地域活性化に向けた考え方について、お答えいたします。

国においては、過度な東京一極集中を是正するために、人や仕事を東京から地方に移動させるという新たな流れをつくり出し、地方創生による多極分散型社会の実現に向け、企業誘致の推進を後押しするため、平成27年度に地方拠点強化税制の新設がなされ、本制度を活用し、安定した雇用の創出を通じて、地方への新たな人の流れを生み出すことを目的とするものです。

1点目の、企業誘致による地域活性化の取組といたしまして、企業が地方への本社機能の移転や、地方の本社機能の拡充などの整備を行う事業について、県があらかじめ作成した地域再生計画に基づき、事業者に対し、県知事が認定することで、課税の特例等の優遇措置を受けることができます。

次に、県内の実績としましては、創設時から昨年度までの8年間で、移転された実績はございませんが、増築などで拡充をされた例は8件ございます。なお、本市においての実績はございません。

2点目の、地域活性化に向けた市の基本的な考え方ではありますが、全国を上回るペースで人口減少・少子高齢化が進む中、本市では人口減少のスピードを抑制し、持続可能な社会を構築するため、市民や企業、市外在住者から選ばれる山鹿を目指し、関係・交流人口や移住・定住人口の増加に向けた取組を推進しております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

県からの要請もなく、企業誘致の実績はないということでもございました。この山鹿市の既存の企業の発展に寄与され、先を見通し、新たな企業誘致の取組、さらなる選ばれる山鹿市を目指して、移住・定住人口の増加に向けた取組をお願いをいたします。

次に、地方創生関係交付金の活用についてをお伺いをいたします。地方創生関係交付金は、地方自治体が従来の縦割り事業だけでは対応しきれない課題を克服することを目的とするものであることから、これを活用した取組は政策分野横断的なものとなることが期待をされます。

一方、事業の一部を切り出すことにより、他省庁等による補助金を活用したほうが、交付対象となる経費の範囲や補助率等の面で有利になることがあります。他の関連施設と交付金を戦略的に連携させることは、成果を上げていく上で有益と考えます。地方創生関係交付金を利用して取り組んでいる事例はどのようなものがありますか。お伺いをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問の、地方創生関係交付金を利用して取り組んでいる事例について、お答え

をいたします。

地方創生関係交付金の1つであります地方創生推進交付金は、地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた、自主的・主体的で先導的な事業の実施を支援し、それぞれの地域の実情に応じたまち・ひと・しごとの創生につながる事業の効率的かつ効果的な実施を図ることを目的として交付される交付金であります。

令和5年度からは、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会的課題の解決や魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、デジタル田園都市国家構想交付金が創設されたことにより、デジタル田園都市国家構想交付金・地方創生推進タイプという名称に変更されています。

本市では、この交付金を活用し、観光関係を中心に多くの事業に取り組んでおります。主な事業としましては、観光戦略プロモーション事業として、福岡都市圏への本市のPRや、山鹿和栗のブラックモンブランの開発販売のほか、県北の4市町で連携した熊本県北インバウンド推進事業では、外国人観光客の誘客のための取組を実施しております。

また、平成28年度には地方創生拠点整備推進交付金を活用し、菊鹿ワイナリーにおける6次産業化商品販売施設アイラリッジの施設整備にも交付金を活用しているところです。

本年度におきましては、デジタル田園都市国家構想交付金・デジタル実装タイプの地方創生テレワーク型を活用し、旧千田小学校にサテライトオフィス等を整備する、やまがBASE株式会社に対して支援しております。

本市では、平成28年度から令和4年度までの間に、地方創生関係交付金として総額約2億6500万円を受け入れ、本市の課題解決のために効率的かつ効果的に活用しております。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

**○北原昭三 議員**

平成28年度から令和4年度までの間に、地方創生関係交付金として総額で約2億6500万円を受入れ、本市の問題解決のために効率的に活用しておりますとの答弁でございました。今後もKPIの設定やPDCAサイクルの構築を推進いただき、本市の問題解決に取り組んでいただきたいと思います。

2件目は、自動車運転免許証返納に対する支援についてお伺いをいたします。令和4年12月定例会にて、免許証返納に対する取組について質問をいたしております。

当時の答弁では、県内の10市におきましては、高齢や身体的な衰えなどで運転に不安がある方に対し、交通行政の観点から運転免許証の自主返納を促すため、乗り合いタクシーの料金の割引、無料タクシー券の配布など、独自の特典が設けられています。運転免許証の自主返納が高齢者等が第1当事者となる重大な交通事故等の未然防止につながることから、これらの自治体の取組を参考にしながら、本市の実情に適した内容と開始時期について検討を進めてまいりますとの答弁でありました。

私は、平成31年3月、令和元年12月、令和4年12月と、過去に3回の質問をいたしております。令和元年12月の答弁でも、本市の実情に即した制度の在り方について、庁内関係部署と協議を進めてまいりたいとあります。過去3回の答弁内容に変化がないように思います。高齢になれば、運転に影響を及ぼすおそれがあり、大変困りますけれども、免許証返納を迎えるときが来ると思います。

そうした中、熊本県内の各自治体でも免許証返納者に対する特典といたしまして、先ほど申し上げましたけれども、乗り合いタクシーの運賃半額、1回限りではございますが、7,500円相当分の交通費補助、タクシー回数券配布、電動アシスト自転車購入費の一部助成など、今現在11市で何らかの特典があります。財政面で山鹿市も厳しい状況でございますが、今まで以上に自主財源確保の取組を行っていただき、高齢者に対する施策の一環として、返納者に対する支援を推進していただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

**○大林秀樹 総務部長**

御質問の、自動車運転免許返納に対する支援について、お答えをいたします。

県内の複数の自治体におきましては、乗り合いタクシーの料金の割引、無料タクシー券の配布など、独自の実支援が実施されております。

このような他の自治体の支援を参考に、現在、本市独自の運転免許証返納に対する支援の早期開始に向け、関係機関、関係団体と協議を行っているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

**○北原昭三 議員**

他の自治体の支援、特典を参考に、現在、本市独自の運転免許証返納に対するこ

の支援の早期開始に向け、関係機関、関係団体と協議を行ってまいりますとのことでございました。

その返納に対する本市独自支援については、早急にいろんな形で協議をお願いをしたいと思っておりますけれども、その支援の時期について、どのような日程をお考えか、再質問をいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

自動車運転免許返納に対する本市の独自の支援の開始時期につきましては、令和6年4月からスタートできるよう、必要な準備を進めているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

令和6年4月からのスタートができますよう、よろしくお願いをいたします。

3件目は、小中学校の環境について、お伺いをいたします。

まず1点目は、体育館トイレの状況についてでございますけれども、防災拠点、避難所として登録されている体育館のトイレは、洋式・和式トイレがどちらも設置してあると思われましてけれども、その他の小学校・中学校の体育館のトイレの現状はどのようになっておりますか、お伺いをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の、小中学校の体育館トイレの設置状況について、お答えいたします。

まず、小学校の体育館トイレにつきましては、山鹿、めのだけ、鹿本の3小学校は洋式で、八幡、三玉、大道、菊鹿の4小学校は和式となっております。ただ、八幡小学校につきましては、現在、屋内運動場建設工事を施工中であり、洋式となる予定でございます。

次に、中学校の体育館トイレにつきましては全校和式でございますが、米野岳中学校につきましては、今年度、体育館に多目的トイレを設置し、併せて洋式化する予定でございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

一部の体育館は洋式化の計画が予定されておりますけれども、やはり全ての体育館に1か所ぐらい、洋式トイレが必要ではないでしょうか。体育館の利用頻度は、どのようになっておりますか。トイレの和式から洋式への整備計画はどのようになっておりますか。また、学校現場、また市民の方より、洋式化への要望はございますか、お伺いをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の、小中学校の体育館の利用状況、トイレの洋式化等について、お答えいたします。

まず、小中学校の体育館の利用状況につきましては、夜間における一般開放等もございますが、授業、部活動、式典、その他学校行事等での児童・生徒の利用が大半でございます。

次に、整備計画等につきましては、学校現場から洋式化についての要望もなされている現状を踏まえまして、学校の衛生環境充実の観点からも、避難所指定体育館への多目的トイレ設置とも併せて、順次整備を進めていきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

学校現場からの洋式化についての要望もなされている現状を踏まえまして、学校の衛生環境充実の観点からも、避難所指定体育館への多目的トイレ設置と併せて、順次整備を進めていきたいと考えておりますとのことでございました。洋式化への推進をよろしくお伺いをいたしたいと思っております。

次に、中学校技術室へのエアコン設置についてをお伺いをいたします。今年の夏も猛暑でございました。今年の夏が過去126年で最も暑かったというふうに、新聞の記事もございました。聞くところによりますと、中学校技術室はエアコンがなく、

先生も生徒も大変な思いをされているとの相談がありました。山鹿市内5中学校のエアコン設置状況及び今後のエアコン設置の予定についてをお伺いをいたします。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

**○中尾雄二 教育部長**

御質問の、中学校技術室へのエアコン設置状況及び今後の設置予定について、お答えいたします。

まず、学校への空調機設置につきましては、平成30年度から平成31年度にかけて、校舎棟の教室には設置を完了しているところでございますが、中学校技術室については別棟ということもあり、5校とも依然、未設置の状況であります。

近年の夏場の猛暑を考慮するならば、安全かつ快適な学習環境の確保のための対策として、順次設置に向けて推進していく必要があると考えております。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

**○北原昭三 議員**

答弁にて、近年の夏場の猛暑を考慮するならば、安全かつ快適な学習環境のための対策を構ずる必要があるものと考えておりますとのことございました。

子供たちの安心・安全を考えるならば、やはり本当にこの現場では大変な苦しい状況の中でございますので、早急に前向きに技術室へのエアコン設置の検討をよろしくお伺いをいたします。

4件目、投票所の環境改善について、お伺いをいたします。なかなか回復しない低い投票率の理由は、政治への関心の低下と、若者の選挙離れ、投票所に行くのが面倒、選挙に関心がないが主な要因として挙げられております。この前までコロナ禍等の影響もあり、投票率が低下気味と思われます。過去3年間の投票率及び投票率向上に向けた施策並びに病気やけがなどで文字が書けない人が代筆を依頼する場合の体制はどのようになっておりますか、お伺いをいたします。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。中村選管事務局長。

[中村武志 選挙管理委員会事務局長 登壇]

**○中村武志 選挙管理委員会事務局長**

御質問の、過去3年間における本市の投票率について、お答えいたします。

令和3年1月執行の山鹿市長・山鹿市議会議員選挙の投票率は68.33%です。令和3年10月執行の衆議院議員総選挙は56.21%、令和4年7月執行の参議院議員通常選挙は51.54%、令和5年4月執行の熊本県議会議員選挙は46.91%で、低下傾向にあります。

そのため、投票率向上のための取組として、コロナ禍で中止しておりました出前講座や街頭啓発活動を再開したところです。また、今後有権者となる若い世代の方に選挙に関心を持っていただけるよう、明るい選挙推進協議会でポスター作品コンクールなどを行っております。

次に、病気やけがなどで文字が書けない方や、高齢の方が代筆を希望される場合は、お申出いただくことで、補助者2名が付き添い、代筆や投票の確認を行う代理投票という制度がございます。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

**○北原昭三 議員**

投票率につきましては低下傾向にあり、大変これは難しいと思いますけれども、今後も投票率アップにつながる、若い人が選挙に行く活動をお願いをいたします。

また、答弁にて、病気やけがなどで文字が書けない方、高齢者の方が代筆を希望される場合は、申出いただくことで補助者が2名付き添って、代筆や投票の確認を行う代理投票という制度がありますということがございますけれども、この代筆や案内をスムーズにする選挙支援カードというのがございまして、病気やけがなどで文字が書けない人に代わって、投票所の係員が本人の指示どおりに記入する代理投票のほか、投票所内の案内や希望する支援も記載でき不安解消につながる、先ほど申しました選挙支援カードの導入についての見解をお伺いをいたします。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。中村選管事務局長。

[中村武志 選挙管理委員会事務局長 登壇]

**○中村武志 選挙管理委員会事務局長**

御質問の、選挙支援制度について、お答えいたします。

選挙支援制度の1つとして、ただいま御紹介がございました、選挙支援カード、投票支援カードと申しますが、そういった制度がございます。これは、投票に当たり支援が必要な方が、投票所で対応してほしい内容をあらかじめカードに記入することで、投票手続をスムーズに行えるようサポートするものです。この取組により、

障害のある方や高齢の方が投票を行う際の困り事を解消することが期待できます。

このほか投票者の意思確認を含め、イラストなどを指し示しながら、意思の疎通を図るコミュニケーションボードを作成している自治体もございます。そうした事例を参考に、導入に向けた検討を行ってまいります。

様々な支援を必要とする方々に対し、従事職員が相手の立場に立って、安心して投票いただけるよう、丁寧な対応を心がけてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

**○北原昭三 議員**

投票支援カード、また投票者の意思確認を含め、イラストなどを指し示しながら、意思の疎通を図るコミュニケーションボードを作成している自治体もありますので、そうした事例を参考に、今後、導入に向けた検討を行ってまいりますとの答弁でありました。やはり簡単な分かりやすい投票支援カードと申しますか、さっき言われましたそういったものに向けた検討を、よろしく願いをいたしとます。

3回目は、投票所の設置場所について、お伺いをします。山鹿市全体で25か所の投票区があります。5投票区、平小城地区公民館の位置は、皆様御存じのとおり高台にあります。高齢化により車に乗れない方は投票に行く場合、坂を上るのが大変との声もあります。ほかにもこのような高台の投票所はあると思いますが、いかがでしょうか。また、今後、投票所の変更についての考えはありますか。見解をお願いをいたします。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。中村選管事務局長。

[中村武志 選挙管理委員会事務局長 登壇]

**○中村武志 選挙管理委員会事務局長**

御質問の、投票所の設置場所について、お答えいたします。

平小城地区公民館のように、高台にある投票所につきましては、川辺地域コミュニティセンターや山鹿市総合体育館などがございます。

投票所につきましては、駐車場や空調設備、バリアフリーなどの要件を満たした公共施設を基本といたしております。

また、投票所の変更につきましては、現在のところ、投票区内にほかに要件を満たすような施設がないため、大変難しいと考えます。

最近では、期日前投票と当日投票の割合があまり変わらない状況になっております

ので、交通弱者や高齢の方に対する支援など、投票環境の向上について、調査・研究を続けてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

交通弱者や高齢者の方に対する支援など、投票環境の向上、投票率アップについて、調査・研究を続けていただきますよう、心からお願いを申し上げます、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○服部香代 議長

以上で、北原議員の一般質問は終了いたしました。

----- ○ -----

散 会

○服部香代 議長

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2 時 59 分 散会

~~~~~

1 2月6日(水曜日)

令和5年（第4回）山鹿市議会12月定例会会議録

議事日程（第3号）

令和5年12月6日（水曜日）午前10時開議

第1 質疑・一般質問

第2 委員会付託

○

発言通告

1. 金光一誠

一般質問

- (1) 土地利用計画に係る事業調整について
- (2) 有害鳥獣対策について
- (3) 市道の維持管理について
- (4) 地域公共交通について（あいのりタクシー）

2. 関口和良

一般質問

- (1) 都市計画税について
- (2) ふるさと応援寄附金について

3. 有働辰喜

一般質問

- (1) めのだけ小学校屋内運動場面積不足について
- (2) 遠距離通学対策事業について

4. 芋生よしや

一般質問

- (1) 水道料金について
- (2) 国民健康保険税について
- (3) 介護保険制度について
- (4) 重度心身障害者医療制度について

5. 永田紘二

一般質問

- (1) 有害鳥獣対策について
- (2) 福祉部の事業について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



出席議員（19名）

1番	関	口	和	良
2番	永	田	壯	拓
3番	深	牧	大	助
4番	原		芳	郎
5番	隈	部	賢	治
6番	高	橋	龍	一
7番	豊	田	新	二郎
8番	山	下	誠	治
9番	古	川	和	博
10番	金	光	一	誠
11番	松	見	真	一
13番	小	川	榮	二
14番	芋	生	よしや	
15番	勢	田	昭	一
16番	有	働	辰	喜
17番	服	部	香	代
18番	富	丸	洋	一郎
19番	北	原	昭	三
20番	永	田	紘	二



説明のため出席した者

市	長	早	田	順	一				
副	市	長	阿蘇	品	貴	司			
教	育	長	堀	田	浩	一郎			
総	務	部	長	大	林	秀	樹		
市	民	部	長	池	田	淳	志		
福	祉	部	長	山	崎	寿	雄		
農	林	部	長	石	井	耕	一郎		
商	工	観	光	部	長	白	石	浩	二
建	設	部	長	松	尾	正	都		
教	育	部	長	中	尾	雄	二		

消防本部消防長	有尾壽朗
総務部次長兼総合戦略課長	吉岡隆
福祉部次長	野満ふみ子
福祉部次長兼福祉課長	徳丸和孝
水道局長	阿蘇品健
財務課長	富崎嘉隆
地域生活課長	豊田義幸
林業振興課長	村上吉彦
企業誘致課長	三森一幸
教育総務課長	永田健一

事務局職員出席者

議会議務局長兼議会総務係長	小山天
局長補佐兼議事係長	森英州
書記	木村隆寛

午前10時00分 開議

○

○服部香代 議長

これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 質疑・一般質問

○服部香代 議長

日程第1、昨日に引き続き、質疑・一般質問を行います。

発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。金光一誠議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

おはようございます。

議席番号10番、れいわ創造の金光一誠です。

発言通告のとおり、一般質問を4件行います。

まず初めに、土地利用計画に関わる事業調整等についてでございます。農振整備計画につきましては、令和6年度の見直しに向け、農用地の編入除外の調査等、着々と準備が進んでいることかと思えます。あわせて、企業誘致や住宅用地の候補地選定は、山鹿市発展のための喫緊の施策であります。条件が整えば、農振整備計画の見直し前からでも農用地の除外手続も必要なことではないかと考えるところでありますが、現在の進捗状況等が分かりませんので、何点か質問をさせていただきます。

3月議会の答弁で、将来を見据えた工業団地の候補地選定については、専門家による適地としての条件整理や半導体産業等企業誘致推進本部及び庁内の関係部署で組織しているプロジェクトチームで協議を進めていると、経済部長から答弁をいただいたところです。

それから、4月には選ばれる山鹿の実現に向け組織改編があり、企業誘致推進室が企業誘致課に、都市計画住宅係を住宅政策室に改組されるとともに、総合戦略課には市政全般に関する助言等を行う政策参与も配属されており、市長の熱い思いが感じられたところです。

本年度も残り少なく、現在取り組まれている企業誘致対策事業と住宅用地整備促進事業についても、当然、推進本部やプロジェクトチームで幾度となく協議がなされ、候補地の選定や必要とする面積等の絞り込みができつつあるのではと思うところです。

1回目の質問は、このような施策を進める中、総合戦略課の調整役としての関わ

り方が大変重要なことかと考えますが、その機能と申しますか、役割が十分に発揮できていないとも聞かるところです。総合戦略課が担う役割として、この2つの事業をこれまでどのように事業調整を行い、またどのような助言を行ってきたのか、お尋ねをします。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問の、総合戦略課の事業調整と助言について、お答えをいたします。

T S M Cの進出を見据えた新たな工業団地や住宅用地の確保については、企業誘致課及び都市整備課住宅政策室が中心となり、候補地の選定を進めております。

総合戦略課は、これらの施策の推進に係る総合調整役として、四半期ごとに報告の場を設け、各事業の進捗状況や課題について、市長及び各部局と共有を図っているところでございます。

また、今年度から新たに総務部に配置した政策参与には、T S M C関連をはじめとした市の重要施策に関する相談役として、事業の推進や課題解決に向けた助言、県との調整などを担っていただいております。

今後、事業の推進に当たって、部局間の連携や調整が必要な事案が生じた場合は、政策参与からも助言をいただきながら、総合戦略課が調整役となり、担当部局と連携して対応してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

推進会議の開催や進捗報告の場を設け、連携・共用を図っているところという答弁内容でございましたが、申しますに、総合戦略課が総合調整役であるならば、課題解決に向けた議論、協議などの事業調整を横断的に進めていくことが重要で、具体的な調整内容や助言内容を示していただければ、理解することができたかというふうに思っております。

次に、この2つの事業は、選ばれる山鹿に向けた戦略的な人口減少対策の大きな柱であります。あわせて、市外から人、物、金を呼び込む大きな原資でもあります。この目的を達成させるためには、早急な候補地の選定と必要な事業面積の確保に尽きると思います。

まず、企業誘致対策・工業団地適地調査業務については、昨年からの継続事業であり、必要とされる場所と面積が洗い出されていると思います。場所は別として、企業誘致に必要とする面積をどれくらい確保し、誘致する企業を何社程度考えているのか。また、なるべく早い時期に用地を取得し、造成やライフラインの整備、そして関係機関との協議など、課題を解決させていくことが重要になります。これらのことについて、今後どのように対応していくのかお尋ねをします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。白石商工観光部長。

[白石浩二 商工観光部長 登壇]

○白石浩二 商工観光部長

御質問の、工業団地の事業規模及び今後の対応について、お答えいたします。

企業誘致施策については、雇用の創出や地域経済の活性化だけでなく、地元人材の流出を防ぐとともに、市外からの人口流入など、人口減少対策に大きな効果が見込まれます。

しかしながら、本市で開発した産業用地は企業への譲渡が完了していることから、新たな用地の確保が必要という認識のもと、2年前から工業団地の整備に向けて、地理的条件や基盤整備の状況、関係機関との協議など、複合的な視点から事業優位性の高い適地を精査しているところでございます。

その規模につきましては、県内市町の整備面積と同規模を見込んでおり、最低でも10ヘクタール程度の広さは確保すべきであると考えております。あわせて、誘致企業数につきましても、各企業の事業計画により、必要となる面積の条件にもよりますが、複数の企業が進出可能な規模の整備を想定いたしております。

なお、今年度中には、事業実施に向けた方向性を示すことができるよう準備を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

工業団地の整備については、合併後、幾度となく検討されてきましたが、山鹿市において新しい団地の整備はこれまで1か所もできていないのが実情で、誘致企業が決まらなると農振除外ができなかったことや、特に用地取得に関わる地域や地権者の理解と協力が欠かせないこと、いろんな理由があったのではと思いますので、スピード感も大事ではありますが、取りこぼしがないう慎重かつ丁寧に進めてい

ただきたいと思います。

次に、T S M C 進出による移住地を創出するための住宅用地整備促進事業につきましては、住宅地として開発可能な用地調査を行い、その候補地を数か所に絞り込み、民間事業者が開発着手できるよう、必要な情報を整備した開発計画の策定が進んでいるかと思えます。この事業は、民間事業者の開発を誘導するために情報を整理した計画であると思っておりますが、今後、選定された候補地の土地の価格高騰など、多くの課題が生じてくると想定されます。

11月23日の新聞に、菊池市が宅地・商業・工業用途別に分けて振興するゾーニングを設定し、各ゾーンで事業者が民有地を開発する場合、地権者の意向調査や事業への同意取得、農振の除外手続、インフラの整備などを支援し、民間活力と市の支援でスピード感を持ち、事業を進めているということが掲載されておりました。定住促進を進めていくためには、他市との競争に打ち勝つ施策が必要で、開発計画に基づき、山鹿市が用地取得から一定のインフラ整備までを行い、その後、民間事業者の活力を生かし、住宅地を整備していくこと、このことが他市に打ち勝つ方法ではないかと、素人目に考えたりします。

そこで、お尋ねをします。開発計画策定後、住宅地開発に対する市の支援策など、関わり方が非常に重要になってくるかと思えます。このことについて、早田市長がどのように考えておられるのか、お伺いをします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

現在、本市は将来の人口推計を上回るペースで人口減少が進んでいます。この深刻な問題は、一朝一夕には解決できないものであり、商工観光部長も申しましたように、市外からの人の流入を促進すると同時に、市内からの流出を抑制する必要がありますが、その対策の一環として、宅地開発は極めて有効な手段の1つと考えております。宅地開発については、県内においても民間事業者による開発を支援している自治体が増えており、本市も他市と同様に事業者が開発することを基本方針としております。現在、担当部署において、不動産業者や住宅メーカーなどへの聞き取り調査を行っているところであり、今後、寄せられた意見を踏まえつつ、宅地開発に必要な整備内容や法手続について、行政と事業者の役割を明確にした上で、より多くの事業者が宅地開発に参画できる環境を整え、地域の発展に寄与していただけるよう、整備に関する支援策や協力体制を築いてまいります。

○服部香代 議長

金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

菊池市においては、業者による宅地造成やアパートの建設があちこちで見かけられるようになりました。他市に負けない支援策を早急に整えていただくようお願いするところです。

最後に、山鹿市が所有している土地の売却方針について質問をします。市が所有している土地については、小学校の統廃合でいまだに活用されていない跡地や、各地域で利活用されていない土地、また合併により引き継がれた山林や原野など、面積の大小には関係なく、多くの土地が存在をしています。現在、公有財産の維持管理については、各部署がそれぞれに管理しており、1つの部署に一元化されておらず、積極的な土地の利活用や売却にも支障を来しているのが現状ではないでしょうか。維持管理も含めて、管財係に集約できていない何かの理由があるのではないかと考えております。

そこで、お尋ねをします。県下14市の管財を担う部署の職員数の状況、維持管理を含めた一元化について、どのように考えているのか。最後に、市が所有している土地については、活用することが重要で、それぞれの地域に活力を与えるだけでなく、市税向上にもつながるものと考えています。スピード感を持った対応が必要です。土地の売却方針について、お伺いをします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

まず、最初の御質問、財産管理部門に従事する本市の職員数及び県内他都市との比較について、お答えをいたします。

職員数につきましては、県内他都市と人口や面積、財産保有数に差異があり、所掌事務の違いもあるため、一概に比較できるものではありませんが、令和5年度時点の職員数の状況によりますと、本市が2人に対して、総務省の定めた市町村類型に基づく県内類似都市であります宇土市、上天草市及び阿蘇市の平均が約3.7人です。

続きまして、2点目の御質問、財産管理の一元化についてお答えいたします。

財産の管理についてですが、原則として、行政財産については所管部署が、普通財産については総務部が管理することとなっております。

しかしながら、行政財産を用途廃止後に所管替えをしようとする普通財産の中に

は、敷地境界や権利関係など、複雑な問題を抱えたままの物件も多いため、現状では従前の所管部署において可能な限り諸課題の解決が図られたものを総務部が引き継ぐこととしております。

個々の財産が抱える問題は様々であり、画一的に対処できるものばかりではないため、マンパワーだけで解決できるとも言えません。そのため、課題を抱えたままの普通財産については、運用上、引き続き従前の所管部署で維持管理を行っているところでございます。

なお、財産処分に当たって、諸課題が解決した普通財産については、総務部所管の下、速やかに公売の手続を行うこととしております。

3点目の御質問、土地を含めた公有財産の売却方針について、お答えをいたします。

これまでの一般質問に対する答弁でも申し上げましたが、本来の目的の用に供さなくなった財産は、まずは行政活用を検討し、それが見込めない場合、地域での活用を検討し、それでも活用が見込めない場合、売却に支障となる諸課題を解決した上で、総務部へ財産を所管替えし、地域の要望等を考慮した上で、公募により民間へ売却することを基本方針としております。

なお、今後は、公募による売却が不調に終わった場合、期限を定めた上で払下げ申請を受け付け、最も有利な条件を提示した者と随意契約で売却を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

利用目的が廃止された公有財産の土地の管理については、所管部署から早期に引き継ぎ、管財係、餅は餅屋で専門的に処理することが課題を解決する一番の早道であり、土地の売却方針についても以前の答弁と変わりなく、数年経過しても売却をされておられません。何度も言いますが、課題を専門的に処理することが一番の早道です。そして、随意契約など、スピード感を持った対応が今後の企業誘致などの土地の売却につながるものと思うところです。

次に、有害鳥獣対策について質問をします。この事業は、農業費に鳥獣被害防止対策事業として1356万8000円、林業費に有害鳥獣対策事業として2076万1000円、合わせて3432万9000円が令和5年度の鳥獣対策予算として計上されており、捕獲と侵入防止の両面から対策が進められています。

しかし、イノシシは年間に約1,500頭以上が捕獲されているものの、繁殖力が強く、なかなか個体数の減少には至っておりません。また、侵入防止柵の設置については、栗やタケノコ、米などの農産物をイノシシの被害から守るため、市町村が鳥獣被害防止計画を策定し、被害防止対策協議会が窓口となり、国の事業である鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、事業が進められているかと思えます。

1回目は、本年度実施される侵入防止柵の設置箇所数と事業費について、お伺いをします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。石井農林部長。

[石井耕一郎 農林部長 登壇]

○石井耕一郎 農林部長

御質問の、設置状況等について、お答えをいたします。

ワイヤーメッシュ柵につきましては、今年度は15地区で実施し、その内訳としましては、山鹿地区が3地区、鹿北地区が3地区、菊鹿地区が9地区となっております。

総延長は1万1360メートル、総事業費937万3440円で、総事業費のうち国庫事業として12地区の639万6877円、市単独事業として3地区の297万6563円の補助を行い、山鹿市被害防止対策協議会で購入・配付し、地元で設置していただいております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

2回目の質問をします。

この事業の採択要件は、受益農家数が3戸以上であること、そしてよいことには侵入防止柵を自力で施工を行う場合、資材費は定額補助つまり100%補助となっており、非常に有利な事業であり、これまで多くの農家の方が恩恵を受けておられると思いますが、一方では受益農家数3戸の要件に該当せず、今なお被害を受けておられる方もおられます。まとまった地域を侵入防護柵で囲みますので、イノシシにとってはこれまで餌場となっていた地域から餌をとることができず、餌のある集落まで移動してきているのが現状ではないかと思えます。

もう1つの侵入防止に電気柵があります。今年度より補助率が2分の1に引き上げられ、農家にとっても大変ありがたいと思っておられることかと思えます。侵入防止と電気柵、どちらがいいとはなかなか判断が付きませんが、自力施工でお金がか

からないと、やっぱり侵入防止柵かとも考えるところでは。

少し話を変えますが、平成26年の地方分権改革に関する提案募集に対して、富山県立山町から鳥獣被害防止総合対策交付金の採択要件の緩和について提案されており、受益戸数が3戸以上の採択要件、これを1戸でも集落で共同管理する場合に、対象要件とする内容でありまして、結果として受益農家等により一体的に柵の維持管理が行われ、被害を防止する上で、効率的・効果的であることを前提に、連続しない侵入防止柵となった場合であっても、整備地区全体として受益戸数3戸以上の要件を満たしているともみならずなっているところでは。

このことを受け、本市においてもこれまで対応してこられたこととは思いますが、農地の集約が進む中、迫田などの1団の農地を1人の担い手が耕作する場合は、交付金の対象とならず、電気柵の設置により自己負担を伴いながらの被害対策を行ってこられたのが実情ではないでしょうか。

また、採択要件を満たすことができない農地についても、毎年、固定資産税を払っているわけでありまして、取り残すことがない施策を進めていくことが市の責務ではないかと考えるところでは。

このような実情を踏まえ、今後の対応策についてどのように考えておられるのかお伺いをします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

侵入防護柵は、平成22年度からの鳥獣被害防止総合対策交付金の整備事業として設置しております。当初より、集落などの各整備地区において受益農家などにより一体的に柵の維持管理が行われ、被害を防止する上で効果的・効率的であることから、採択要件が受益農家3戸以上とあります。

しかしながら、平成27年度から国の通達を受け、山鹿市でも地形などの理由から連続した柵の設置が困難な場合も、申請地区で受益農家3戸以上あれば、1戸しか囲めない飛び地でも採択しております。

これまで、耕作している農地の周辺が山林等で侵入防護柵が設置できない方がいらっしゃると思います。そのような農家には、電気柵の設置で鳥獣被害防止をしていただくよう案内しておりますが、今後は侵入防止柵の設置状況や有効性を踏まえながら、対策がとれるように検討してまいりたいと考えております。

○服部香代 議長

金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

補助金に適さない地域については、市の単独事業などで支援をしていただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

次に、地域公共交通、あいのりタクシーから先に質問させていただきます。あいのりタクシーは、民間路線バス廃止に伴う代替策として、菊鹿地域のあんず号をはじめ、4つの地域で運行されており、地域住民、特に高齢者にとってなくてはならない乗り物、交通手段となっているのは言うまでもありません。9月の一般質問で会派の原議員が、運行料金について、分かりやすい料金体制として一律300円の考えはないかとの質問に対して、あまり結論のない答弁内容でしたので、再度、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めていただくためにお尋ねをします。

2023年10月から予約制あいのりタクシーの新しい改訂版リーフレットが各家庭に届きました。その内容の1つに、バス路線下の500メートルエリア内で70歳以上の方が利用できるようになったこと、このことについては担当課の努力に敬意を表するところであり、特例エリアの方も大変喜んでおられることかと思えます。

また、利用料金については、地域内料金が200円から300円に100円アップ、市街地へ行く料金についても運行地域ごとにそれぞれ100円アップで300円から700円になっています。利用料金改定については、運輸局の許可により決定されますので、議会の議決を経る必要はありません。また、年度途中からの改定でもあります。

最初に特例エリアの運行が始まり2か月程度しか経過していませんが、その利用状況等について、それから年度途中からの改定であり、料金改定に至った経緯について、お尋ねをします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。池田市民部長。

[池田淳志 市民部長 登壇]

○池田淳志 市民部長

御質問の、あいのりタクシーの特例エリア設置後の経過、運行実績と、料金改定の経緯について、お答えします。

まず、特例エリアにつきましては、バス停から半径500メートル以内であっても、70歳以上の方であれば、あいのりタクシーを利用できるエリアで、その利用に当たっては事前の申請が必要であり、11月末現在、山鹿チヨマツ号31名、菊鹿あんず号11名、鹿央キンカン号17名の合計59名が申請されております。

また、利用実績につきましては、特例エリアの申請者に限定した集計を行っておりませんので、あいのりタクシー全体の利用者数となりますが、10月、1か月間で

2,325人となっており、前月から約1.3倍に増加しております。

また、10月からの制度改正については、住民説明会や出前講座により周知に努めているところをごさいますて、11月末までに29回開催し、現在も随時申込みがあつてのことから、今後、利用者のさらなる増加が見込まれます。

次に、あいのりタクシーの料金改定につきましては、平成20年度の運行開始以来、バス及びタクシーが料金改定を行う中で、当初からの料金を据え置いてきました。

しかしながら、今般の制度の大幅な見直しで、利用者の増加と運行経費の増、将来にわたる持続可能な制度の維持、山鹿市地域公共交通網形成計画で示す収支率も踏まえ、関係機関との調整のため、本年10月、年度途中からの改定となりましたが、利用料金の一律100円の値上げを行ったところをごさいます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

次に、令和4年度のあいのりタクシーの運行実績、利用者数、相乗り率、運行経費、利用料金額、事業者への補助額、それから特別交付税の額について、お尋ねをします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。池田市民部長。

[池田淳志 市民部長 登壇]

○池田淳志 市民部長

御質問の、令和4年度におけるあいのりタクシー利用実績について、お答えいたします。

利用人数は、延べ2万936人、相乗り率はコロナ禍で相乗り人数の制限を行っていたこともあり、1台当たり1.86人でした。

これに伴って、運行経費は3684万4000円、利用者からの収受運賃は568万2000円、市補助額は3116万2000円となっております。

なお、市補助額の8割である2492万9000円が特別交付税額となります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

3回目の質問をします。

令和4年度の実績が示されましたので、次年度の運行実績が同じであると仮定した場合、総事業費は変わりません。利用料金が改定により100円値上がりしていますので、2回目の答弁で利用者数が2万936人ですので、100円を乗じると利用者が支払う金額が209万3600円増加します。利用料金が増加しますので、山鹿市が運行事業者へ支払う補助額は、当然ながら、209万3600円が減額されます。繰り返しのようになりますが、運行事業者へ補助額209万3600円が減額されるということは、山鹿市の補助額が209万3600円、単純に減るということです。

1回目の答弁では、将来にわたる持続可能な制度の維持、地域公共交通網形成計画で示す収支率、現行19%と思いますが、目標を25%から35%にするためでしょう、利用料金を一律100円値上げしたとの答弁でしたが、ただ単に利用者が支払う利用料金を100円値上げしたにしか映りません。市民は仕方ないと思うのでしょうか。

また、料金改定後は、地域エリア内についてはどこに行っても300円、1キロメートルだろうが、10キロメートル以上だろうが、地域内の距離に関係なく一定の単価設定で、走行距離に応じた金額を無視した設定であるのに対し、山鹿市街地へ行く場合は、運行地域を指定した料金体制となっています。

例えば、地元である菊鹿町の黒蛭地区から番所地区に行くのには、同じ菊鹿地域エリア内ですので300円、山鹿市の市街地に行くのには400円となっています。番所地区と山鹿市街地の距離に大差はないと思っております。番所地区に行くほうが、若干遠いというふうに感じておりますが、ここで100円の差が生じています。

事業費の8割を特別交付税で措置されることも考慮し、地域内も市街地に行くにも、統一300円で実施している長野県安曇野市もあります。合併して20年、山鹿市は一つであります。現行の料金体制については、納得できない内容が多々あります。10月には料金体制の見直しがあり、覆すような質問ですが、将来を見据えた料金体制について、再度、早田市長にお尋ねをします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

あいのりタクシーは、年間2万人を超える方々に御利用いただいておりますが、先ほど、市民部長が答弁したとおり、10月からの制度改正に伴う利用料金の改定から間もないことに加え、利用者のさらなる増加が見込まれる中で、路線バスや一般タクシーと共存し、持続可能な制度として維持する必要があります。

そのため、利用料金の統一までは考えておりませんが、私も見て、ちょっと分か

りづらい料金体系となっておりますので、利用者にとって分かりやすい料金体系となるように検討いたします。

○服部香代 議長

金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

ただいまの答弁で、利用料金は統一せず、利用者にとって分かりやすい料金体系となるよう検討するということですが、この分かりやすい料金体系にするということが、運行地域を見直すのか、走行距離に応じた金額を見直すのか、少し理解に苦しむところです。いずれにせよ、利用料金だけを値上げせず、高齢者に配慮した料金体系を願うところです。

次に、市道の維持管理、強化対策について、お尋ねをします。以前から、市道の維持管理については、予算が少ないこと、また車両の増加や大型化により交通機能が損なわれている道路が増加傾向にあること、さらには白線が消えたり、消えかかっている道路が多く、特に雨の夜の運転に不安を感じているといった意見を、最近よく耳にしますので、今回、安全で安心な道路整備を進めていただくために、質問をいたします。

市道には、本市の骨格となる幹線道路、それと市民の生活に密着した生活基盤道路があり、道路の維持管理については、年次計画により改善や改修工事が粛々と進められているかと思えます。

初めに、幹線道路として位置づけている市道の路線数と、生活道路の路線数について、それから市道の総延長と総面積について、お伺いをします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。松尾建設部長。

[松尾正都 建設部長 登壇]

○松尾正都 建設部長

御質問の、幹線道路、一般道路の路線数と総延長、総面積について、お答えいたします。

現在、幹線道路となる1級市道は17路線、2級市道は18路線、一般道路となる1級・2級以外のその他の市道が1,738路線で、これらの総延長は約1,006キロメートル、道路ののり面を除く面積は約530万平方メートルとなっております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

市道については、アスファルト舗装が大半を占めており、その耐用年数は15年から20年程度とされていますので、市道の総延長を耐用年数で割れば、当然、年間に改修する路線数や維持管理経費が、理論上算出されることになります。

また、白線についても、多くの路線で消えかかっていますので、安全に車を走行させるためには、早急な対策が必要であると思うところです。

さらに、道路維持の予算は、年間約1億5000万円程度ですので、舗装や白線の整備に使用できる予算も限られていると思います。3年先や5年先ではなく、将来を見越した維持管理計画が必要ではないかと思うところです。

そこで、お尋ねをします。年間にどれくらいのアスファルト舗装改修工事をしているのか、白線の整備状況、また安全で安心な道路整備を進めていくため、今後、市道の維持管理についてどのように考え、進めていかれるのかお伺いをします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。松尾建設部長。

[松尾正都 建設部長 登壇]

○松尾正都 建設部長

御質問の、改修工事などを行っている路線数と延長、今後の維持管理について、お答えいたします。

直近の平均として、舗装工事は年間約33路線、延長が約5キロメートルでございます。また、区画線は、年間延べ延長約7キロメートルの整備を行っており、これらの工事費は約2億円となっております。

なお、今後の維持管理につきましても、限られた予算の中、交通量や危険性の度合いを考慮しながら、整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

2回の答弁をお聞きし、市民が安全で安心して走行できるための市道の維持管理につきましても、現在の予算では先行きが見えず、非常に懸念するところです。

また、地方における道路整備の財源となっていました道路特定財源についても、平成21年度から一般財源化されており、地方揮発油譲与税6600万円や、自動車重量譲与税1億8400万円など、国から流れてくる予算についても各種事業に予算配分さ

れているのが実情ではないでしょうか。

それから、自主財源が乏しい本市におきましても、地方交付税が交付されており、本年度も普通交付税95億円が当初予算に計上されております。この交付税については、一定の方法によって合理的に算定され、市町村の交付額が決まります。この算定項目の中に土木費があり、その中の測定単位に道路の面積と道路の延長があります。この2つの測定単位から算出される交付税額がどれだけあるのか、お伺いをします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問の、市道の維持管理に係る普通交付税の措置状況について、お答えをいたします。

本年度の普通交付税算定における基準財政需要額のうち、道路橋梁費の額は5億5615万6000円であります。そのうち、職員給与費や道路の維持修繕費、橋梁点検の経費等を含めた維持管理分は3億8405万1000円であります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

市道の維持管理につきましては、道路が存在している以上、終わることのない予算であります。先ほどの答弁で、市道の延長は約1,000キロメートル強に対し、年間の道路の改修工事が約5キロメートル、区画線が約7キロメートルでありますので、市道の改修工事が一回りするのに、単純に考えても200年を要することになります。

また、道路を維持管理するための交付税も約4億円程度、毎年交付されるわけですから、冒頭申した、市民の安全で安心な道路整備を進めていただくため、市道の維持管理、強化対策について、今後どのように対応していかれるのか、再度、早田市長に見解をお伺いします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

道路は、日常生活や観光などの人の移動と、生活物資や食料、工業製品などの物の移送を支えています。

また、地域・まちの骨格をつくり、環境・景観を形成し、日々の暮らしや経済活動等を支える社会基盤であるため、道路は常に安全に通行できるよう維持管理しなければならないものと考えております。

今後も、道路を利用される方々の目線に立った、安全な道路の維持管理に、より一層努めてまいります。

○服部香代 議長

金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

市道の維持管理については、待ったなしであります。早田市長は、市民目線に立った安全な道路の維持管理により一層努めていくということであります。現在、予算編成の時期であります。次年度以降の市道維持管理の予算拡大、特に白線の整備による安全対策に大きな期待を抱き、私の一般質問を終わります。

○服部香代 議長

以上で、金光議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、関口和良議員の発言を許します。関口議員。

[1番 関口和良 議員 登壇]

○関口和良 議員

おはようございます。

議席番号1番、れいわ創造の関口和良でございます。

発言通告に従いまして、一般質問を2件行いますので、一問一答でお願いいたします。

早速ですが、1問目の都市計画税の質問に入ります。この質問は過去に何人もの議員さん方が質問されているテーマであることは承知しておりますが、このところ、立て続けに幾人もの市民の方々から、都市計画税について聞かれましたので、今回、都市計画税の在り方について、お尋ねいたします。

市民の方々から、本市の都市計画税について聞かれたら、都市計画事業または土地区画整理事業が実施されることにより、土地や家屋の利用価値が向上し、その所有者の利益が増大することが認められているという受益関係に着目して、用途地域内に所在する土地・家屋に対して課税する市税で、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てられる目的税であるという旨の説明をして、使途についても令和4年度は1億4460万3000円が入ってきて、全額下水道整備の地方債償還に

充てられていることをお伝えしています。

そうすると、質問された方々から、なぜ都市計画税の課税対象が用途地域内に限定されているのかとか、使い道が分かりづらいとか、また何のために払っているのか分からないなどと、厳しい声を聞きます。また、目に見える事業が行われているなら理解しやすいという声もいただきました。地方債の償還は、都市計画税のルールから外れていないことは十分承知しておりますが、都市計画税を納税されている方々の心境としては複雑なものがあるのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねします。現在、地方債償還以外に目に見える事業をすることは考えていらっしゃらないのでしょうか、お願いいたします。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。松尾建設部長。

[松尾正都 建設部長 登壇]

○松尾正都 建設部長

まず初めに、現在の取組状況などについて、御説明いたします。

本市の都市計画に関する基本的な方針を定める山鹿市都市計画マスタープランは、新市発足後の策定から20年を迎えていることから、昨今の社会経済情勢の変化に対応した新たなまちづくりの指針となる第2期の都市計画マスタープランを現在策定中であり、今年度末には策定が完了する見込みでございます。

令和6年度以降、この新たな都市計画マスタープランに定める将来都市像の実現に向け、都市計画区域の範囲や用途地域の指定の見直し等に関する具体的な検討作業を進めていく予定でございます。

御質問の都市計画事業については、現時点においては、新たな事業としての具体的な見通しは立っておりません。ただし、都市計画事業の計画及び実施と、土地利用の調整を図るための都市計画区域や用途地域の区域設定については、密接に関係しており、将来の土地利用を予測した上で検討していく必要がありますので、次年度以降の検討作業の中で、必要性や実現可能性などを整理していくこととしております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

関口議員。

[1番 関口和良 議員 登壇]

○関口和良 議員

第2期の山鹿市都市計画マスタープランが来春に策定されてから、立地適正化計画など具体的な施策を立てるか立てないかとかを慎重に調査研究を進めていくとい

う行政のスケジュールは、分からないでもないですが、今現在、用途地域内、言い換えますと、都市計画税を払わなくてはいけない地域には、救急車などの緊急車両が入っていけない道路や、空き家等の解体、建て替えが困難な地区、高齢化率が高くて地域活動が十分にできない等々、様々な問題を抱え、5年後、10年後の将来に不安を感じている地域もあります。民間の力だけでは解決することが難しいので、スピード感を持って対応していくべきではないでしょうか。

2回目の質問に移ります。以前の定例会で、都市計画税の在り方、納税者の声、今後の税負担、公平性、必要性等を総合的に勘案して議論を深めていくとの答弁がありました。現在どのくらい深まってきているのか、進捗状況をお尋ねします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問に対して、都市計画税の在り方として、お答えをさせていただきます。

近年、各自治体におきまして、都市計画税の在り方について議論がなされ、都市計画税の廃止や新たに都市計画税の課税地域を拡大するなど、各地方自治体の状況に応じた動きがあつているところでございます。

本市における都市計画税につきましては、年間1億4000万円を超える歳入実績があり、持続可能で安定的な財政運営を図る上で、欠かすことができない貴重な財源の1つとなっています。また、これまで実施してきた街路事業や下水道事業といった都市計画事業に係る地方債の償還を進めているところであり、都市計画税に代わる財源がない状況での早期の都市計画税廃止につきましては、困難であると考えております。

一方で、議員御指摘のとおり、都市計画税は目的税であり、都市計画税の充当対象となる事業の財源として活用した地方債の償還が進んだ場合や、都市計画税を負担する住民と受益範囲との間に不公平感や不均衡が生じた場合には、当然、税率の見直しや廃止等の必要な措置を講ずるべきものと認識しております。

このため、受益者負担の在り方や税負担の公平性はもとより、これまで整備してきた都市計画事業に係る地方債の償還状況や、新たな財源確保のめど、今後の都市計画の在り方などを中長期的な視点で総合的に勘案し、都市計画税の方向性を見極める必要があると考えております。また、都市計画税を維持する場合におきましても、その税率や課税期間、対象地域等を精査してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

関口議員。

[1 番 関口和良 議員 登壇]

○関口和良 議員

答弁いただいたとおり、都市計画税の在り方を考えると、幾つもクリアにしなければいけないことがあるのはそのとおりでしょう。ですが、市民の方々からすれば、それは役所の論理と言われてもしょうがないことだと思います。先ほども言いましたが、市民の方が何のために納税しているのか分からないと思われていることは、早急に改めなければいけないと考えます。これまででも広報やホームページを用いて都市計画税のことを発信してこられたと思いますが、もっと分かりやすく、丁寧に、例えば詳細な用途地域の説明や使途を伝えていくことも必要ではないでしょうか。市民の方々にも理解していただき、官民一緒になって、よりよい形にしなければと強く思います。都市計画税は重要なテーマなので、今後も引き続き質問をしてまいりたいと思います。

次に、我が会派が毎回お尋ねしている、ふるさと応援寄附金についての質問をいたします。今年、新しい中間事業者に変わり、またふるさと納税のルール改定となるなど、昨年までと比べて、ふるさと応援寄附金の環境が変化しました。そこで、本年の状況について、お尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問の、ふるさと応援寄附金の本年の状況について、お答えをいたします。

まず、1月から11月までの寄附実績につきましては、11月30日現在、既に過去最高額の3億6590万2000円となっており、昨年の同期間と比較しまして約2.5倍増となっております。

寄附額が増加している要因としましては、7月から委託業務を開始した中間事業者が頻繁に返礼品提供事業者の元を訪問し、これまでの業務経験や寄附者のニーズを反映した返礼品の企画開発と、本市の返礼品の魅力が伝わりやすいページづくりが寄附額の増加につながっているものと考えられます。

また、10月から募集に要する費用について、ワンストップ特例申請の受付事務や寄附金受領証の発行などの付随費用も含めて、寄附金額の5割以下とする募集基準の厳格化に伴い、設定寄附金額が引き上げられることを予想した寄附者により、9月中の駆け込み寄附が集中し、1億3465万円という昨年同月の約7倍の寄附が寄せられたことが寄附額増加の大きな要因となっております。

今後、寄附額の大幅な増加が見込まれる年末に向け、さらに魅力ある返礼品を充実させ、効果的なPRにより、目標額の早期達成を目指してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

関口議員。

[1番 関口和良 議員 登壇]

○関口和良 議員

昨年同期間比で2.5倍の3億6000万円超えの寄附をいただいたとのことで、目標に向かって順調に進んでいるようですが、水を差すようで申し訳ございませんが、9月の駆け込み寄附が、例年大幅に寄附が増えていた年末に影響が出るのかと、そこら辺の分析をする必要があるのではないのでしょうか。

また、今後もルール改定など行われることが想定されますので、ルール違反等にならないように、ちゃんと対応していただきたいと思うとともに、何より早期に目標を達成していただき、次のステージ、次の目標に向かっていっていただくことを期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○服部香代 議長

以上で、関口議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前11時05分 休憩

○

午前11時14分 開議

○服部香代 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、有働辰喜議員の発言を許します。有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

皆様、こんにちは。

議席番号16番、有働辰喜です。

発言通告に従いまして、めのだけ小学校の屋内運動場の面積不足についてと、遠距離通学対策事業について、お尋ねをしたいと思います。

質問に入ります前に、今回は資料を配付させていただきたいと思っております。議長の許可をいただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○服部香代 議長

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第157条の規定によりまして、

これを許可いたします。

○有働辰喜 議員

ありがとうございます。

それでは、最初にめのだけ小学校の屋内運動場の面積不足について、お伺いをいたします。小学校の設置、運営に関しては、学校教育法を基に小学校設置基準や様々な法令の規定により定められております。

私は、子供たちが1日の大半を過ごす、学習、生活の場である学校施設に関して、定められた様々な最低限度の基準を整備、維持管理する責務は行政が負っていると考えておりますので、政令で定められている学級数に応ずる必要面積を満たしていない、めのだけ小学校の屋内運動場の面積を確保し、ほかの市内の小学校と同じような教育環境にしなければとの思いから、これまでもこの問題についてはお尋ねをしておりますけれども、山鹿市は一貫して現状で問題はないとの答弁をなされております。

ただ、本年6月定例会では、建て替えまたは増築を行うとした場合との条件付ではありますが、法令の規定から導かれる必要面積と現状の建築面積が乖離していることをお認めになり、市としてもよりよい教育環境を整えていくことは重要な課題であると考えているとの答弁をいただきましたが、その反面、財政面の観点から、安全性が確保できないと判断されるまでは、現状維持という方針は変更しないとの答弁もなされました。疑問点に関しまして質問をした事柄について、その都度、答弁をいただくのですけれども、時間の関係もあり、答弁を受けての質問ができていない場合もあり、今回その部分を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

当該建物は、統合により必要面積不足が生じたわけではなくて、統合以前から既に必要面積が約370平方メートル不足していた建物であり、統合により基準面積がワンランクアップし、法で定める面積は僅か25平方メートルの増加ですけれども、既存施設のままで開校したため、統合後も通常学級数で約400平方メートル、法律に対応した学級数では、令和4年度では実に690平方メートルの必要面積不足であります。統合校開校時に法で定める必要面積の約6割の既存施設利用根拠として、耐力度があったこと、市の方針が既存施設活用だったことを挙げられております。

山鹿市立小学校では、平成25年度で、新耐震基準以前の学校建物は閉校予定の3棟を残し、全て耐震改修工事が完了をしております。耐震化が目的の耐震改修工事は、耐震診断調査業務の結果で設計、施工され、その後、建て替えか既存施設活用かを判断する耐力度調査が行われたわけでありますけれども、学校規模適正化基本計画第2次計画以降、耐力度調査結果により、屋内運動場を建て替えた旧来民小学

校、現在、建て替え工事中の八幡小学校、既存施設利用の旧米田小学校の耐震2次診断で求められましたI S値と、改修後のI S値及び耐力度調査実施年月と、求められた耐力度点数、それと旧米田小学校の耐力度簡略調査の実施年月と耐力度点数をお尋ねいたします。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の、3小学校屋内運動場のI S値等について、お答えいたします。

まず、旧来民小学校について、耐震診断で求められたI S値は0.08、改修後は0.73、耐力度調査は平成28年1月に実施し、その耐力度点数は4,285点でした。

次に、八幡小学校について、耐震診断で求められたI S値は0.57、改修後は0.73、耐力度調査は平成30年9月に実施し、その耐力度点数は4,128点でした。

次に、旧米田小学校について、耐震診断で求められたI S値は0.37、改修後は0.73、耐力度調査は平成27年9月に実施し、その耐力度点数は6,161点でした。

また、旧米田小学校の耐力度簡易調査は平成26年7月に実施し、その耐力度点数は5,715点でした。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

御答弁より、耐震性が低い、つまり壊れやすい順序では、旧来民小学校、旧米田小学校、八幡小学校の順と分かりました。

耐震改修工事発注の優先順位がどのような基準で行われたのかは分かりませんが、屋内運動場耐震改修工事に限定すると、旧米田小学校は当時の市内小中学校23校のうち、補強工事が必要な12校中11校の耐震化工事が完了後の最後の発注でございました。耐震化工事の発注優先順位をI S値が低い、倒壊・崩壊の危険性が高い建物から着手するとした場合、旧米田小学校は単純にほかの学校より耐震性に優れていたから最後になったと考えますが、旧米田小学校よりはるかに倒壊・崩壊の危険性が低い八幡小学校の改修工事完了後に発注をされ、令和4年6月定例会では旧米田小学校の耐震改修工事は耐震工事に合わせて、劣化した屋根、東西面の外壁・内壁の改修工事を行ったとの答弁がありましたが、それほどの建物なら、なぜもっと早く対処しなかったのか疑問であります。

また、山鹿市は、統合校位置選定用の教育委員会作成資料46項目の評価表でも分かるように、当該建物が必要面積不足であることを把握、既存施設のままでの利用では必要面積が不足になることは当然認識していたと思われ、統合校位置に決定すれば、必要面積を満たすためには建て替えか増築工事が必要になり、ほかに決定すれば廃校となりますが、いずれにしても児童の安全・安心のために、統合校開校までの耐震化は必要だと思いますが、菊鹿中学校区3小学校の場合は、要耐震化校舎4棟のうち、校舎3棟、内田、城北、六郷、それぞれ各1棟は閉校するとして、耐震補強を行っておりませんし、学校規模適正化基本計画（第2次計画）の事業対象校で、耐震改修工事が終わった6校では行われてはおりません。老朽化した部分の大規模な改修工事を行い、その結果として耐力度が基準値を満たせば、国庫補助事業対象外となり、面積不足を確保するための増築工事費は山鹿市負担となります。

そんな危惧もある中、なぜ旧米田小学校の屋内運動場は大規模改修を統合校位置決定前に行ったのかが疑問であります。理由をお答えください。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の、大規模改修の実施について、お答えいたします。

当時の旧米田小学校の屋内運動場は、耐震診断の結果、建物全体が地震の横揺れに対しての強度が不足しており、安全性確保のための補強を行う必要がございました。その際、屋根を支える小屋組部分へのはりと筋交いの追加、また柱の間への新たなはりの追加を要することとなり、大規模改修工事となったものでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

答弁の施工内容は、耐震工事対象と思われ、工事内容、施工位置等を考えますと、仮設の足場であったり、養生などで工事費が高額になるのは理解できますけれども、この内容が大規模改修工事になったのではないと思います。

建て替えるべきか否かの判断材料の1つとされる耐力度調査は、建物の老朽化がどの程度進んでいるかを調査するもので、耐震化工事と併せて建物の老朽化部分の改修を行ったということは、言い換えますと、大規模なりニューアル工事を行ったのと同じだと思われま。だとしますと、構造耐力であったり、経年劣化による耐

力低下などが改善されて、老朽化が進んでいないとして基準値を満たす要因になったと思われ、統合校位置決定前に劣化部分の改修工事をなぜ行ったのか、その理由をお尋ねをいたしましたけれども、その答えは今回もいただけませんでした。

その後の状況から、これは私の考えですけれども、今後長く使用するために、劣化した部分を新しい材料と取り替えたと推察をしております。山鹿市の方針は、既存施設の有効活用ですので、めのだけ小学校は耐力度のある既存施設に不足面積を増築して開校をしておれば、両方を満足できたのではないのでしょうか。なぜそうしなかったのかも疑問であります。そもそも既存施設の有効活用とは、学校建物として基準値、耐震性や耐力度等を満たしている既存施設は、むやみに建て替えなどをせず、増築や改修等を行い、保有資産を十分に利用し、活用することだと私は思っております。対象建物は法で定める屋内運動場としての最低限度の必要面積を満たしていないのに、耐力度が基準値を満たしているという理由だけで、現状のまま利用することではないと考えますが、山鹿市の既存施設の有効活用の定義をお尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の、既存施設の有効活用の定義について、お答えいたします。

昨年12月定例会におきまして、当時の統合校の整備方針として、既存施設の有効活用を基本に、活用できる施設については活用し、活用できない施設については建て替えを検討することとし、その判断の基準として、施設の耐力度調査を行い、基準を満たす場合は既存の施設を改修整備し、基準を満たさない場合は建て替えが必要であると位置づけている旨、御答弁申し上げております。

すなわち、既存施設の有効活用とは、施設の耐力度調査の結果、基準を満たす場合はこれを活用できる施設として位置づけ、必要な改修整備を行った上で、引き続き活用していくものと捉えているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

質問に入ります冒頭に申しましたとおり、過去の答弁を受けての知りたいことの質問でございます。

山鹿市の既存施設の有効活用の定義は、耐力度があれば活用できる施設とし、必要な改修整備を行った上で、引き続き活用していくものとの御答弁でございました。耐力度がなければ、建て替えか解体ですので、活用できないのは当然であります。当該建物は、必要面積が大きく不足している建物ですが、劣化部分の改修工事により耐力度があるので、既存施設の526平方メートルは活用し、不足分の393平方メートル以上を増設することが新たに919平方メートル以上の施設に建て替えなくて済む、既存施設の有効活用だと、私は考えます。

山鹿市が言われる必要な改修整備の中には、政令で定める必要面積の項目は含まれてはいないのでしょうか。そのことをお尋ねしたいのですけれども、次の質問と関連もありますので、次に進みます。

さて、昨年12月定例会で、当該建物の設計業務は、耐力度簡易調査を行い、その結果をもって設計業務を発注し、設計業務完了後、耐力度調査を専門業者に委託したとの答弁でしたので、先ほどお尋ねをして、耐力度簡易調査は平成26年7月実施で、耐力度点数は5,715点、耐力度調査は平成27年9月実施で、耐力度点数6,161点との答弁がございました。

当時の公立の建物の耐力度調査実施要領では、耐力度簡易調査による評価法が、鉄骨造り屋内運動場について示されておりまして、簡略調査で基準値を満たす値が出た場合は、耐力度調査を実施して判断することとなっており、本案件も設計業務完了後、耐力度調査を実施しておりますので、示された説明書に準じており、設計業務発注に問題はありません。

ただ、屋内運動場はトイレの洋式化改修をもって施設整備を完了しておりますが、屋内運動場の学級数に应ずる必要面積が約400平方メートルも不足する状態を考慮しない改修工事設計がなぜ発注されたのか疑問です。確かに、必要面積を確保するしないは自治体の判断事項でございます。だからこそ、何度も必要面積不足のまま開校した判断理由をお尋ねをいたしましたけれども、答弁は強度面と既存施設の有効活用方針だとして、肝心の必要面積不足を容認した理由は聞いておりません。なぜ、めのだけ小学校の屋内運動場は、必要面積不足で開校しても問題ないと判断したのか、お尋ねをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の、基準面積不足で開校しても問題なしとした判断理由について、お答えいたします。

先ほどの答弁とも重複いたしますが、統合校の整備方針として、既存施設の有効活用を基本に、活用できる施設については活用し、活用できない施設については建て替えを検討することとし、その判断の基準として、施設の耐力度調査を行い、基準を満たす場合は既存の施設を改修整備し、活用を図っていくものとしておりました。

当時におきましても、現状の屋内運動場が建て替え等を行うとした場合において、法令から導かれる必要面積、いわゆる基準面積を下回っていることは把握していたところ、当該整備方針に基づき、既存施設の改修整備によることとする判断に至ったものです。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

統合校の施設整備方針として、耐力度がある既存施設は有効活用することが山鹿市の方針ですので、なぜ既存建物で開校したのかを、私は伺ってはおりません。答弁内容については、この部分の説明に終始をしていらっしゃると思います。

質問の要旨は、4小学校の統合校で児童数が旧米田小学校の約3倍に増えることに伴い、法で定める必要面積が約400平方メートル不足することなどを勘案された結果、当該建物に不足分の増設は行わず、開校しても問題はないと判断をされたその理由ですが、今回も同じ答弁であります。必要面積の57%の建物で開校すると判断した理由が必ずあるはずです。ここで再度伺いたいのですが、発言通告した残りの質問がありますので、次に進みますけれども、いずれ理由はまたお尋ねをしたいと思っております。

さて、私は山鹿市が必要面積の不足率が4割を超えても問題はないとの見解を示されていますので、県内の小学校が保有する屋内運動場の面積がどの程度なのか実態が知りたく、この夏にアンケート調査をいたしました。対象校は、熊本県下の公立小学校335校の中から、児童数が確定しております令和4年度のめのだけ小学校の児童数の上下10%、250名から310名の児童数の小学校、めのだけ小学校を含みますが、23校を抽出し、項目はシンプルに屋内運動場の面積、構造、建設年月、学校統合の有無と、統合校の場合は新設か増設の有無と内容及び特記事項で回答をしていただきました。それをまとめましたものが資料1と資料2になります。

ただいまタブレットに出たと思えますけれども、資料の充足率から、真ん中ほどにあります、ちょっと色のついたのがある欄ですけれども、資料の充足率下段の必

要面積は、法では学級数欄の左側の数字が対象となりますが、今回は通常学級数での必要面積を計上をしております。例えば、一番上のめのだけ小学校ですけれども、18学級となっておりますが、法では1,215平方メートルが必要面積となりますけれども、各校の中にあります特別支援学級が6学級含まれておりますので、通常学級数は12学級となり、法では919平方メートルが必要となります。児童数の実数からいけば、普通学級でいいのかなということで、普通学級でそろえております。

調査では、23校中、必要面積不足の学校は10校で、既存校が8校、統合校が2校、また23校中、統合校は5校で、既存施設使用が4校、うち2校が必要面積の不足であります。このことは山鹿市同様、統合時に既存施設の有効活用が図られていること、また必要面積不足でも使用する自治体があるということが分かります。ただ、資料1の2の最後にあります五和小学校は、五和中学校と同一敷地内に同時に開校し、小中併設校舎で小中連携教育を実施されており、屋内運動場は旧五和中学校の建物を使用されており、中学校には生徒数160人ほどに対して、1,604平方メートルの新築の屋内運動場がありますので、めのだけ小学校とはちょっと事情が違うと思っております。

調査結果からは、めのだけ小学校は同校の児童数と同規模の県下23校のうちに、充足率が6割弱の57%、保有面積も526平方メートルと最下位という結果になりました。また、添付させてもらっております資料2の山鹿市内の8小学校で見ても、3校、山鹿小学校、菊鹿小学校、めのだけ小学校の3校が必要面積不足ですけれども、山鹿小学校、菊鹿小学校と比較しても、めのだけ小学校の充足率は突出をして不足しております。県下の同規模校では最下位、山鹿市内の7校に比べて必要面積の不足面積、保有面積とも、格段に劣っている施設であります。この2つの結果を踏まえての、市の見解をお尋ねをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の、県下の同規模校、山鹿市内各校との比較調査資料を踏まえての見解について、お答えいたします。

本年6月定例会において御答弁申し上げましたとおり、めのだけ小学校屋内運動場につきましては、これを建て替え、また増築を行うとした場合において、法令の規定から導かれる必要面積と、現状の建築面積が乖離していることは、御指摘のとおりであるものと認識しているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

おっしゃっておられます必要面積は、工事費を算定する場合の学級数に応ずる面積であると同時に、教育を行うのに必要な最低限度の面積として、同じ条文の中で定められております。

新しい学校を設置し、開校するのに必要面積が約400平方メートル不足しても問題ないと判断したことが、このような結果を生じさせた要因ではないのでしょうか。言葉を選ばずに言わせていただければ、建物を使用する側の目線に立ってではなくて、必要面積よりかなり少ない面積だけれども、市の方針どおりの建物だから問題はないとの考え方だと受け止めさせていただきます。

冒頭でも触れましたが、めのだけ小学校屋内運動場の整備に関しては、財政面の観点から安全性が確保できないと判断されるまでは、現状維持でいくとの方針が示されております。しかし、この必要面積不足は、既存校で児童数の自然増で起きた想定外のことでなく、山鹿市自らの判断により、市の方針だけを優先し、子供たちが被る様々な弊害を考慮することもなく、必要面積不足のまま開校した必然的な結果だと思いますので、耐力度がなくなるまで現状維持という方針には納得ができません。

既存施設改修からあと3か月で丸10年です。今の方針では、今後20年以上、この状態が続く可能性が大いにあります。本当にそれでいいのでしょうか。財政面を理由に、子供たちの教育環境を整備しないのは本末転倒だとは思いませんか。学習環境を確保するとした学校再編の目的はどうなりますか。子供は山鹿の宝の山鹿市にあって、子供たちには平等であるべき屋内運動場という物的な学習環境をめのだけ小学校の子供たちに提供していると言えますか。真に子供たちのことを思うなら、山鹿市自らが作り出したこの状況を速やかに解消するのも、また自らの決断だと思いますけれども、山鹿市の考え方をお伺いいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の、必要面積不足解消に関する考えについて、お答えいたします。

これまで御答弁申し上げてまいりましたとおり、めのだけ小学校屋内運動場につきましては、老朽化などの理由により安全性が確保できないと判断された場合にお

いては、法令で示されております必要面積の基準を参考に、建て替え等に向けての準備を進めることになるものと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

これまでの答弁で納得ができる説明がございませんから、お尋ねをしておりますけれども、山鹿市が決定をしたことに問題はないということでしょうかね。

しかし、教育行政をつかさどる教育委員会が、国が子供たちの教育に必要として法で設置を義務づけ、教育を行うのに必要な最低限度の面積として政令で定めた面積を無視し、自らが定めた整備方針を優先し、さらに財政面を理由に安全性が確保できないと判断されるまでは現状維持でいくという方針はおかしくないでしょうか。

逆に、子供たちの教育環境充実のため、財政担当部署へ必要面積確保のために働きかけることが本来の役割ではないのでしょうか。有利な財源が使えるうちに、どうすれば建て替えられるか、早急に検討を始められることを具申申し上げます、次の質問、遠距離通学対策事業についてをお尋ねいたします。

さて、遠距離通学対策予算の中には、小規模特認校へ通学する児童生徒の交通費負担分も含まれておりますが、疑問に思っているところがありますので、お尋ねをいたします。

まずは、スクールバス利用対象者についてです。スクールバスの運行に関しては、山鹿市スクールバス運行管理規則第1条に、スクールバスとは市内の小学校または中学校に通学する児童または生徒の通学の用に供するために運行する車両と定義をされておりまして、第3条にスクールバスの運行形態として、1、市所有車両による運行、2、貸切りバスによる運行、3、タクシーによる運行と定めがあり、スクールバス通学対象者は第4条で小学生は通学距離がおおむね4キロメートル以上で、中学生はおおむね6キロメートル以上とされ、それ以外でも特別の事情を有する児童等でスクールバス利用の必要性を教育委員会が認めるものとされておりまして、この特別の事情とは、学校統合時の条件により、スクールバス利用区域に定めたものを指すのでしょうか、お尋ねをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の、スクールバス利用区域について、お答えいたします。

山鹿市スクールバス運行管理規則第4条第3号の特別の事情を有する児童等の位置づけにつきましては、統合時の通学路条件も踏まえた包括的なスクールバスの利用における特別な事情として必要性を考慮するものでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

特別の事情とは、統合時の通学条件だけではなくて、スクールバス利用全てをひっくるめているということが分かりました。遠距離通学対策のために運行するスクールバスは、国が定める適正な学校規模の条件とされる通学距離、小学校ではおおむね4キロメートル以内、中学校ではおおむね6キロメートル以内が、学校統合などで通学距離がそれ以上になった場合の対策事業で、学校教育法施行令第5条第2項により、山鹿市教育委員会から指定された小学校・中学校に通学をする、山鹿市立学校通学区域に関する規則第2条及び第3条により、山鹿市が定めた通学区域の児童生徒が対象になる事業だと、私は認識をさせてもらっております。

したがって、山鹿市立小・中学校就学等に関する規則第9条の2で、小規模特認校に指定をされました鹿北小学校及び鹿北中学校の通学区である山鹿市全域は、山鹿市立学校通学区域に関する規則第4条にあるように特例であり、ほかのスクールバス通学の児童生徒とは違い、自らの意思で通学する学校を選択した結果、通学距離が遠距離になったもので、令和3年9月定例会でも述べましたけれども、明らかに違うと思っております。

したがって、山鹿市がスクールバス運行管理規則ではなく、小規模特認校通学者を遠距離通学対策事業対象だとしている根拠、例えば規則、規程、要綱などがあるのかお尋ねをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の、小規模特認校に通学する児童生徒を遠距離通学対象としている根拠について、お答えいたします。

本制度における先進自治体の多くは、小規模特認校を制定しても通学手段がないため、相談はあっても転入学につながらないとの悩みを抱えております。

そのため、本市においては、自然豊かな環境に恵まれ、地域の特性を生かした独自の教育活動を展開する小規模の小中学校において、山鹿市スクールバス運行管理規則を基に、山鹿市立小・中学校小規模特認校取扱要領を定め、児童生徒の適性を生かした教育を受けさせたいという保護者の希望に応える中で、児童生徒の通学距離が小学生おおむね4キロメートル、中学生6キロメートル以上を原則としながらも、公共の交通手段がなく、保護者の送迎能力について、就業の場所や勤務時間の都合など、家庭の事情により送迎が困難と認められる場合を特別な事情と考慮して判断するものとしております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

スクールバス運行管理規則を基に作成の小規模特認校取扱要領を定めているとの答弁でしたけれども、ただ公表されておりませんので、内容が分かりませんが、答弁内容だとスクールバス運行管理規則第4条が根拠であると推察をいたします。

山鹿市は、本年8月1日から9月29日を募集期間として、令和6年度の小規模特認校の入学募集をなされました。市のホームページの募集要項には、通学については原則保護者の送迎ですと記載をされています。前の質問に対する答弁の中で、通学手段がないと転入学につながらないとして、遠距離通学対策としてのスクールタクシーの運行を決めた経緯説明がございましたが、私も募集時の原則である保護者の送迎を厳守して運用すれば、通学希望者は減少し、児童数の確保が目的でもある特認校制度の継続が難しくなるから支援が必要として全額負担をしているとあって、その意味では特認校制度利用者確保に成果が出ていると考えております。

結果といたしまして、計画された特色ある学校運営を進め、鹿北小中学校児童・生徒たちの活躍は、耳目に触れる機会が多く、小規模特認校制度導入の成果だと考えております。

市の方針として、本年度も通学費負担額を遠距離通学対策予算として計上し、歳出もされていますが、令和6年度募集要項にも原則保護者の送迎ですとなぜ記載されるのか、その理由と、全員が特別な事情に該当はしないと思いますので、保護者送迎通学者がいるのか、また制度導入時に年度途中の転学も可能とされておりましたけれども、現在までに事例があれば、それぞれの人数でお答えください。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の、募集要項への原則保護者送迎の記載理由、保護者送迎通学者及び年度途中の転学人数について、お答えいたします。

特認校の募集に際しましては、原則として保護者の送迎を前提としておりますが、保護者の送迎能力について、特別な事情を考慮し、必要と認められる場合はタクシーの利用を許可しているものでございます。

また、特認校の制度開始後、これまでに6名の保護者送迎による通学者があり、現在も小中学生16名のうち3名は保護者の送迎により通学している状況でございます。

次に、年度途中の転学につきましては、鹿北地域から他の地域へ転居され、本制度を利用してそのまま鹿北小中学校に通学される事例も含め、これまで10名の実績があり、そのうち3名が本年度の途中転学者であります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

現状で、保護者送迎が行われているという以上は、記載されている理由がよく分かりました。

年度途中での転学可能との記載は、ほかの制度の導入自治体には全く見られませんものですから、緊急に対応すべき事案の子供が対象になると思いますので、約3年間で10人の子供が救われたということは、この子供たちが通学費の公費負担の該当者か否かは別といたしまして、制度導入目的の非常に大きな成果だと思います。

令和5年度までに、熊本県内で小規模特認校制度を導入している7自治体に、令和6年度からの導入予定の熊本市を含めた8自治体の通学方法について調べてみますと、山鹿市を除きました7市町村は全て小規模特認校への就学に関する必要事項を定め、例規集に公表をしております。次年度開始予定の熊本市は、熊本市立小規模特認校制度に関する実施要綱、水俣市は水俣市立小学校小規模特認校制度に関する規則といった規則や要綱を定め、その中で問題の通学方法に関しては、全ての自治体が入学の条件または要件の中に、通学に当たっては保護者の負担と責任において行うことと明文化をされています。

したがって、全自治体、小規模特認校に通学する児童・生徒は、遠距離通学

対象外となっております。しかし、山鹿市は児童生徒数の確保だけではなく、本当に困っている児童・生徒を手助けするためにスクールタクシーを運行することで、どんな子供にもチャンスを与えんとする、どんな子供でも大切に作る、この取組はほかに誇れるものだとは確信しているとして、市の負担としたわけであります。でありますならば、今後、制度導入される自治体に成功事例として参考にしてもらうためにも、先ほどの答弁にもありました小規模特認校制度取扱要領を基に、山鹿市も規則または要綱を制定し、誰もが内容を見れる例規集に収めることを提案いたしますが、いかがでしょうか。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の、小規模特認校制度に関する規則または要綱の制定について、お答えいたします。

先ほども答弁のとおり、本市では山鹿市立小・中学校小規模特認校取扱要領を定め、その運用に努めているところでございます。

特認校制度も本年度で3年目を迎えている中で、本制度を利用して通学した児童・生徒や保護者から感謝の声が聞かれるなど、着実な成果が上がっているところでありますが、一方で内部事務手続として定めている現在の要領も、実情に照らし、見直しの必要があると考えているところです。

したがって、規則または要綱の制定につきましては、見直しの過程において検討してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

施策でこの事業をやっている以上は、目的や運用方法など、規則等を制定し、公表したほうがよいと、私は思います。

この質問を通しまして、本事業では子供たちのことを考え、通学費負担という施策を決定し、子供たち一人一人に寄り添う教育委員会の姿勢がよく見えましたけれども、めのだけ小学校の問題に関しましては、全く見えません。問題の本質は違いますけれども、どちらも子供ファーストであるべきだと思いますので、ぜひ増設、建て替えの検討をお願いをいたしたいと思います。

さて、私は先ほども述べましたけれども、小規模特認校は、遠距離通学対策対象ではないと考えますので、例えば小規模特認校通学費補助金交付規則というようなものを制定し、その中に補助金対象者として特別な事情を有する児童等でスクールバスを利用する必要があると教育委員会が認める者、次に補助金の額として、教育委員会がこれを決定すると定め、補助金額は別途定めるとして、満額の人、5割の人などとさせていただきます。なぜかと申しますと、共働きで送迎ができない、家庭事情により祖父母が養育者で運転が不安でできない、世帯で保有する車が1台で通勤に使用している、生活困窮世帯で車がないなど、同じ送迎ができない事情としても、内容が大きく違うはずです。スクールタクシーは、スクールバス運行管理規則により利用ができますから、それぞれの事情を考慮し、幾ばくかの個人負担を徴収すべきと思います。

私の地元鹿央町の生徒の中には、教育委員会から指定をされました中学校までの直線距離で6キロメートル以上、この時期は狭くて本当に暗い危険な県道を自転車通学をしております。距離的には遠距離通学対策の条件に合致をしておりますけれども、遠距離通学対策対象者ではございません。市民の皆様の制度に対する評価は高いと感じますが、やはり通学費全額負担に対しては公平ではないとの意見が一定数あるのも事実です。幾ばくかの自己負担導入を検討されてはいかがですかと申し上げまして、私の質問を終わります。答弁は要りません。ありがとうございました。

○服部香代 議長

以上で、有働議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後1時10分から再開いたします。

午後0時05分 休憩

○

午後1時10分 開議

○服部香代 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、芋生よしや議員の発言を許します。芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

皆さん、こんにちは。

議席番号14番、日本共産党の芋生よしやです。

質問を始めます前に、議長に資料配付の許可をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○服部香代 議長

資料配付の要求がっておりますので、会議規則第157条の規定により、これを許可いたします。

○芋生よしや 議員

ありがとうございます。

昨日、高橋議員も使われました、失われた30年、この言葉はもう皆さんも何度も聞かれているかと思えます。日本経済がこの30年にわたって、あらゆる分野で深刻な停滞と衰退に陥り、国民の暮らしが困難に直面していることは、誰にも否定できない事実です。今国会の論戦の中で、岸田首相でさえ30年近く賃金が上がらず、官民挙げて協力することで賃上げを今年以上に伸ばしていく。可処分所得を増やし、物価高騰に負けない額まで引き上げて、消費を支え、次の成長、次の賃金につながっていく好循環につながるよう、今が正念場と認識している。総合的経済対策を進めていくことが重要だと認識していると語っています。

さらに、今はまだ物価高との関係で賃上げはまだまだ不十分である。来年は物価高を超える賃上げにたどり着かなければならないという問題意識で政策を進めるべきとき。物価高で本当に困っている方々には、給付金で迅速に支援を行っていかねばならない。あわせて、経済の好循環を取り戻すことができなければ、未来に向けて日本の経済は明るい見通しを立てることはできません。不安があれば、消費につながらない。来年、再来年と、日本の経済を底上げしていく。賃上げが構造的・持続的に続くという見通しを併せて示すことが、今の厳しい経済状況に対して、政府が行う経済政策と考えると、岸田首相は言っています。

経済政策につきましては、私たち日本共産党は消費税減税や大企業の内部留保500兆円を活用したらどうかという提案をしているところです。直近、2023年7月から9月の実質雇用者報酬の推移は、コロナ危機で最大の落ち込みとなった2020年4月から6月期よりもさらに落ち込んでいる。物価高騰、消費の冷え込み、経済の停滞という悪循環に陥りかねない危機的な状況に直面しているのが実情と分析しています。国民は、危機感を持っている、あるいは暮らしの危機に直面している。物価は今、食料品をはじめ、生活必需品で特に値上げが大きく、家計消費は明らかに影響を受けています。1回の給付金、1回の減税ではなく、持続的な減税をと求めています。

こういう状況で、山鹿市では無関係な状況とでもいうのでしょうか。なぜこの時期に値上げなのか、市民の理解は得られないと考えて、水道料金、国民健康保険税の値上げについて、また、次期改定が予定されている介護保険、さらに重度心身障害者医療制度について質問をいたします。いずれも一問一答でお願いします。

1項目めは、水道料金について、今回、1996年以来、28年ぶりに水道料金の値上

げ案が出されましたが、水道法第1条は水の安全、安定供給を国・地方自治体の責務としています。9月議会で示された水道ビジョン、さらに今回提案されている現状や理由は分かります。昨日、松見議員の質疑や高橋議員が質問された際に示されましたように、山鹿市の水道料金はこれまでは熊本県下では安価な料金だったことも重々承知をしております。

それでは、物価高騰対応、コロナ禍から立ち直ろうとするこの時期、水を多く使う飲食店などの経営がまだ大変なときに、料金の値上げを表明することは、市民の暮らしと影響を全く顧みていないと言わざるを得ません。値上げ強行は、市民の理解を得られないと思いますが、その認識をお伺いします。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。阿蘇品水道局長。

[阿蘇品健 水道局長 登壇]

○阿蘇品健 水道局長

御質問の、なぜこの時期の値上げなのか。物価高騰やコロナ禍から立ち直ろうとするこの時期に、水道料金値上げの表明は市民の理解が得られないと考えるが、この点をどう認識しているのかについて、お答えいたします。

本市水道事業におきましては、市町合併後、上水道事業及び簡易水道事業を新市に引継ぎ、事業統合に伴います拡張整備を行いながら、経営の効率化を図り、低廉な料金体系を長く維持してまいりました。

しかしながら、人口減少に伴う給水人口の減少、節水型機器の普及により、使用量は年々減少し、併せて料金収入も減少しています。

一方では、高度経済成長期に整備された施設の更新や地震等の災害に備えた施設の耐震化を進める必要があり、現行料金を維持した場合、水道事業の経営悪化が避けられないとの経営判断から、この時期の値上げに至った次第でございます。

コロナ禍以降、食料品など物価が高騰している状況ではありますが、安全で良質な水道水の供給と安定した持続可能な事業経営をしていくために、料金改定を行うものでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

経営悪化と安定した事業経営、本当に大事なことです。しかし、今、新型コロナウイルス、落ち着いているように見えますが、インフルエンザは流行しています。

うがい、手洗いなど、公衆衛生向上は、山鹿市としても励行を進めているときではないでしょうか。コロナウイルス、この対策に全国ではその時期、水道料金の無料化、減免などが、自治体によって財源は違いますが、進められておりました。この理由として、上水道は自治体で公営事業のため、首長の判断で料金の減免がしやすいことなどが挙げられておりました。

今、物価高騰対応、コロナ禍から立ち直ろうとするこの時期、まだまだ飲食店などの営業が大変なとき、今値上げするべきときではなく、財政調整基金などで避けるべきだと思いますが、この点は後でまとめて市長にお尋ねをしたいと思います。

続いて、議運の説明資料に、値上げ前後の一覧表が載せられておりました。その額に10%の消費税が掛けられたのが市民が負担する額です。値上げが強行されれば、さらに生活は大変になります。また、コロナ危機に続き、物価高騰で不安定な生活を強いられてきた非正規労働者、中小企業、小規模事業者、医療機関、年金生活者など、市民の暮らしは足元から打撃を受けている状況です。市民の暮らしに寄り添うならば、負担を緩和するためにあらゆる手だてを講じるべきです。もし値上げをしなければならぬとすれば、福祉減免制度を拡充し、低所得、生活困窮世帯の負担を軽減することや、個人、小規模事業者に対する負担軽減措置を講じること、医療、介護、保育園などの社会福祉事業者を対象とした減免制度などを講じるべきだと考えます。これに対する対策、どうお考えかお尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。阿蘇品水道局長。

[阿蘇品健 水道局長 登壇]

○阿蘇品健 水道局長

御質問の、水道料金値上げに伴い、減免制度の活用など、市民の負担軽減のための対策はどう考えているのかについて、お答えします。

今回の料金改定等において、使用水量が少ない高齢者世帯等にとって過度な負担増とならないような料金設定としており、口径13ミリメートルにおいては、10立方メートルまでの水量では1立方メートル当たりの増加額は、月額で91円から201円となっており、少量使用者に配慮した料金としております。

現在、寒波等の災害や目視できない場所からの漏水などにより高額となった料金を減免する制度はございますが、今回の料金改定を理由とする減免は検討しておりません。

コロナ禍でも同様でありましたが、今後も料金の支払い等に困窮される方には、分納相談に応じるなど、きめ細かい対応に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

分納相談を行っていく、細かい対応をしていくとのことではありました。しかし、どうでしょうか。高齢者、わずかな年金が下がり続け、その上、物価高騰の中で本当に苦しんでいる状況があります。私も、これまで様々な点で市民の負担軽減を取り上げてまいりましたが、そのたびにお伝えしている市民の皆さんの声、そして、この間、またさらに寄せられている声には、高齢者であっても僅かな値上げに本当に苦慮している状況が見えております。

それでは、市長にお尋ねをしたいと思えます。この時期に水道料金の値上げを表明していることは、今のその市民の暮らしが全く見えていないということを市長自ら語っているようにしか見えません。市長はどう認識しておられるのかをお尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

新型コロナや物価高が、市民の生活、企業の経済活動に大きな影響を及ぼしていることは十分承知をしております。しかし、その市民生活、経済活動を支える社会基盤として、水道は不可欠なものであります。

現在の私たちのみならず、将来の世代にも安全・安心な水道を安定的に供給することができるよう、老朽化施設の更新や耐震化を進める必要があるため、今回の料金改定を提案させていただいております。

水道を使用されている皆様には一定の御負担をおかけすることになりますが、御理解いただきますようお願いいたします。

今後とも、使用者の皆様にご信頼される水道事業を目指して、一層の経営努力を行ってまいります。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

水道の不可欠なものというのは、もちろんそうです。命の水です。また、水道を皆さんに供給するためには、施設または配水管などの設備改善はとても重要なこと

です。それは重々、市民の皆さんも分かるし、私だってもちろん理解できる場所です。しかし、一定の御負担をおかけすることになります。御理解をとおっしゃいましたが、それが限界であるとの考えで質問いたしましたわけですが、市長の答弁には納得できないところです。また、まとめてお尋ねすることがありますので、次のところに移りたいと思います。

水道事業は、大型の施設設備を要する事業です。大規模な投資を必要とするものです。管路等老朽設備の更新、耐震化には、国庫補助はほとんど入りません。増え続ける施設の更新、耐震化費用を賄う経営に必要な経費を受益者が料金として負担するという水道事業が抱える問題は、これは全国的な課題であり、独立採算制を押しつけている地方公営企業法の改正をし、国が責任をもって下水道施設のように国民生活の基盤に関わる財源確保をするようにと国に求めるべきだと考えております。この点について、市長の見解をお願いいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

水道事業は、地方公営企業であり、独立採算制の原則を基に、経営に必要な費用は料金収入などをもって充てることになっております。

また、国庫補助制度については、基準を満たさなければ補助を活用することはできませんので、日本水道協会を通じて財政措置の強化及び国庫補助金の採択基準の緩和を国に要望しているところでございます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

市長には、国に要望をお願いし、次の質問に移ります。

国民健康保険制度についてです。これまで質問の中で繰り返して述べてきましたので、繰り返しとはなりますが、国民健康保険制度は自営業者、農業者、漁業者、また退職して健康保険を辞めた方、パートやアルバイトで職場の健康保険に入っていない方などが加入していて、加入者の所得は下がり続け、高齢者が多いこともあり、医療費は高い、さらにはほかの健康保険にはない収入のない子供にも均等割額が課されるなど、ほかの健康保険と比べ負担の重いものです。各団体の運動、全国知事会、そして市長会などの要望に国がやっと応じて、令和4年4月から子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として国保制度において子供の均等割

保険料を軽減すると、就学前までの子供の均等割半額が国・県・市の負担で行われました。

山鹿市の均等割額は2万1000円ですから1万500円、やっと軽減がスタートしたばかりです。市民の皆さんは、物価高騰、年金などの収入の減少が続いています。国も物価高騰対策や賃金の引上げなどを取らなくてはならない状況となっています。

こういった状況の中、今回、国民健康保険税の改定を提案されることとなった経緯、また今後の財政運営について、お尋ねをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

○山崎寿雄 福祉部長

御質問の、国民健康保険税の改定に至った経緯について、お答えをいたします。

まず、国保の運営は、平成30年度以降、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保など、国保運営の中心的な役割を負い、市町村とともに運営を担っております。

財政運営面においては、市町村の保険給付費の全額が県から交付金として交付されており、県はこの交付金の財源の一部として事業費納付金を各市町村に課し、市町村はその納付金の一部とするために、被保険者に対し、保険税を賦課しているものでございます。

本市の保険税率につきましては、平成30年度の減額改定以降、本年度までの6年間、その税率を維持しておりますが、その結果、単年度収支は赤字が続いております。赤字を補填するための国保の資金残高は、平成30年度に8億8000万円あったものが、年度末には約4億7000万円、約半減するような見込みとなっております。

また、社会保険の適用拡大や労働形態の変化等によりまして、被保険者の減少に伴う保険税の減収と、平成30年度の国保制度改革時の時限的措置でありました国保保険税の負担軽減措置が、来年度以降、廃止・見直しされることが示されており、国保の基金を全額投入しても、このままの税率を維持した場合、令和8年度には赤字化となり、その時点で大幅な保険税の引上げが必須となる見込みでございます。

これらのことから、財政面での安定的運営を見据え、計画的な改定を行うとともに、国保資金を効率的に投入をして、保険税の大幅な負担増の抑制を図る必要があることから、今回、保険税率の見直しについて提案するものです。

御質問の、今後の財政運営について、お答えをいたします。

現在、国が国保税率の都道府県下統一を推進をしており、先進的な取組がなされております大阪府、奈良県におきましては、来年4月から統一されるなど、全国的

な流れの主流となっております。

このような中、熊本県におきましては、令和6年度から運用されます次期国保運営方針において、令和12年度の国保税率の県下統一を目指すということが示されており、統一になりますと県内のどこに住んでいても、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険税負担ということになります。また、保険税率が統一されることから、現在実施をしております国保資金の投入によります独自の保険税抑制措置や、議員御提案されております一般会計からの法定外繰入など、市町村独自の保険税の軽減措置を禁止するルールが課せられるという見込みもございます。

統一による本市の国保税への影響といたしましては、まず現在の事業費納付金は、各市町村の医療費水準を反映した上で算定をされておりますが、統一後は医療費水準が反映されなくなるため、県平均に比べまして若干低い水準にあります本市の場合、事業費納付金が上昇をし、保険税の負担が増加することが見込まれます。

保険税の統一は、今後、県と市町村間で具体的な協議を進めていくこととなりますが、令和12年度の県下統一時点での本市国保加入者に対しまして、国保税負担の急激な上昇とならないよう、今のうちから計画的な財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

ただでさえ大変厳しい事業者負担のない国民健康保険税、今の答弁を聞いておりますと、ますます厳しくなるのは目に見えております。本来、国がもっと財政を支援し、国の責任において運営していくべきものだと思いますが、自治体での様々な努力は大変厳しいものになるということがよく分かりました。

それでは、改定案で示されておりますものを、もっと具体的に世帯の状況で事例を示していただきますようお願いをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

○山崎寿雄 福祉部長

今回の国保税率の改定による影響額につきまして、法定軽減の有無を考慮し、4つの事例をお示して、お答えをいたします。

まず、前年世帯総収入額が年金のみで合計306万円以下、ともに65歳の御夫婦2

人世帯の場合、国保の課税標準額はゼロ円となり、7割の負担軽減が適用されます。年税額は、現在の2万7800円から3万1400円、3,600円の増額となります。

次に、40歳未満の共働きの御夫婦2人世帯で、給与収入がそれぞれ128万円の場合、基礎控除後の世帯の課税標準額が60万円となり、2割の負担軽減が適用されます。年税額は13万9500円から15万2100円、年間1万2600円の増額となります。

次に、負担軽減措置が適用されない例といたしまして、40歳未満の御夫婦に、未就学児1名の3人世帯の農家を想定しますと、農業収入から必要経費及び国保の基礎控除を差し引きました世帯の課税標準額が250万円の場合、年税額は37万9300円、改定後は40万8600円、年間2万9300円の増加となります。

最後に、40歳以上の御夫婦に、小学生以上の児童お2人、4人世帯の自営業でお示しをしますと、営業収入から必要経費及び国保の基礎控除額を差し引きました世帯の課税標準額が350万円の場合、年税額は62万7200円から、改定後は71万3900円、年間8万6700円の増額となります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

国保の軽減、ずっと市長たちも国に求めてこられたと思います。しかし、今回、山鹿市での改定だけで、本当に聞いていて驚くような額が増加していくこととなります。未就学児もいらっしゃる世帯のこともおっしゃいましたが、やっと半額が軽減されたところに、それを打ち消すような増額となるような事態です。

私、令和4年の6月議会で確認をしておりましたが、山鹿市の国保世帯、令和4年6月1日時点での被保険者数は1万2753人、その中に収入の面で、先ほども部長が答弁されましたように、軽減世帯というのがあります。7割、5割、2割の軽減世帯です。その合計で60.8%の被保険者が軽減となっています。また、軽減なしの方は39.2%しかいらっしゃいません。保険者総数の約6割が軽減世帯で、約4割が軽減をしなくても何とか納められるような収入の方ではないでしょうか。

こういった状況の中、大変だということで未就学児が軽減になったわけですが、そしてその令和4年6月に示していただきました中に、支払いが滞り、短期保険証発行が653世帯、資格証明書になると73世帯、さらに支払うことができずに未納となったことで差押えになった件数は77件、その中に18歳未満の子供がいる世帯は5件あったという現状がありました。これを見ただけで、山鹿市の国保世帯の負担が重く、苦しんでいらっしゃるのが分かります。3億6000万円の国保基金の残高があ

り、その額は14市の中では天草市に次いで2番目に高い金額となっています。国保基金を活用することは当然ですが、国や県からペナルティーを科されない法定外繰入などをして、引下げの努力をすべきだと考えますが、これに対して答弁を求めます。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

○山崎寿雄 福祉部長

御質問にお答えいたします。

まず、決算補填目的とされる法定外の一般会計からの繰入れといたしましては、保険税の収納不足を賄う場合、保険税全体の引下げのための繰入れを行う場合、保険税の低所得者対策として、法定軽減以外に市町村が一定の基準を設けて独自の軽減を行う場合、累積赤字の補填を行う場合などが該当をいたします。

また、決算補填目的とならない法定外繰入といたしましては、地方税法第717条の規定におきましては、天災その他特別の事情がある場合において、国保税の減免が必要と認められる者、貧困により生活のための公私の扶助を受ける者、その他特別の事情がある者に限り、条例等を根拠に保険税の減免または徴収猶予を行った場合というふうに規定をされております。なお、本市におきましては、山鹿市国民健康保険税条例や山鹿市国民健康保険の減免に関する規則に基づきまして、必要な軽減措置に取り組んでいるところでございますが、議員御紹介の法定外繰入を財源とするものではなく、国保の基金を投入することで対応してきたところでございます。

いずれにいたしましても、先ほど来、答弁しておりますとおり、令和12年度の国保税率の県下統一後におきましては、法定外繰入を活用した市町村独自の保険税の軽減措置はできないということになる見込みでございます。このことから、将来急激な保険税の上昇が見込まれますので、これを抑えるために計画的な改定が必要であるというふうに考えているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

今、法定外繰入のことを再度お尋ねしたのですが、できないということでした。

まず、最初に3回目にお尋ねをしようと思っておりましてことなんですけれども、その繰入れができないということですが、全国市長会では国に対する提言の1つと

して支援制度、子供に係る均等割保険料をさらに軽減するように、対象年齢や軽減割合を拡大するなど、制度拡充を要望したと聞いております。被保険者にとって負担が重いと考えての要望だと考えますが、先ほど県下統一になると、また急激な上昇が見込まれるので、急激な上昇とならないためにとということで答弁をいただいております。改めて、山鹿市の国保世帯の負担、ペナルティーを科されない法定外繰入もできないということで、負担がしっかりいくのですが、今の負担についての見解をお尋ねしたいと思います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

○山崎寿雄 福祉部長

本市の国保世帯の負担についての見解を、お答えをいたします。

令和2年度の統計調査によりますと、本市の1人当たりの所得は211万9000円で、熊本県の平均を15%ほど下回っております。物価高騰も続く中、税などの負担感も増しているものと推測をいたしておるところでございます。

このような状況でございますが、今回の国保税率の改定に関しましては、本市国保の事業運営に関する協議会に諮問をいたしてとおります。協議会からは、現在、市民生活においては社会経済情勢の影響により、被保険者の家計負担の増加が懸念されるものの、国民健康保険事業の安定的な運営を確保していくためには、国保税率の改定により被保険者に応分の負担を求めることもやむを得ないという、そういった御意見をいただいているところでございます。

また、国保税負担の状況を県下で比較をいたしますと、令和4年度の県内14市、1人当たりの減税額の平均は9万7097円で、本市の当該年度の1人当たりの保険税は8万7987円、県平均よりも9,110円下回っております。また、改定後の保険税率による試算では、1人当たりの保険税額は9万6086円となり、平均を1,011円下回っているところでございます。

いずれにいたしましても、本市の国保事業の安定運営の責任を担う山鹿市といたしましては、今回の改定は避けては通れない道であるというふうに考えているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

現状としては、本市は県平均よりも下回っているということでした。そして、山鹿市が責任を持って、今回の改定、避けられないと答弁していただきました。

いつも私が質問するときに、公平性を述べていただいております。国民健康保険税そのものが事業主負担がない点で国が責任を負うものであり、引き続き国に財政投入を要求すること、そしてそれでも住民の状況、生活が一番分かっている自治体がまず支援すべきだと考えております。その点は、また全ての問いに対しての市長の答弁としてお願いしたいと思っておりますので、3項目め、介護保険制度について移らせていただきます。

介護保険制度、かつては専ら家族によって担われてきた高齢者の介護、これは社会で支えるという目的を掲げて2000年に導入されました。調べてみますと、当時の世論調査では、8割の人が制度創設に賛成するなど、国民の期待もありました。しかし、同時にこの制度をめぐっては、スタート当初から保険があって介護なしになるのではないかという懸念の声も出ておりました。当時から40歳以上の国民から保険料を徴収する一方、介護を必要とする人は要介護認定や利用料負担など、サービス利用に立ちはだかる壁をクリアして、必要な給付を受けられるのかが不安視されていたからです。

介護保険施行23年、所得に関係なく一律1割負担だった利用者負担は、一定所得以上の世帯に、2015年度に2割負担、2018年度に3割負担を導入されました。介護施設の食費、部屋代の負担増など、給付削減と負担増の改悪が連打されてきました。そういう下で、介護難民、介護離職、ヤングケアラーなどの社会問題も次々と起こっています。さらに、厚生労働省は、反対の声で先送りになっていた2割負担の対象拡大と、老健施設などの多床室の有料化について検討を再開し、12月中に結論を出す構えです。これ以上の負担増は利用控えに拍車をかけ、利用者の健康と命を脅かすことになるのは明らかです。市としても、これ以上の負担増は行わないことを国に求めていると思います。

市では、来年4月から第9期介護保険事業計画の策定が進められていると思います。私は、計画を策定する際には、何よりも市民の皆さんの要求や実態を反映した住民本位の計画となるように、市民の方々の要望を最大限に盛り込む努力が必要だと思います。

厚生労働省の介護保険計画課の資料、介護保険準備基金を調べてみましたところ、次のように掲載されておりました。第7期介護保険料算定に当たっての留意事項、これは6期のときに出たので第7期ですが、この中に介護給付準備基金の取崩しについてというところがあります。介護保険制度において、計画期間内に必要となる保険料については、各計画規定における保険料で賄うことを原則としている。つま

り、3年のうちに、7期だったら7期、8期だったら8期の間の保険料で賄うということが原則だと書かれています。そして、計画期間の終了時の介護給付費準備基金の剰余額は次期の計画期間に歳入として繰り入れ、保険料上昇抑制に充てることが1つの考え方である。言うまでもなく、介護給付費準備基金の適正な水準は保険者が決定するものであるが、各保険者におかれては、上記の考え方にに基づき、その適正な取崩しを含め検討いただきたい。つまり、3か年の間にできた準備基金は、その次に繰り入れて適正な額にしてほしいということです。

また、厚生労働省介護保険計画課の第9期計画期間に向けた1号保険料に関する検討についてはというのも、また別な資料にありました。介護保険制度の持続可能性を確保するためには、高齢化の進行により介護費用の総額が増加している中であっても、低所得者の保険料上昇を抑制する必要がある。各市町村が保険料設定に向けた検討を行う際には、昨年の部会意見書に記載のある制度見直しの方向性を織り込んでいただく必要がある。現時点では、令和5年7月31日の全国介護保険担当課長会議において、標準段階を13段階とするなどの例をお示ししており、市町村においても年末に結論が得られるまでの間は、こうした例を参考に保険料設定に向けた検討を行っていただきたい。また、介護保険制度については、これまで物価賃金に大きな変動がない中で、制度運営がなされてきた一方、現在の足元では、物価賃上げの動きが顕著になってきており、安定的な財政運営の重要性が高まっているところ。その一方で、基金残高と繰越金が相当程度積み上がっている保険者においては、これらを第9期の保険料上昇の抑制に充当するなど、保険料上昇の抑制に留意した適切な保険料設定を検討いただきたいと書かれております。最初に申しました、介護給付費準備基金の使い方と、9期に向かう中で段階を小さく分けるようにみたいな、そういうことに厚生労働省が出している中に記載がありました。

そこで、山鹿市第9期介護保険事業計画策定について、お尋ねをいたします。1番目は進捗状況、そして2番目に負担軽減、介護給付費準備基金活用など、これは当然組み込まれているとは考えますが、それをどうしていくのか。また、今後のスケジュールについて、お答えをお願いいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

○山崎寿雄 福祉部長

御質問の、まず第9期介護保険事業計画策定の進捗状況について、お答えをいたします。

この計画は、介護保険法第117条第1項の規定に基づきまして、3年間を計画期

間として見直す必要があり、現在、来年度からの第9期を3年間の計画として、議員御指摘の国の方針も踏まえて策定中でございます。

具体的には介護サービスの事業量の見込みやこれに伴う介護保険料の設定を行うのもので、策定に当たっては学識経験者、医療関係者、福祉関係者、公募による市民などで構成をする策定委員会を組織し、計画の内容を検討いただき、市民の意見をお聞きするパブリックコメントを経て、最終的に承認をいただきます。

その後、令和6年3月議会に介護保険条例の一部改正をお諮りしたいというふうを考えているところでございます。

続きまして、介護給付費準備基金の活用について、お答えをいたします。

介護給付費準備基金は、介護給付費の費用を補填するため、年度間の財政調整に必要な資金を積み立て、財政の健全な運営に資するためのもので、会計年度終了後に剰余金が生じた場合、この一部を基金に積み立てます。

基金の活用には、3年間の介護保険事業計画期間内で幾ら取り崩して介護給付費に充て、保険料を幾らにするかを算をいたします。

議員御指摘のとおり、3年間で全て取り崩して介護保険料をできる限り安くするという考え方もございますが、介護給付費の不測の伸びに備える必要もございまして、今後予想されます介護保険料の急激な上昇、これに対応するために短期的に全てを取り崩すのではなく、中長期的な視点で計画的に活用することが重要になるというふうに考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

市民の声をしっかり取り込んで、またパブリックコメントも求めるとのことですので、しっかりと意見を入れていただきたいと思いますが、時間がないのですが、せっかく資料を準備しておりました介護保険料の月額推移を2000年度からスタートして2023年度、今期8期までの月額基準料などを表として使っております。これは2021年に担当課から示していただいたものです。最初のスタート、これは山鹿市は合併前でしたので、各市町村で違っていました、その発足当時から現在8期までには、何と2倍の額となっております。最初、2000年が2,600円から2,980円だったものが、現在6,380円となっております。こういった負担がどんどん重くなる介護保険料について、第9期に向かって、この状況を改善していただきたいという願いを込めて、検討をお願いしたいと思います。

それでは、続いて重度心身障害者医療制度について、お願いをいたします。この現物給付にしてほしいという願いをぜひ訴えたいと思っております。今の現状、受給資格者数、給付件数、給付額、またコロナ前と変化があるかについて答弁お願いします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

○山崎寿雄 福祉部長

御質問の、重度心身障害者医療制度について、お答えをいたします。

令和4年度の実績といたしまして、受給資格者数は1,334人、給付件数は1万2541件、給付金額は8452万4442円でございます。

また、新型コロナの流行による医療機関での受診控え等の影響により、コロナ前と比べますと、給付の件数、給付金額ともに減少をいたしております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

この制度を利用する方にとって、物理的・経済的負担は大きいものです。子ども医療費のように現物支給への改善が必要だと考えます。熊本県国民健康保険団体連合会では、現物支給に向けて条件整備を進めている。今年度、現物支給に向けて受託できるよう、システム改修を進めているとのこと。

この現物支給への見解をお尋ねいたします。申請支給方法の見直しはできないでしょうか。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

○山崎寿雄 福祉部長

御質問にお答えをいたします。

議員の御質問の中にもありました熊本県国民健康保険団体連合会のシステム改修の整備も含めまして、現物支給への見直しの検討は今行っているところでございます。しかしながら、市町村ごとに現物支給であったり、償還払いであったりと、支払い方法が異なりますと、医療機関側が混乱を来すなどから、県内統一で実施をすべきものであるというふうに考えております。

また、申請者の利便性を図る取組といたしまして、申請書の提出先を、本庁に限らず、各市民センターでも受付をする、郵送での申請も可能でございます。ほかにも代理の方の申請や複数月まとめた申請も可能でございますので、ぜひ御紹介をいただきたいと思っております。

現物支給につきましては、県内の市町村と連携を取りながら、検討をしてみたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

県内市町村と連携を取る、また一緒に行く、統一で実施すべきとの答弁でしたが、既に3年前に29都道府県下で現物給付の方針が実施されてもおりますし、熊本県の中でも実施している自治体があります。引き続きの検討を求めます。

さて、最後になりますが、先ほど来申してきました水道料金の値上げ、健康保険税、そして介護保険料の第9期事業策定、また今取り上げました重度心身医療費について、住民の負担軽減を求めています。いつでも何にでも活用できる財政調整基金、山鹿市の状況を改めて確認いたしました。

資料として出しておきます。これは2017年、基金額が67億円ありました。そして、2022年、63億2000万円ちょっとでございます。この基金ですが、コロナ禍のときに取崩し7億円、その前も4億円とか取崩しがされてきましたが、それでも現在63億円残っている現状があります。先ほども申しましたように、財政調整基金は、いつでも何にでも活用できる市民の負担、そしてこれは市民の納めた税金であります。これを活用して、今の現状、市民が苦しんでいる状況の中で、まずこれで手当てをして、市民の生活を応援し、暮らしを安定させることが重要だと考えております。

市長に、この点について、お尋ねをしたいと思います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

引上げに対する私の考えにつきましては、部長たちが先に答弁したとおりでございます。

水道料金や国民健康保険税の引上げを先送りすることでは、課題の根本的な解決

にはつながりません。

水道事業につきましては、地方公営企業の独立採算の原則により、水道事業において必要な収入を確保すべきものであり、また国民健康保険事業、介護保険事業についても、当会計、それぞれの会計において、年度間の財源調整に必要な資金を積み立てており、議員御提案の一般会計の財政調整基金を活用する考えはありません。

人口減少や過疎化の進行といった構造的課題は、一般会計に限らず、全ての会計に共通することであります。これまでの急激に人口が減少している流れを変えるべき現在、選ばれる山鹿として、新たな政策を打ち出しております。今後とも、将来世代へ負担を先送りすることがないように、財政規律の確保に努め、総合的な視点に立ち、必要な時期に、適正かつ有効な基金の活用を図ってまいります。

○服部香代 議長

以上で、芋生議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後 2 時 12 分 休憩

○

午後 2 時 19 分 開議

○服部香代 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、永田紘二議員の発言を許します。永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

議席番号20番、永田紘二でございます。

発言通告に基づきまして、2点、一般質問を行いたいと思います。

1つは有害鳥獣被害対策について、もう1つは福祉部の事業についてお伺いをしていきます。一問一答にてお願いをしたいと思います。

まず、1点目の有害鳥獣被害対策についてお伺いをしますが、先ほど金光議員のほうからも被害対策についてのお尋ねがありました。金光議員におかれましては、防護柵、防護の観点からお話がありましたけれども、私はその捕獲のほうからお尋ねをしていきたいと思います。

山鹿市は、有害鳥獣被害対策について、有害鳥獣をまず指定をしてあります。そして、山鹿市猟友会、正式には県猟友会山鹿支部と言いますが、その中には7つの分会があります。旧の山鹿市が3個、それから鹿北、菊鹿、鹿本、鹿央それぞれが共同して有害鳥獣の捕獲に徹しております。それから、捕獲奨励金を山鹿市が支払いをします。捕獲の依頼をしております令和4年度の捕獲実績は、イノシ

シ・鹿で約2,400頭、カラス・ハト・キジ等で約1,600羽、タヌキ・キツネ・アライグマ等小動物が108匹、奨励金の金額につきましては、大動物については7,000円、鳥類については1,000円、それから小動物、キツネ・アライグマ・アナグマ等については1,000円という奨励金を出していただいております。合計で令和4年度は1,900万円ほど奨励金をいただいております。特に最近は、アナグマだとか、アライグマ等の被害が非常に増加をしております。特に農家からだけでなく、一般家庭からもたくさんの捕獲要請があっておりますが、実績を見てもらいますと分かりますとおりに、100匹ぐらいしか獲れていないというのが現状であります。特に有害鳥獣捕獲奨励金の単価について、少し考える必要があるのかなということでもありますので、その辺についてお伺いをします。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。石井農林部長。

[石井耕一郎 農林部長 登壇]

○石井耕一郎 農林部長

御質問の、小動物等の捕獲奨励金の単価について、お答えをいたします。

現在、アナグマやタヌキをはじめとします有害小動物等につきましては、先ほど議員御案内のとおり、1頭当たり1,000円で猟友会のほうに捕獲をしていただいております。

しかしながら、近年、捕獲頭数は増加しており、農林地はもとより、住宅地周辺での目撃も多数あり、被害も増大するとともに捕獲に苦慮する場面も多くなってきていることから、有害小動物等の捕獲奨励金の単価につきましては、他自治体の状況を参考に、山鹿市の捕獲体制や状況などを把握した上で、関係機関の意見を聞きながら、有効な有害鳥獣対策となるよう検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

よろしく検討をお願いをしたいと思います。

県猟友会山鹿支部の会員も高齢化をしております。令和4年度、会員153名です。平均年齢からすると67歳です。60歳から69歳までが32名、70歳以上が87名、合わせると119名でありまして、全体の70%以上、80%近くになります。有害鳥獣被害も増加しております。先ほど、金光議員、イノシシについては1,500頭ぐらいと表現がありましたけれども、令和3年度実績が1,500頭です。令和4年は2,400頭です。

1年間で1,000頭も増えております。そういう状況の中で、皆さん方が非常に困っておられるのは、例えばイノシシ・鹿を獲った場合は、尾っぽと写真を持って捕獲申請をすると、それで奨励金がもらえます。しかし、その残った50キログラム、100キログラムのやつを自分で処分をせないかん。というのは、自分で埋めるか解体して処分する方法しかないわけでありまして、この自らの処分というのが非常に負担になっているかと思えます。この有害鳥獣の処分をするための施設とか、そういうものについて行政で検討できないものかをお伺いをしたいと思えます。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。石井農林部長。

[石井耕一郎 農林部長 登壇]

○石井耕一郎 農林部長

御質問の、有害鳥獣処分施設について、お答えをいたします。

本市におきましても、以前からイノシシ肉処理加工施設の検討がなされておりましたが、実施主体となります団体や、施設整備場所の選定、運営管理方法など課題が解決できず、事業実施には至っていない経緯がございます。

厚生労働省によりますと、近年、全国において鳥獣被害の増加に伴い、捕獲頭数は増加しており、ジビエ処理加工施設も増加はしているものの、その多くは食肉への加工処理数が年間50頭以下ということがございます。

一方、県内にある15か所の処理施設においては、大半の施設で採算がとれていないということで、施設運営に係るコスト面で課題がございます。

その主な要因としましては、狩猟現場からの食肉処理加工施設までの搬入経路における適切な衛生管理、年間を通して鳥獣の質や大きさが安定しないことなどから、食肉の安定供給ができないこと、また解体処理後の残渣は産業廃棄物となるため、廃棄費用の負担が大きいことなどが原因と考えられます。

それ以外に残渣などの処分につきましては、肥料化や焼却等がございますが、ジビエ処理加工施設と同様に、実施主体、施設整備場所の選定、管理運営方法、法的許可、費用負担などの課題があることから、山鹿市が事業主体となり施設建設や運営をしていく考えはございません。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

有害鳥獣の処分施設については、山鹿市が主体となり、建設や運営していく考え

はないというのが答弁でございます。処理施設、先ほどジビエの話もされましたけれども、何年、何回となく、この議会でも論議をされてきたはずであります。これだけ被害が増えてくる中に、猟友会が一番困っている問題点について提案をしたわけですけれども、そういう打ち消しの答弁でいいのかなというような気がしました。

というのは、部長さんも市長さんも答弁書については目を通されているわけですから、私たちは結局そういうことであるけど、何か方法がないのか、猟友会と一緒に検討する方法はないのか、そういう政策、対策というのを考える余地があったんじゃないかと、そういう答弁がほしく思いました。一般質問をやっても、全然ここが返ってこないという現状でありますから、ここら辺はしっかり背景を見定めて、頑張っていたきたいなという気がいたします。有害鳥獣駆除については、以上で終わります。

2点目の福祉部の事業について、お伺いをいたします。山崎部長、何回も登壇して大変だと思いますけど、もうしばらくお付き合いをいただきたいと思います。本年度から、子ども課が福祉部の所管になりました。もう皆さん御案内のとおり、福祉部には5つの課があるようになります。福祉課、長寿支援課、健康増進課、国保年金課、子ども課であります。また、特別会計を見ても、先ほどから話された国民保険税、介護保険事業、後期高齢者事業、合わせますと8分野を所管するのが福祉部の事業になります。

令和5年度の計画、事業費を見ても、一般会計で福祉部は約114億円の予算であります。全体で約322億円ですから約35%、特別会計を含めて約262億円、全体が約583億円ですから、約45%、福祉所管の事業になります。特に福祉事業は市民にとって大事な事業でもありますし、大変だと思いますけれども、みんなが大いに期待しておると思います。

そこで、福祉事業の中で、先ほどから出ておりますけれども、介護保険の問題、それから放課後児童の問題、それから県保健所跡地をどうするかという問題について、お伺いをしていきます。

まず、介護保険について、お伺いをいたします。市内には介護保険を利用した施設がたくさんあります。どのくらいあるかと尋ねてみました。70施設ぐらいあるみたいですね。それに、それぞれ行って、何ばしよんはなるとかもよく分かりません。しかし、ここに入られんとか、そういう問題が非常に出てきておりますので、特に長期入所型とか地域密着型とか通所介護型とかありますけれども、その中で長期入所型、結局、介護保険入所施設、これは老人ホームを含みますけれども、そこら辺の内容でどれくらいあるのか、そこら辺をちょっと教えていただきたいと思えます。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

○山崎寿雄 福祉部長

御質問の、市内の介護保険入所施設等の現状といたしまして、介護度が重い方を対象とする順にお示しをいたします。特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護グループホーム、養護老人ホームという順になろうかと思えます。

各施設の数値につきましては、本市が独自に調査をいたしました、令和5年4月末現在の数値でお示しをいたします。まず、特別養護老人ホームは、原則、要介護3以上の方を対象とし、寝たきりや認知症により日常生活において常時介護が必要で、自宅での生活が困難な方が入所できる施設でございます。本市には、愛隣の家、チブサン荘、あやすぎ荘、矢筈荘、一本松荘、あいさとの6か所がございますが、定員の合計は379人に対しまして、入所者数は375人、入所率99%でございます。なお、待機者数は延べ529人となっております。

次に、介護老人保健施設は、要介護1以上の方で、病状が安定している方に対しまして、医療的管理の下で看護、介護、リハビリテーションが受けられる施設でございます。本市には、希望の園、山鹿リハビリセンター、太陽の3か所がございます。定員の合計は256人に対しまして、入所者数は206人、入所率80%でございます。なお、待機者はございません。

続いて、認知症対応型共同生活介護グループホームは、要支援2以上の認知症の方が共同生活をする施設で、日常生活上の介護や支援、機能訓練等が受けられる施設でございます。本市には、愛隣の家グループホーム、大道、ほたるの里、やちよ桜、グループホーム・ソーレ、あやすぎの里、明日葉、ゆとり、おとぎの国の9か所がございます。定員の合計90人に対し、入所者数は82人、入所率91%でございます。なお、待機者数は延べ68人となっております。

最後に、養護老人ホームは、環境上及び経済的理由により、自宅で生活することが困難な65歳以上の高齢者を対象としており、市が設置をしております入所判定会での結果によりまして、入所の可否を決定をいたします。本市には、清楽園と寿楽荘の2か所がございます。定員は合計で100人に対しまして、入所者は88人、入所率88%、待機者はございません。

このほかに、保利病院の中に介護医療院として、8床の施設がございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

特別養護老人ホーム6か所で、待機者が529名もいるということをお伺いしました。また、共同生活、これはグループホームと単純に言いますが、9名の定員に10か所ですね。90名、その中に68名の待機者がいると。そして、それにあふれた人たちがあっちこっちに利用しているのかなという気がします。そして、養護老人ホームをあえてお尋ねをしましたけれども、従来、山鹿市が独自で事業をやっておりました。何年前か分かりませんが、3か所の養護老人ホームをチブサン荘に移譲というか、受渡しをしました。目的は、先ほど言われましたとおり、65歳以上で1人で生活ができないというような方々を対象にしているということで、88%で、入所率は低いわけですが、基本的な考え方からすると、そういう老人が少ないのかなという思いをすると、ああこれはいいのかなという理解をしました。

そういう形の中で、先ほど介護保険料の話を、芋生議員、しっかりされました。介護保険料1割、2割、3割という保険料はありますけれども、それをかぶる人たちの保険料の負担を軽減せないかんとというような話だったろうと思いますが、結局、介護保険の財源は介護保険給付費と個人負担とで構成されておると思います。ここで、介護保険の財源についてお伺いをします。給付金が増加することで保険料にも影響があると思いますが、改めて財源はどういう形になっているか、お伺いをします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

○山崎寿雄 福祉部長

御質問の、介護保険給付費の財源について、お答えをいたします。

介護保険サービスを利用された方は、御紹介ありましたとおり、自己負担金として介護報酬の1割から3割が支払われ、残りを市が支払っております。これが介護保険給付費でございます。その財源は、国25%、県12.5%、市12.5%、合わせまして50%が公金で賄われております。残りの50%を65歳以上の第1号被保険者で23%、40歳から64歳までの第2号被保険者で27%負担をしているという状況でございます。

また、この介護保険給付費が、介護保険サービス利用量の伸びによってということでございますが、増加をすると、当然、国・県・市の負担額も増加をいたしますし、同時に第1号被保険者及び第2号被保険者の負担額も増加するというような仕

組みになっております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

介護給付費の財源の割合を示していただきました。

例えば、令和4年度、給付費が55億4000万円だと聞いております。そうしますと、負担割合から見ると、第1号被保険者と第2号被保険者で50%払わないかん。約27億円ぐらいになるのかなという気がします。それから、市の負担が12.5%という話になります。そうすると、市の負担が7億円ぐらいになると思います。合計しますと約35億円、その中でも第1号・第2号被保険者の給付のやり方がちょっと違いますけれども、34億円ぐらいは介護保険を利用されると出ていくということであります。すなわち、介護保険サービス利用者が増加をすると、第1号・第2号被保険者の保険料は当然上がってきます。市の負担金も上がってきます。その負担金を少なくするためにはどうするかというと、介護予防を徹底せないかん。介護認定者にならないようにみんなが努力する必要があると思います。その介護予防の実態等についてお話をいただければと思います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

○山崎寿雄 福祉部長

御質問の、介護予防の取組について、お答えをいたします。

まず、本市の介護認定の状況でございますが、75歳を境に新規認定率が高くなる傾向にございまして、この認定者の増加は介護給付費の増加と保険料の上昇につながっております。

このことから、早い段階から介護予防に取り組み、できるだけ長く、元気に自立した日常生活を送れるよう支援を行うことが重要であり、介護給付費の抑制につながります。

具体的な介護予防の取組といたしましては、65歳以上全ての方が利用できる一般介護予防事業、これと介護支援やチェックリストにより、支援が必要と判定をした方を対象とした介護予防・生活支援サービス事業、この2つがございまして。

一般介護予防事業は、地域の公民館等でレクリエーションや体操などを行うふれあいサロン。地区や団体などに出向きまして、体力測定などを行うとともに介護予

防指導や運動機能評価を行ういきいき測定会。また70歳を迎えた方に体力測定、介護予防の講話を行う70歳介護予防教室などがございます。

また、介護予防・生活支援サービス事業には、地域の介護予防拠点に通い、運動の継続と生きがいを持った生活を送れるよう支援をする介護予防拠点通所事業。ストレッチや栄養改善、口腔ケアなどの介護予防プログラムを健康運動指導士が支援をするはつらつ学校。買い物、ごみ出しなどの支援を行う生活支援・家事支援サポート事業などがあります。いずれの事業も、それぞれの高齢者の心身の状態に対応して、機能の維持や向上につなげているものでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

介護予防につきましては、長寿支援課だけじゃなくて、福祉部全体でフォローしてやっているということを理解をいたしました。

続きまして、放課後児童クラブについて、お伺いをしていきたいと思います。放課後児童クラブの状況、運営状況とか登録児童数などはどうなっているのか。また、放課後児童クラブで従事する職員の資格、どういう教育をやっているのか、どれくらいの方が携わっているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

○山崎寿雄 福祉部長

御質問にお答えをいたします。

現在の放課後児童クラブは、8小学校区で22のクラブがございます。12月1日現在の登録児童数は767人でございます。

また、クラブ運営形態につきましては、運営委員会形式が7クラブ、社会福祉法人が10クラブ、NPO法人が4クラブ、一般社団法人が1クラブとなっております。

次に、従事する職員の資格でございますが、放課後児童クラブはおおむね児童40人以下を1クラブとして、常に2人以上の職員を配置し、このうち1名は県が実施します研修を修了いたしました放課後児童支援員を配置することが、省令であります放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準で義務づけられております。

ちなみに、この研修を受けることができるのは、保育士や社会福祉士、教員免許を持っていらっしゃる方などの資格を有する者、もしくは2年以上の実務経験を積

んだ者とされております。

なお、残りの方に関しましては、補助者という位置づけで無資格の者を充てることが可能でございます。

現在、放課後児童クラブに従事しておられる職員は、放課後児童支援員が66人、補助員47人、事務員15人の、合わせまして計128人でございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

放課後児童クラブについて、2回目の質問をしたいと思います。

放課後児童クラブには、22か所、767人が通っているということであります。支援員が66人、補助員が47人、事務員が15人、多くの方が携わっておられます。定員40人よりもオーバーしているとか、ここの施設は狭いとか、場所が悪いとか、いろんな問題が出てくるとは思いますけれども、それを指導監督する執行部に関しましては、非常に大変だと思いますけれども、どういう問題点が発生して、どういう対応をしているのか、その辺を少しお伺いをしたいと思います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

○山崎寿雄 福祉部長

御質問にお答えをいたします。

いろいろ課題はあるかと思いますが、1例といたしまして、放課後児童支援員さんからは、障害や特性のあるお子さんの対応が難しいときがあるというような声をお聞きすることあります。

現在767人の登録児童のうち、該当するようなお子さんは91名いらっしゃいます。

本市といたしましても、これらの声を含め、直接子供と接する支援員さんたちが抱える悩みや不安の払拭に取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

支援員を対象に、毎年、子供への支援や関わり方などをテーマに、公認心理士や作業療法士などを講師として、年5回の研修を開催し、その資質向上に努めているところでございます。

研修に参加し、スキルアップした支援員さんたちは、自信を持って子供たちに接することができ、子供たちにとっては、居心地がよく、健やかに過ごせる環境づく

りにつながっていくものというふうを考えております。

また、クラブが抱える課題への対応でございますが、各クラブ、議員御指摘のような内容、それぞれ固有のものを課題としてお持ちかと思っております。いずれにいたしましても、クラブ運営に御尽力をいただいております運営委員会や法人と、しっかりと話をさせていただきながら、行政も一緒になって課題解決に取り組んでいく必要があるというふうを考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

放課後児童クラブについては、指導、管理が大変だと思っておりますけれども、特に山鹿地区、何かいろいろお話を聞いていますので、しっかりした対応をお願いしたいなと思っております。

最後に、3点目ですけれども、福祉部の事業について、大枠の中でお尋ねをしていきたいと思っておりますが、特に県保健所跡地を買取りをして、福祉会館を建てようかというようなお話もありましたけれども、その構想、それから今後の事業の計画等について、進捗状況を少し教えていただくと助かるなと思っております。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

○山崎寿雄 福祉部長

御質問にお答えをいたします。

本年度におきまして、福祉会館建設基本構想骨子を基に基本構想を策定することといたしており、策定に当たりましては学識経験者や社会福祉事業関係者、地域の代表また有識者、これらで構成をしました新福祉会館建設推進委員会を設置をし、意見聴取を行っているところでございます。

これまで、7月と9月に会議を開催し、基本構想骨子の説明や福祉会館に必要な機能などを意見交換をし、また個別にヒアリング等を実施するなど、関係団体からの意見を取りまとめながら進めているところでございます。今後、3回目を開催し、これまでの推進委員会の指摘を踏まえた基本構想案について御意見をいただくこととしており、本年度中には基本構想を取りまとめる予定でございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

通告していませんので答弁は要りませんが、今の福祉会館構想について、報告をいただきました。新福祉会館については、建設委員会7名と聞いておりますが、2回会議をしたと、3回目を今後やるから、その結果に基づいて基本構想を策定するというお話でありました。基本構想をつくってから、事業計画をつくるまでどれくらいかかるとかなという心配をします。本年度中にそれは3月いっぱい基本構想もつくって、本年度中に進んでいけるのかなという疑問を少し感じたわけでありませぬ。本当にできるのかなという疑問でありますし、福祉会館に関しては、もう少し福祉事業として重要性があるんじゃないかと。もう少し突っ込んだ協議もあっているものだと思いつながら質問をしたわけでありませぬ。特に福祉事業を充実させるためにも、各課の連携を充実させるためにも、職場環境の整備のためにも、この事業は大きな事業だと理解をしております。

しかしながら、クリアをしなければならない点は、もう皆さん御存じのとおり、この始まりは令和2年です。そういう話があったということでありませぬ、議会に話が出てきたのは、令和4年8月です。2年間、全く状況報告があつていなかったというのが、最初の走りがそんなものでよかったのかなという理解をいたしました。

それから、土地開発基金を活用するというお話がありました。これは議会で議決は要りませぬので、土地開発基金を使って、何を買おうが、どうしようが、それは関係ないと思いつますが、そういう形の中で走り出したのがこの事業だと。そのときには、こういう方向でいきますよという話をあつたはずでせぬ。ところが、全然前に進んでいないという気がします。

それから、令和4年10月に、4502万円で土地を買い取られております。土地開発基金を見ると、現在高で3億4000万円です。当初も3億4000万円です。本来であれば、土地開発基金取崩しに埋めないかんけん、減つとらにやいかんとぼつてんが、減つていないわけですね。というのは、土地開発基金の中に土地代も一緒にひっくるめて、今、管理がされています。土地の管理は、何か福祉課がしているというような話は聞いておりますけれども、その現金が約2億9000万円、土地代が約4000万円、ひっくるめて土地開発基金として組んであるという現状であります。

これには、新しく事業計画を組んで、なおかつそれを議会に通して、それから初めて土地開発基金の土地が一般会計で買い戻せるんだと思いつます。非常に大変なところを通つせなかんと思いつますけれども、そういった形の中で、もう1つ、これは総務文教委員会で話が出たんですが、土地代が4502万円の中に、家屋、家も一緒に

含んでいるというお話を聞きました。家屋の財産目録はないわけですね。それもとにかく井勘定でぽっと持っていったというような理解しかできないわけでありまして、今後そういう形の中で、いかに今度の事業が大事であるかというのは、しっかり踏まえて、市長も執行部も前向きに早めに急いでいただきたいなということを希望しながら、一般質問を終わります。

○服部香代 議長

以上で、永田議員の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全て終了いたしました。

これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

————— ○ —————

○服部香代 議長

お諮りいたします。議案第110号から議案第124号までの15案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○服部香代 議長

御異議なしと認めます。よって、議案第110号から議案第124号までの15案件は、委員会付託を省略することに決しました。

————— ○ —————

日程第2 委員会付託

○服部香代 議長

日程第2、委員会付託を行います。

議案第84号から議案第109号までについては、付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

————— ○ —————

散 会

○服部香代 議長

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時59分 散会

~~~~~

1 2 月 2 0 日 (水曜日)

# 令和5年（第4回）山鹿市議会12月定例会会議録

## 議事日程（第4号）

令和5年12月20日（水曜日）午前10時開議

- 第1 議案第84号 山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第85号 山鹿市一般職の職員の給与に関する条例及び山鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第86号 山鹿市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第87号 山鹿市印鑑の登録及び証明に関する条例及び山鹿市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第88号 山鹿市北町老人集会所条例を廃止する条例
- 議案第89号 山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第90号 山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第91号 山鹿市農産物加工施設条例の一部を改正する条例
- 議案第92号 山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議案第93号 山鹿市下水道条例及び山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 議案第94号 令和5年度山鹿市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第95号 令和5年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第96号 令和5年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第97号 令和5年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第98号 令和5年度山鹿市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第99号 令和5年度山鹿市病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第100号 令和5年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第101号 令和5年度山鹿市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 議案第102号 財産の取得について
- 議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について  
（山鹿市6次産業化・観光連携推進施設）
- 議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について  
（山鹿市鹿央農産物加工施設（味土里工房））

- 議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について  
（山鹿バスセンター（待合所棟））
- 議案第106号 公の施設の指定管理者の指定について  
（山鹿バスセンター（物販棟））
- 議案第107号 公の施設の指定管理者の指定について  
（山鹿市民交流センター（文化ホール施設及び研修施設））
- 議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について  
（山鹿市カルチャースポーツセンター）
- 議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について  
（山鹿市民プール）
- 議案第110号 人権擁護委員の推薦について
- 議案第111号 農業委員会委員の任命について
- 議案第112号 農業委員会委員の任命について
- 議案第113号 農業委員会委員の任命について
- 議案第114号 農業委員会委員の任命について
- 議案第115号 農業委員会委員の任命について
- 議案第116号 農業委員会委員の任命について
- 議案第117号 農業委員会委員の任命について
- 議案第118号 農業委員会委員の任命について
- 議案第119号 農業委員会委員の任命について
- 議案第120号 農業委員会委員の任命について
- 議案第121号 農業委員会委員の任命について
- 議案第122号 農業委員会委員の任命について
- 議案第123号 農業委員会委員の任命について
- 議案第124号 農業委員会委員の任命について

（委員長報告）

討 論  
採 決

第 2 議案第125号 令和5年度山鹿市一般会計補正予算（第5号）

議案第126号 財産の譲渡について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（19名）

|     |   |   |     |    |
|-----|---|---|-----|----|
| 1番  | 関 | 口 | 和   | 良  |
| 2番  | 永 | 田 | 壯   | 拓  |
| 3番  | 深 | 牧 | 大   | 助  |
| 4番  | 原 |   | 芳   | 郎  |
| 5番  | 隈 | 部 | 賢   | 治  |
| 6番  | 高 | 橋 | 龍   | 一  |
| 7番  | 豊 | 田 | 新   | 二郎 |
| 8番  | 山 | 下 | 誠   | 治  |
| 9番  | 古 | 川 | 和   | 博  |
| 10番 | 金 | 光 | 一   | 誠  |
| 11番 | 松 | 見 | 真   | 一  |
| 13番 | 小 | 川 | 榮   | 二  |
| 14番 | 芋 | 生 | よしや |    |
| 15番 | 勢 | 田 | 昭   | 一  |
| 16番 | 有 | 働 | 辰   | 喜  |
| 17番 | 服 | 部 | 香   | 代  |
| 18番 | 富 | 丸 | 洋   | 一郎 |
| 19番 | 北 | 原 | 昭   | 三  |
| 20番 | 永 | 田 | 紘   | 二  |



説明のため出席した者

|                                |   |   |   |   |   |   |
|--------------------------------|---|---|---|---|---|---|
| 市                              | 長 | 早 | 田 | 順 | 一 |   |
| 副                              | 市 | 阿 | 蘇 | 品 | 貴 | 司 |
| 教                              | 育 | 堀 | 田 | 浩 | 一 | 郎 |
| 総                              | 務 | 大 | 林 | 秀 | 樹 |   |
| 市                              | 民 | 池 | 田 | 淳 | 志 |   |
| 福                              | 祉 | 山 | 崎 | 寿 | 雄 |   |
| 農                              | 林 | 石 | 井 | 耕 | 一 | 郎 |
| 商                              | 工 | 白 | 石 | 浩 | 二 |   |
| 建                              | 設 | 松 | 尾 | 正 | 都 |   |
| 教                              | 育 | 中 | 尾 | 雄 | 二 |   |
| 市民医療センター事務部長<br>兼経営管理課長兼経営企画室長 |   | 木 | 村 | 隆 | 男 |   |

|              |       |
|--------------|-------|
| 消防本部消防長      | 有尾壽朗  |
| 総務部次長兼総合戦略課長 | 吉岡隆   |
| 市民部次長        | 山城一夫  |
| 福祉部次長        | 野満ふみ子 |
| 福祉部次長兼福祉課長   | 徳丸和孝  |
| 農林部次長        | 栗原昭浩  |
| 建設部次長        | 樺浩介   |
| 水道局長         | 阿蘇品健  |
| 財務課長         | 富崎嘉隆  |
| 教育総務課長       | 永田健一  |

---

事務局職員出席者

|               |      |
|---------------|------|
| 議会議務局長兼議会議務係長 | 小山天  |
| 局長補佐兼議事係長     | 森英州  |
| 書記            | 木村隆寛 |

---



上越市は、平成28年度に地域再生計画を立て、平成29年度に国の地方再生コンパクトシティのモデル都市に選定されております。城下町としての歴史を有し、様々な都市機能が集積している中心市街地の高田市街地において、多様な事業者や市民活動団体との協働により、人口減少社会に対応した「街なか居住」を促進するとともに、市街地に点在する歴史・文化遺産の活用を通じた「街なか回遊観光」による経済基盤の強化や市内外との交流促進を目的に、平成28年度から令和2年度までに延べ23事業に取り組まれております。

具体的には、明治期に建設された町家を活用した交流施設の整備、洋風建築の建物を公開しつつ、民間事業者によるレストランとしての活用、空き家解消と若者をターゲットとした家活用の情報発信などです。

これらの取組の成果として、交流人口は平成27年の時期と比べ約2倍に増えており、空き家・空き店舗利用者は5年で40件と、コロナ禍でも高い実績が出ており、大変参考になる研修となりました。

以上で、行政視察の成果につきまして、報告を終わります。

次に、本定例会において当委員会に付託されました議案10件について、御報告いたします。

去る12月11日、午前10時から、本庁5階501会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、山鹿バスセンターを現地調査をし、担当職員から詳しい説明を受けました。

現地調査終了後、午前10時45分から委員会を再開、慎重に議案の審査を行いました。

その結果について、御報告いたします。

議案第91号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第92号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第93号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第98号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第100号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第101号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第103号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第104号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第105号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第106号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

**○服部香代 議長**

勢田市民福祉常任委員長。

[勢田昭一 市民福祉常任委員長 登壇]

**○勢田昭一 市民福祉常任委員長**

皆さん、おはようございます。

市民福祉常任委員会から報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託された案件は、議案8件であります。

去る12月12日、午前10時より、501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、北町老人集会所の状況を現地調査し、担当課から概要説明を受けました。

帰庁後、午前10時40分から委員会を再開をし、前半に市民部所管の議案を、その後、福祉部及び市民医療センター所管の議案を慎重に審査いたしました。

その結果について、御報告いたします。

まず、議案第87号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第88号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第89号は、委員より、市民の生活が苦しい状況で、さらに市民に負担を負わせることになる内容には賛成できないとの反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第90号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第95号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第96号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第97号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第99号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員会の報告を終わります。

**○服部香代 議長**

富丸総務文教常任委員長。

[富丸洋一郎 総務文教常任委員長 登壇]

**○富丸洋一郎 総務文教常任委員長**

おはようございます。

総務文教常任委員会の報告をいたします。

初めに、10月25日から27日にかけて実施いたしました、本委員会の行政視察について、御報告を申し上げます。

視察先は、青森県弘前市、秋田県鹿角市の2か所とし、3項目について研修をい

たしました。

まず、弘前市では、不登校対策事業を調査項目といたしました。不登校の現状としては増加傾向にあり、平成25年度から市内の不登校傾向にある児童・生徒について、通室による集団生活への復帰に向けた支援を行うことを目的として、フレンドシップルームという指導教室を設置し、不安の軽減、意欲向上を目的とした教科の個別学習や、小集団での活動で人との関わりに慣れること、また体験学習等を通して、週1回から無理なく通室することで、通常の日程に近づけていくというもので、実績として令和4年度の通室生のうち約78%が再登校につながり、中学3年生の全15名は高等学校に進学できたとのことでした。

児童・生徒に寄り添い、保護者や関係機関との連携を一層強化し、引き続き支援を行っていくということで、児童・生徒の一人一人との向き合い方を非常に大切にしたい取組であると、大変参考になる研修内容でございました。

次に、同じく弘前市において、りんご生産アルバイト兼業事業を調査項目といたしました。りんご産業は、生産から加工、販売などが盛んな弘前市にとって重要な基幹産業であり、農家の人出が不足する現状、特に夏から秋にかけての繁忙期の補助労働力をどう補うかが課題で、市職員のアルバイト兼業の発想にたどり着きました。農家側の需要や職員側からの供給をアンケート等で把握し、法令や要領を整備した後に事業を実施し、兼業従事者が令和3年度41名、令和4年度9名、派遣農家数31件という実績でした。

補助労働力解消のために始めた事業ではありますが、職務に生かせる新たな発見や農家が自ら人を雇うような仕組みづくり、また職員のみならず、地域の民間企業にも農業特化型のアプリを活用してもらい、兼業アルバイトを広めていくことも目的の1つということで、今後も発展させていきたい、問題解決につなげていく余地が十分にある事業であり、本市の西日本一の生産量を誇る栗生産にも生かせるのではないかと、考えさせられる研修内容でございました。

次に、2か所目の鹿角市において、関係人口創出の取組を調査項目といたしました。鹿角市では、毎年1.5%ずつ人口が減少し、若者の流出、晩婚化、未婚率の上昇で、2040年には老年人口が生産年齢人口を上回ると推計され、危機感を持っておられました。

2020年策定の第7次鹿角市総合計画では、人口構造の若返りを図るための対策を講じ、特に移住者を増やすため、歴代の地域おこし協力隊が中心に構成するNPO法人かづのクラッシーが主体となり、移住・UIターンを検討する人へ移住コンシェルジュが支援に取り組み、2015年度以降、累計で265世帯、427人が移住し、県内トップクラスの実績となっております。

また、交流人口以上で定住未満という関係人口の取組としては、都会に暮らしながら鹿角市に愛着を持ち、特産品を購入するなど、様々な形で関わっている人のうち、希望する人に鹿角家として登録をしてもらい、家族証を送付する事業を行っており、また首都圏に転出した若者のU Iターンを加速させるために、鹿角家U25を創設し、登録した25歳以下の鹿角市出身者に対し、定期的に都内でのイベント開催、地元情報や仕送りとして特産品を送付するなど、鹿角市との関係をつなぎ止める施策を講じておられました。

関係人口という、一見、定住には結びつかないような定義ではありますが、移住・定住者の確保のため、鹿角家U25制度や移住コンシェルジュにより、関係をつなぎ止める継続した取組で移住者の増加につながっており、本市においても大変参考になる研修内容でありました。

以上で、行政視察の成果についての御報告を終わります。

次に、本定例会におきまして当委員会に付託されました議案7件について、御報告を申し上げます。

去る12月13日、午前10時から、501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め委員会を開催し、初めに教育部所管の議案を、その後、総務部及び消防本部所管の議案を慎重に審査いたしました。

その結果について、御報告いたします。

議案第84号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第85号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第86号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第102号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第107号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第108号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第109号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告を終わります。

## ○服部香代 議長

北原予算決算常任委員長。

[北原昭三 予算決算常任委員長 登壇]

## ○北原昭三 予算決算常任委員長

おはようございます。

予算決算常任委員会の御報告をいたします。

今期定例会にて、当委員会に付託されました案件は、議案1件であります。

去る12月7日、午前10時から、議場において、委員18名出席、執行部に関係職員

の出席を求め、委員会を開催し、議案第94号の詳細について、担当課長より説明を受けました。

12月15日、第1会議室にて、分担しておりました議案の審査内容を、分科会長より報告を受け、分科会長への質疑、討論、採決を行いました。

分科会長の報告では、建設経済分科会から、スーパー中山間地域創生事業の670万7000円の内訳、畜産振興事業の飼料高騰対策事業5672万8000円の内訳について、市民福祉分科会から、戸籍住民基本台帳費のシステム改修736万6000円の改修内容と影響について、医療的ケア児保育支援事業752万2000円の対象児童内訳や今後の受入れについて、総務文教分科会から、社会教育施設の公民館長寿命化事業1724万6000円の内容について、それぞれ質疑応答を行ったとの審査報告を受けました。

採決の結果、議案第94号は原案のとおり可決するものと決しました。

採決後、委員間討議で、水道料金の引上げ、健康保険料の引上げ等で市民の負担が増えている。国の予算で産業面への支援のほか、低所得世帯への支援策も今度あるようですが、山鹿市独自に市民生活の支援策も議会として要望したいとの意見が出ました。

また、債務負担行為補正について、5年分の事業計画の詳細、限度額の算出根拠の詳細な説明が欲しいなどの要望がありました。

以上、予算決算常任委員会の報告といたします。

#### ○服部香代 議長

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

#### ○服部香代 議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論の通告があっておりますので、発言を許します。  
芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

#### ○芋生よしや 議員

皆さん、おはようございます。

議席番号14番、日本共産党の芋生よしやです。

私は、議案第84号、議案第89号、議案第92号、議案第94号の4案に反対の立場から討論を行います。

まず、市民の皆さんの声を紹介します。この頃、夕方の商品が値下げされる時間に買物に来ている人がとても増えた。ずっと働いているけど、ボーナスは出ない。

僅かな買物も切り詰めて生活している。年金は下がっていくばかりなのに、物価は上がり、苦しい。周りを見回しても正規で働いている人のほうが少なく、賃金は上がっていかない。ほんの一部の声です。皆さんには届いていませんか。失われた30年、日本の実質賃金は30年間で1.03倍になっているに過ぎません。この10年間で年間24万円も減っている、世界でも特異な国です。今年の春闘でも民間の賃上げは物価上昇に追いつかず、公務は民間の水準にも届いていません。勤労統計で実質賃金は18か月連続マイナスです。

今日提案される給付金を含む、政府が経済対策の目玉とする減税・給付は1回限りで、後には大軍拡増税が待ち構え、政権の人気取りだと国民が見透かしています。そこに裏金問題です。交代をしたばかりの新閣僚4氏も、昨年、計2億円集めていたことが分かりました。政治家に対して不信感が強まるばかりです。

今年10月には、飲食料品4,634品目の値上げが行われました。今年1年間の値上げ品目数は累計で3万1887品目となりました。家計消費は明らかに影響を受け、市民の皆さんは厳しい生活を強いられています。

議案第84号 山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、この議案は人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨などを考慮し、議員及び特別職の期末手当の支給割合を改めるというもので、年間0.1か月引き上げる提案です。

人事院勧告による一般職員、再任用短時間勤務職員、特定任期付職員についての引上げには、実質賃金が24万円下がる中ではまだ足りないところではありますが、賛成するものです。

しかし、議員、特別職の場合は、人事院勧告によるものではありません。現在の市民の生活を考えると、議員、特別職の期末手当の引上げは、市民の理解を得ることはできず、強い批判が出るのは必至です。物価高騰で暮らしが大変な中、議員、特別職の期末手当引上げは認められません。

次に、議案第89号 山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。国民健康税は、各団体の運動、全国知事会、早田市長など、全国市長会の何度もの要望に国が応じて、令和4年4月から、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国保制度において、子供の均等割保険料を軽減すると、就学前までの子供の均等割の半額、山鹿市では均等割2万1000円の半額、1万500円にやっと軽減がスタートしたばかりです。

今年、全国市長会では、国に対する重点提言の1つとして、子供に係る均等割保険料を軽減する支援制度に、対象年齢や軽減割合を拡大するなど、制度拡充を要望したと聞いています。被保険者にとって、負担が重いと考えての要望ではありません。

んか。そうであるのに、値上げし、市民に負担を増やすというのは、現状の状況で全く理解が得られないものです。

議案第92号 山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例。今回提案されている水道会計の状況や、老朽設備更新対策などの状況、山鹿市の水道料金はこれまで熊本県下では安価な料金だったことは分かります。

しかし、物価高騰対応、コロナ禍から立ち直ろうとするこの時期、水を多く使う飲食店などの経営が大変なときに、料金の値上げを表明することは、市民の暮らしと営業を全く顧みていないと言わざるを得ません。市民の暮らしに寄り添うならば、負担を緩和するためにあらゆる手だてを講じるべきです。

議案第94号 令和5年度山鹿市一般会計補正予算（第4号）には、議案第84号議員及び特別職の期末手当引上げ分の補正が組まれていることから、反対をいたします。

以上、議員各位の御賛同をお願いし、私の討論を終わります。ありがとうございました。

**○服部香代 議長**

以上で、芋生議員の討論は終了いたしました。

これをもちまして、通告による討論は終了いたします。

ほかに討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

**○服部香代 議長**

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第84号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

**○服部香代 議長**

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第85号から議案第88号までの4案件を一括採決いたします。議案第85号から議案第88号までの4案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○服部香代 議長**

御異議なしと認めます。よって、4案件は原案のとおり可決することに決しました。

議案第89号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○服部香代 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第90号及び議案第91号の2案件を一括採決いたします。議案第90号及び議案第91号の2案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○服部香代 議長

御異議なしと認めます。よって、2案件は原案のとおり可決することに決しました。

議案第92号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○服部香代 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第93号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○服部香代 議長

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第94号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○服部香代 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第95号から議案第101号までの7案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○服部香代 議長

御異議なしと認めます。よって、7案件は原案のとおり可決することに決しました。

議案第102号から議案第109号までの8案件に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○服部香代 議長

御異議なしと認めます。よって、8案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第110号から議案第124号までの15案件を一括採決いたします。議案第110号から議案第124号までの15案件については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○服部香代 議長

御異議なしと認めます。よって、議案第110号から議案第124号までの15案件は、原案のとおり同意することに決しました。

○

第2 議案第125号～議案第126号

○服部香代 議長

日程第2、議案第125号及び議案第126号の2案件を一括議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

議案第125号 令和5年度山鹿市一般会計補正予算（第5号）につきまして、御説明を申し上げます。

今回追加提案申し上げます補正予算につきましては、エネルギーや食料品等の物価高騰の負担感が大きい低所得世帯に対して、臨時的な支援策として、給付金を給付するための経費に係るものであります。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正額は、5億7283万7000円です。

補正後の総額は、348億9756万円であります。

3ページをお願いいたします。

第2表は、繰越明許費補正です。（款）民生費の物価高騰対応重点支援給付事業、住民税非課税世帯につきまして、早期の給付に努めるところでありますが、年度内に全ての給付を完了しないため、繰越明許費を設定いたします。

8ページをお願いいたします。

（款）民生費、（目）社会福祉総務費の補正額5億7283万7000円は、物価高騰対応重点支援給付金及びその給付に係る事務費であります。令和5年12月1日を基準

日として、住民税非課税世帯8,000世帯対し、1世帯当たり7万円を給付するものです。財源は、全額国庫補助金です。

以上で、説明を終わります。

**○服部香代 議長**

中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

**○中尾雄二 教育部長**

議案第126号 財産の譲渡について、御説明いたします。

本案は、本市財産の効率的運用及び山鹿市立城北小学校の用に供していた土地の有効活用を図るため財産を譲渡する必要がある、規定により議会の議決を求めるものであります。

譲渡する財産は、土地、所在及び地番、山鹿市菊鹿町松尾字横枕658番21、地目は学校用地、地積4,050.05平方メートルほか1筆で、合計面積は4,104.15平方メートルでございます。

譲渡価格は234万9625円、契約の相手方は、山鹿市菊鹿町松尾666番地3、社会福祉法人明光会、理事長、新道尚章でございます。

以上で、説明を終わります。

**○服部香代 議長**

以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで、議案審議のため、しばらく休憩いたします。

午前10時40分 休憩

○

午前11時14分 開議

**○服部香代 議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております全案件について、質疑を行います。質疑はありませんか。芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

**○芋生よしや 議員**

ただいま提案がありました物価高騰対応重点支援給付金について、お尋ねします。

この給付金については、もう11月のうちに、いつ来るのだと電話で問合せもあった次第で、大変市民から待たれているものです。

そこで、この給付方法、もう何度目かの給付金ですので、市民の皆さんたち、心待ちにして早くと思っているかと思えます。ただ、この対象者になる方たち、高齢

の方が多いかと思うんですけども、通知書が来たときに、これは一体どうすればいいのかと、これまでも何度も相談があったり、見てくれと言われたりしたことがあります。理解しやすい工夫が、何回目かのことです。工夫はできるのか。また、この給付金、生活保護世帯の収入認定がされるのか。また、市税などを滞納している方がいて、滞納世帯がありましたが、その方たち、差押えの対象になるのかをお尋ねしたいと思います。

**○服部香代 議長**

答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

**○山崎寿雄 福祉部長**

芋生議員の質疑にお答えをいたします。

まず1点目、通知書に関しましては、今回御提案を申し上げます予算案の可決をいただきましたら、1月中旬には通知書を発送する予定にいたしております。その中で、文字を大きくするなど、分かりやすいものとなるように努めてまいりたいというふうに考えております。

2点目、まず生活保護世帯に対する収入認定でございますが、収入として認定されないこととなっております。

また、滞納している方の差押えの対応でございますが、差押え対象とはなりません。

以上、お答えをいたします。

**○服部香代 議長**

ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○服部香代 議長**

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております2案件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○服部香代 議長**

御異議なしと認めます。よって、議案第125号及び議案第126号の2案件は、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○服部香代 議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第125号について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○服部香代 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第126号について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○服部香代 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

————— ○ —————

閉 会

○服部香代 議長

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。  
よって、令和5年（第4回）山鹿市議会12月定例会を閉会いたします。

午前11時19分 閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長 服部香代

山鹿市議会議員 金光一誠

山鹿市議会議員 古川和博